

「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現

第 7 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を
尊重する環境の整備

通 し 番 号	性 別	年 齢 層	該 当 人 数	ご意見内容
1	女	30 代	80	「養育費の取決め等を促進するため、法定養育費はあくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的・補的なものであり、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要であることなどについて、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。」とありますが、日本における養育費の受け取り率は非常に低く、特に女性のひとり親家庭の貧困率が高いです。啓発周知のみではなく、諸外国で行われているような養育費の強制取り立てや国による建て替え制度の構築など、「逃げ勝ち」にならないための制度が必要です。また、「共同養育計画及びその在り方について調査・研究し、その成果に基づいて、標準モデル例を公表するとともに、離婚する父母に情報提供する。」とありますが、共同養育については、DV・性被害の被害者が共同養育の対象となっているケースが諸外国に存在しており、十分な検討が必要です。
2	男	40 代	83	外国人が安心して暮らせる環境は必要だが、外国人への生活保護の適用反対。 日本の社会保障はATMのように利用されていることは極めて大きな問題である。
3	女	60 代	-	はっきり言って 無意味な男女共同参画 ある意味 男性差別につながるし マジョリティ差別を推進する 政策 経済的に裕福になる政策が思いつかないのか 重箱の隅ばかりこするのはやめてほしい 政策が貧乏くさくて国を貧しくすることばかりやめてほしい
4	女	50 代	-	多様性を尊重していない社会ではないので変える必要はない
5	男	30 代	78	いわずもがな貧困者には男性も含まれるが「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」と女性が前面に出ているのはなぜか？ 数の差はあるかもしれないが貧困に性差に起因するものはないだろうし、男女問わず対策として取り組むべき永遠の課題である。 男女共同参画社会という目標にそぐわず、そもそも本計画で取り上げるべきテーマではないのではないか？

6	男	40代	-	第6次男女共同参画基本計画（素案）は、働き方改革や女性活躍の推進に重点を置いています が、養育期における父母の共同責任や、離婚・別居後の子どもの親子交流確保といった社会基 盤としての視点が欠落しています。日本は先進国で唯一単独親権制度を維持してきた国であ り、選択的共同親権の施行を控える今こそ、養育における男女共同参画の理念を明確に示すべ きです。 現状では、親権確保を目的とした同意なき別居や子の連れ去りが監護権取得の手段として黙認 されていますが、これは諸外国では刑法犯罪に相当する行為であり、国際的信用の大きな毀損 です。また、こうした環境下で親子断絶を経験する子どもたちは、本計画が想定する「男女共 同参画社会を担う国民」として含まれていないことは明らかであり、計画の根幹に重大な欠陥 を抱えています。 2026年に施行予定の共同親権制度は、DV防止と親子交流の確保を両立させることが課題です。 これに備え、男女共同参画基本計画においても「養育期からの男女共同参画」や「親子断絶防 止」を明記し、政策編に「離婚・別居後の親子交流・養育費履行確保」を新たな柱として加え る必要があります。 男女共同参画は単なる「女性活躍推進」ではなく、子どもを中心に父母が平等に責任を担う養 育環境の整備こそ基盤です。この視点を欠いた計画はいくら見栄えのよい方針を掲げても実効 性を欠きます。第6次計画において、この観点を反映していただくことを強く要望します。
7	女	50代	81	多くの若者が大学進学時に多額の奨学金を背負い、経済的負担が大きい 返済不要の給付型奨学金の拡充や教育費の直接支援を強化し、外国へ支援より先に国内の若者 支援に振り向けてほしい
8	男	40代	-	母子家庭は社会的弱者ではない。父子家庭も同じである。きちんとした就労により、子供の生 活費を稼げるようにするべきである。これに対し、現在の算定表による養育費計算は、決定段 階で他方が意図して就労を控え、他方の収入額によってのみ算定する点で、他方に著しく不公 平な負担を強い、かたや他方は、様々な手当を受給し、そのために就労を意図して控え、公金 が拠出され、しかも、養育費は非課税だから、公金と合わせ、十分な稼働世帯と比べ、母子家 庭のみが優遇されるという、極めて不公平な状態が永續してきた。 これでは、就労支援をしても、何も意味がない。算定表は、双方の現実の生活費を基準にし、 受け取る養育費は収入とみなすべきである。これなくして、母子家庭の貧困問題は解消せず、 真面目な就労世帯に対し著しく不公平であり、何より、子どもの幸せが実現しない。
9	答えたくない	80代以上	83	外国人が安心して暮らせる環境よりも、国民が安心して暮らせる環境を先に作るべき。

10	男	50代	83	見出し「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」時点で、焦点がずれている、と思われます。 高齢化や障害については、万人誰もがそうなりえます。皆平等に年をとりますし、後天的障害であれば万人が起こり得る事態です。 ここに、外国人やルーツが外国、性的マイノリティを加え、一緒に扱う粗雑さに驚きを禁じ得ません。 海外の方が訪日するのは、望んできた訳です（若年・二世以降は除く）。また、性的マイノリティは、自認、です。 高齢（加齢）や障害は、能動的に求めた訳でも自認でもありません。受動的、且つ、事実です。全くの別物です。 勿論、外国人と性的マイノリティも全くの別物です。 ここを十把一絡げにし、安心して暮らせる環境の整備、と語るのは暴論でしかありません。 プライオリティは高齢者と障害者にあり、ここをクリアにしなければ他の整備云々は語れません。 最近もニュースにありましたが、ムスリムによる闇土葬が問題になっておりますが、ダイバーシティに配慮したメディアの言い換えに過ぎず、元来、「墓地、埋葬等に関する法律」に則っておりませんから死体遺棄でしかありません。 死体遺棄は犯罪であり、これが罷り通る状況下において、安心して暮らせる環境、とは何なのか、となります。 より身近な問題としては、不法滞在や不法残留等が挙げられます。 これらの外国人の問題は、排外主義からなる視点ではなく、犯罪者が野放しになっている法的現実を踏まえた意見であり、法を遵守する外国人を批難するものではありません（法を遵守する外国人であれば全く問題ありません）。 「人権教育・啓発活動の促進」は、大前提として日本国憲法に則るべきであり、人権は第三章に国民とあり、国籍法によって国民は定義されています。 従って、法解釈としての人権は国民にあり、ダイバーシティの観点から外国人の人権も尊重するものとなり、その優位性はまず、国民であるべきなのです。 故に、安心して暮らせる環境の整備を語るにおいて、ごちゃ混ぜにして説くのは暴論に近いもの、と思われます。
11	女	50代	81	■就職氷河期世代への雇用支援（外国人雇用より優先） ・長期非正規雇用者や派遣歴の長い国内就職氷河期世代を正社員化する企業に補助金や税制優遇を優先付与。外国人雇用よりも有利な条件で支援。再教育だけでなく、企業が国内既存人材を積極的に採用・正社員化するインセンティブを重視。 ・定年制の廃止 ・リスクリングの社会的促進 ■社会的弱者への支援 立ちんぼ（性産業に従事する少女）への支援：教育機会、医療・カウンセリング、就業支援、居住支援を重点的に提供。 虐待・ネグレクトを受ける子どもへの支援：施設・里親制度の充実、心理的ケア、教育・就業支援など包括的な自立支援を実施

12	その他	30代	-	1. よりインターセクショナリティの視点での差別解消を明記 本素案では「性的マイノリティ」とひとまとめにされており、一部では「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」との記述がありますが、抽象的もしくは不十分な表現ではなく、「SOGIESC」の要素である性的指向 (Sexual Orientation)、ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity)、性表現 (Gender Expression)、性的特徴 (Sex Characteristics) を全て羅列した上で、暴力や差別の対策を明記してください。これは2006年に採択された「性的指向と性同一性に関わる国際人権法の適用に関する原則」の2017年の改定版「YP+10」に基づくものです。いわゆる「LGBT」と呼ばれる性的指向やジェンダーアイデンティティに関するマイノリティのみならず、「ジェンダーノンコンフォーミング」と呼ばれる性表現に関するマイノリティ、「インターセックス」と呼ばれる性的特徴に関するマイノリティも、暴力や差別に晒されやすい現状があります。また、性的特徴がいわゆる「女性型」とされる人（エンドセックス・シスジェンダー女性のみならずトランスジェンダー男性やAFABノンバイナリー、インターセックス女性を含む）は身体に起因する困難も抱えています。インターセクショナリティな視点から性（セックスとジェンダー）に関する差別の解消を進めるために必要です。 2. 「フェミサイド」や「ヘイトスピーチ」対策の明記 女性に対する憎悪殺人（フェミサイド）と推測されるような事件が痛ましい実際に発生していますが、こうした事件について統計が取られることがなく、報道の上でも個人間のトラブルと矮小化されてしまいます。また、オンライン上では女性嫌悪（ミソジニー）や同性愛嫌悪（ホモフォビア）、トランスジェンダー嫌悪（トランスフォビア）に基づくヘイトスピーチが蔓延しております。これらはヘイトスピーチ解消法の対象外であり、対策はプラットフォーム事業者による自主規制任せであります。多くのプラットフォーム事業者は米国を拠点としているため、米政権の反DEI施策の影響を受け野放しになっている状況です。オンラインのヘイトスピーチを放置することは、現実社会での暴力に通じます。もちろん言論の自由や表現の自由、プライバシー権の保護などは大前提です。
13	答えたくない	40代	1	本計画素案では「多様な人々が尊重される社会」を掲げつつも、依然として「男女共同参画」という二元論的な用語を使用しています。本文においても「男女が対等に参画する社会」（第1部第1章）とありますが、この表現はトランスジェンダーやノンバイナリーを含む多様な性のあり方を前提としていません。用語自体が差別的であり、すでに多様性の時代にそぐわないものです。真に包摂的な政策とするため、用語の見直しを強く求めます。
14	団体として提出	団体として提出	84	(2) 具体的取組 エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応(1) 1点目は(1)の1行目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等に加え、……」のなかの 部落差別(同和問題)に関すること等に加え、を被差別部落当事者に関する等に加え、と書き換えていただきたい。 2点目は(1)の4行目 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、」のあとに、 「さらには、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・琉球女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。

15	女	60代	80	平素より、行政を支えてくださり、感謝申し上げます。 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)についてご意見させていただきます。 令和6年5月17日に共同親権の導入を含む改正民法案が可決・成立し、議論の中で「離婚後も両親双方と関わる事が子どもの利益である」という観点が何度も示されました。これにより、ようやく日本の民法が「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」とする、子どもの権利条約と矛盾のない内容に改められました。 一方、これまでの子どものいる離婚は、父母双方の葛藤を下げさせ、子どもに関する話し合いを冷静に行わせるという側面が著しく欠如しており、同居親側の「子どもと関わらせない。」、別居親側の「金を払わない。」の主張が対立することで子どもの存在を不安定なものにしてきたと思います。 誤解を恐れずに申し上げれば、安易にひとり親に追いやるベルトコンベアであったと思います。 今回の計画(素案)において、共同養育計画やADRが入ったことは素晴らしいことだと思いますので、是非、強力に推進していただきたいと思います。 安易に父母の分断を図るのではなく、建設的な話し合いの下、子どもたちが経済面でも精神面でも満足感を得られる世の中となることを祈念しております。
16	女	50代	81	政策の基本的方向の2番目 性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等に加え 部落差別(同和問題)に関すること等に加えを被差別当事者に関すること等に加えと置き換えていただきたい。
17	団体として提出	団体として提出	81	施策の基本方向にかかわって 「部落差別(同和問題)に関すること等」とされている表記を 「被差別部落当事者に関すること等」に変更していただきたい。
18	男	20代	81	政府が推進する事ではない。それは、差別を作る事。 多様性の是非は、個人の判断によるもの。
19	男	30代	83	「上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し」と書かれていますが、昨今の困難女性支援法や女性のみ受けられる制度が充実している以上、男性障害者の方がより困難な状況から抜け出しにくいと考えられます。男性より複合的な困難な状況というのを具体的に書けないのであれば削除すべき文言だと思います。
20	答えたくない	80代以上	-	度々「アイヌの人々」という表現が見られるが、日本には琉球民族、朝鮮民族など多種多様な人種・民族が存在しているはずです。 殊更 アイヌ民族だけを挙げて 矢面に立たせるのではなく、「アイヌ民族等を含めたすべての民族」といった 包括的な表現に 改めるべきではないか。

21	女	70代	-	1) そもそも、内閣府に男女共同参画局推進課がなぜあるのかその意味が不明である。男女共同でできることとできないことがある。 2) それぞれの適正を活かすことこそが必要であり、固定概念でのこのようなおとことおんなとわけて共同でできることを推進する、と言うことには違和感がある。 3) こども家庭庁もあるが、それこそ男女(両親)の共同作業が必要であって、少子化と騒ぐならばそこにこそこの推進課を持ってゆくべき。 4) また、厚労省との絡みもあり、横断的な省庁が必要であることから、内閣府のこの推進課とこども家庭庁は解体し、吸収合併整理し、男女、親に関わる部門を作るべき。 5) さらに、最近、行き過ぎたLGBTなどによる男女が本来持つ生物的役割が少し疎かにされており、過去への回帰も含め、再考すべきである。 6) また、別姓の問題も深い関係があり、戸籍制度とともに、けして別姓を容認すべきではない。私自身、これまで(1)旧姓、(2)夫の姓、(3)複合名と3種類を使って、国内外で活動してきて社会生活を送り仕事をしてきた。婚姻するなら夫婦(家庭)を別姓にすることはあってはならない。北欧などでは、離婚回数が多く、両親と子供の名前が違って表札にも3つも名前がある家庭があるが、子供の精神的悪影響も色々出ており、学校の心理カウンセラーはどこにも配置されているほどである。個人主義の国ならばまだ孤独にある程度耐性があるが、日本のように長いこと集団や家庭という形で来た国では子供の不幸な感情が曲がった形で出てしまい、都会の売春に走ったり不良になったりする。従って、内閣だけで家庭における夫婦別姓を決してみとめてはなりません。 7) 私は女性ですが、わざわざ女性の雇用率を上げる、上司の率を上げる、大学でも女性の教員率を上げるなど、女性に力点を置きすぎの政策があるが間違っている。これは男性に対する差別だと感じる。 8) あちこちに婦人会館などあるが、これも上記同様、男性差別であり、その名称を止め、市民会館などと名称を変えるべきである。それと役所が人員を割いてろくな仕事をしてないのに、税金の無駄である。 9) いかに無駄な予算を省けるかの見直しが強く求められている。
22	団体として提出	団体として提出	84	84頁エ(1)1行目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等に加え」の中の「部落差別(同和問題)に関すること等に加え」を「被差別部落当事者に関する等に加え」に書き換えていただきたい。
23	男	50代	78	貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にあるこどもへの教育の支援、生活面での支援等を切れ目なく支援していく必要がある。 ひとり親家庭の子供が、大学等へ進学する場合、多くの学費を1人で準備する必要がある。奨学金等の制度もあるが、いずれ子供や親が変換しなければならず、その親や子は、その後負担が強えられることとなる。学費以外にも、高額な参考書などの購入、インバウンドの影響で高騰する住居費、物価高騰の中の食費などかかる費用は多額のものとなる。 特にシングルマザーの家庭では、親の就労によって得られる賃金が男性に比べ低いことが多く、そのため複数の仕事を掛け持ちすることも多い。子供も、親に苦勞をかけないようにと、複数のバイトを掛け持ちしたり、短時間で高額な報酬を得られるようなバイトなどに手を出してしまう。そのことで犯罪に巻き込まれることも多いのではない。 未来の社会を担う若者を守り育てるために、国や政府がすべきことは多い。 弱者を守る制度の充実こそ、今しなければならないことではないか。
24	団体として提出	団体として提出	84	84頁エ(1)の4行目 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、」の後に 「さらには、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。
25	男	50代	84	「アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等」への支援は、あえて差別を作り出し、補助金を搾取するための制度と化している疑念があり、本質的な解消に向けた見直しが必要です。生活に困窮する外国の方は、自国大使館に頼るか母国へ帰国することが適切であり、日本が過度に支援する必要はありません。

26	男	50代	86	「(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や障害者雇用対策基本方針（令和元年厚生労働省告示第197号）等を踏まえた就労支援を行う。」について、最低賃金の引上げにともなう人件費の増加により、一般の中小企業の経営が圧迫されているのと同様に、A型事業所も経営が成り立たず撤退するという事態が急速に進んでいる。これまでA型事業所で働き、納税もしていた障害のある人にとって、今般の最低賃金の引上げにともない、効果的な事業所支援策がないことが非常に問題となっている。生活、やりがい、そして命に係わる問題である。今まで納税をしていたひとが、それもできなくなったことから、社会にとっても大きな損失であり、以上のことから、緊急に手立てを講じる必要があると考えます。必要な法整備をお願いしたい。
27	女	60代	81	提出先：第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 関連箇所：p. 81（1） 私は、長年にわたりDV被害者支援に取り組んできた一当事者として、以下の意見を提出します。 素案が示す「男女間の賃金格差の解消」や「女性の就業継続支援」は、高齢期の年金格差是正に不可欠な取組であり、強く賛同します。 しかし、現行の年金分割制度は、以下の理由でその本来の機能を果たせておらず、早急な見直しが必要です。 1. 「制度の谷間」の深刻化 年金分割制度の対象者の中で、毎年約6割が制度を利用せずに離婚を終えています。これは、単なる「知らなかった」という自己責任ではなく、「制度そのものが抱える構造的な問題」です。 2. DV被害者にとっての非現実的なハードル DVによる長期的なトラウマで、30%以上に発症するとされる「複雑性PTSD」を抱える当事者にとって、DVによる難儀に加えて「離婚後2年以内」という厳格な期限と複雑な手続きは、あまりにも非現実的な障壁です。 3. コロナ給付金の教訓 コロナ禍の特別定額給付金において、DV被害者に対して住民票を移していなくても受給できる「特例措置」が設けられました。この事例は、制度が個人の過酷な状況に寄り添うことで、社会の谷間にいる人々を救済できることを証明しています。 年金分割は、国庫に新たな財政負担をかけずに、すでにある財源の再分配によって老後の貧困を防ぐことができる数少ない制度です。 「賃金格差の解消」に向けた現役世代の取組と合わせて、すでに困難に直面している人々を救済できるよう、年金分割制度に個別の事情を考慮した救済措置を設けることを強く求めます。
28	女	30代	83	外国人への配慮とあるが、保険料や税金も納めず医療サービスなどタダ乗りしている人には簡単にサービスを受けさせないでほしい 日本でそういった行政サービスを提供するならばどんな方に提供するのかしっかりと厳正に判断できるよう条件を定めてほしい 不法滞在、無職で生活保護など強制送還してほしい

29	男	40代	79	1. 現状批判 ひとり親家庭の生活安定や子育て支援は社会全体で取り組むべき重要課題です。しかし現行計画では、支援の前提が「母子家庭」に偏重しており、父子家庭や男性ひとり親家庭はほとんど考慮されていません。マザーズハローワークや母子家庭就業・自立支援センターといった名称や制度設計は、支援の対象を事実上「母親」に限定し、父親がひとりで子育てを担うケースを制度上の例外として扱っています。 実際には、離婚や死別、未婚出産など様々な経緯による男性ひとり親も存在し、生活や就労で深刻な困難に直面しています。子を抱えて働くという負担は、母であろうと父であろうと等しく重いはずで、にもかかわらず、制度が母子家庭を中心に設計されていることで、父子家庭は「自力でやるべきだ」と突き放され、不平等な扱いを受けています。これは子どもの成長や福祉を社会全体で守るべきという理念と矛盾し、父子家庭とその子どもに対する二重の不利益を固定化する危険を孕んでいます。 2. 政策的提言 支援の目的が「子どもが健やかに育つ環境の確保」にある以上、親が母であるか父であるかは本来無関係であるべきです。したがって、政策は「母子家庭支援」から「ひとり親家庭支援」へと中立化させる必要があります。具体的には、以下を提案します。 1. 制度名称の見直し 「マザーズハローワーク」「母子家庭就業支援センター」といった名称は、男性ひとり親を心理的に排除します。名称を「ひとり親支援」に統一すべきです。 2. 父子家庭への実効的支援 給付金、住宅支援、職業訓練等を男女問わず同等に利用できるよう制度運用を見直すべきです。 3. 子ども中心の視点への転換 支援は親の性別でなく「子どもの福祉」を基準に設計し、教育機会や生活基盤に差が生じない制度とすることが必要です。 4. 偏見の是正 「子育ては母親が担うもの」という固定観念を制度から排し、父親が育児を担う場合も社会が等しく支える姿勢を政策として明示すべきです。 結論として、現在の「母子家庭偏重型」制度は性別による救済の線引きを温存し、子どもにとって不平等な支援につながりかねません。支援の基準を「親の性別」ではなく「子の福祉」に置き直し、父母双方のひとり親家庭が公平に安心して生活できる社会を整えることが急務です。
30	女	20代	1	男女共同参画社会基本法は「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること」を謳っていますが、この基本計画の文中で「男性」は122か所、「女性」は986か所と著しく乖離があり、均等や平等とは著しくかけ離れた計画となっています。全文を読み直しても女性の参画拡大や女性ならではの問題という言葉が無数に出てくるのに対して、男性への支援や男性特有の負担などという語句が全く見られません。自殺や労災死、平均寿命や幸福度など女性より困難な状況は透明化されており、全ての項目に男性特有の困難な状況を全て記載すべきであると感じます。
31	答えた くない	60代	77	白丸一番下：第一文と二文の間に、「人権教育推進法の抜本改正により差別の定義を定めた包括的反差別法を制定し、パリ原則に則った国内人権機関を設置する。」を加える。交差性差別に対しても迅速かつ普遍的に救済できるようにしなければならない。裁判より迅速かつ普遍的是正がなされる救済法としての国内人権機関を設置する。
32	答えた くない	60代	82	(2) イ：モルドバでは、医療的ケア時等重度障害児で、保護者が就労をあきらめざるを得ず、常時ケアに入らなければならない場合、介護士を雇用したのと同等の額が支給され、年金保険料もその額から納められ、保護者（主に女性）及び子どもたちが困窮しないような制度がある。日本でも導入することを明記する。
33	男	60代	-	男女関係なく、貧困な生活を送らないような政策が必要です。
34	女	60代	79	6 地域女性活躍推進交付金により支援するとありますが、民間シェルターは運営自体に財政的困難が多く、出来高報酬以外に国が財政支援を充実して下さい。

35	男	40代	80	資料では、離婚後の子の養育に関わる民法改正が言及されており、子の利益を確保する観点から必要な施策の充実が求められています。しかし、DV等の問題がない健全な家庭関係であったにもかかわらず、離婚後には同居していない側の親が精神的・経済的に大きな負担を強いられるケースが少なくありません。 (1)面会交流の機会の確保：養育費の支払いが滞りなく行われていても、面会交流は同居親の意向に左右されることが多く、非同居親が子と会う権利が十分に保障されていないのが現状です。これは、子の健全な育成に不可欠な「両親との継続的な関わり」が阻害され、子の利益にも反する可能性があります。 (2)養育費の算定方法：養育費は、大まかな算定表に基づいて決定されることが多く、個々の経済状況、特に非正規雇用の不安定な収入や再就職の困難さが考慮されていないことが課題です。 こうした一方的な負担や苦しみは、男女関係なく心身の健康悪化や生活の質の低下を招く側面があることにも留意すべきです。したがって、民法改正の趣旨を最大限に活かすため、「子の利益」を最優先に考えた共同養育を原則とし、客観的な研究に基づいた面会交流の回数や方法を検討するとともに、養育費の算定においても個々の経済事情に柔軟に対応する仕組みを構築することを提言します。これにより、男女間の公平性を確保し、全ての人がより安心して離婚という選択をできるようになるはずです。
36	女	50代	77～	基本認識「○ 性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等」との順番で述べているのに、＜施策の具体的な方向と具体的な取組＞に「性的マイノリティが安心して暮らせる環境の整備」がない。本来、「性的マイノリティ」が最初に来るべきで、「エ」の見出しの「等」に含めるべきではない。また「エ 女性であること」で更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」との見出しは、他の見出しと合わせて、「女性であること」で更に複合的に困難な状況に置かれている人が「安心して暮らせる環境の整備」とするべきであるし、男女共同参画の基本計画であるので、優先順位が高いはず。
37	男	50代	-	男女共同参画予算の使途の透明化と、真に困難な状況にある男女双方への支援を求める提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 男女共同参画関連予算の一部は、国民の共感を得にくい特定のイデオロギーに基づいたイベントや、費用対効果の検証が不十分な事業に費やされているとの批判がある。これらの予算は、真に困難な状況にある人々への支援にこそ充当されるべきである。 しかし、その再配分先を検討する際には、細心の注意が必要となる。例えば、ひとり親支援団体の中には、「共同養育」の理念に反し、一方の親（主に父親）との親子関係を軽視または敵視するような偏った思想を持つ団体が存在することも指摘されている。そのような団体に公金が行くことは、単なる税金の無駄遣いととらまらず、男女間の対立を煽り、親子の引き離しという深刻な人権侵害を助長しかねない。これはジェンダー平等の理念に著しく反する。 公的資金は、特定の思想を持つ団体の活動資金となるべきではなく、政治的に中立で、性別を問わず困難を抱える全ての人々の福祉に資するよう、透明かつ公正な基準で配分されなければならない。 【提言内容】 1 効果の検証が不十分なイベントや、特定の思想に偏った講演会等に充てられている男女共同参画関連予算を抜本的に見直し、大幅に削減すること。 2 削減した予算の再配分先は、厳格な基準をもって選定すること。特に、ひとり親支援等を目的とする団体への助成・委託に際しては、以下の点を評価基準に加えることを義務付ける。 ・共同養育への賛同：離婚後の父母双方による子育て（共同養育）の重要性を理解し、その実践を支援する活動を行っていること。 ・中立性：親子断絶を助長したり、一方の性別を不当に貶めたりするような活動を行っていないこと。 ・透明性：会計報告や活動報告が適切に行われていること。 3 再配分先として、これまで男女共同参画の文脈で見過ごされてきた、以下のような真に支援を必要とする分野を新たに開拓し、予算を重点的に配分すること。 ・離婚後の男性のメンタルヘルスケアおよび自殺防止対策事業。 ・DVやモラルハラスメントの男性被害者のための相談

38	答えたくない	60代	78	(1) 白丸1つ目：「賃金を確保できるようにするため、」と「男女共同参画の視点から」の間に、「同一価値労働同一賃金を法令に明記し、」を加える。労基法第4条の「同一労働」は全く同一の労働はないという言い訳に使われてしまう。本来は、「同一価値労働」の意味である。 (1) 白丸3つ目：「地域の実情」を「こども・若者の実情」に修正する。「地域の実情」だとレベルの低い支援しかできない言い訳に使われてしまう。 (2) ア②末尾の「を推進する。」を削除し、「のため、人権教育推進法の抜本改正により差別の定義を定めた包括的反差別法を制定する。」を加える。労働における性差別が未だ民法第90条の公序良俗違反とされているなど、差別を定義する実体法がない。
39	答えたくない	60代	84	ウ②「配偶者からの暴力から逃れるために非正規滞在となった外国人女性が被害申告をしたために出入国管理局へ収容されることがないようにする。」を加える。名古屋入管死亡事件のウイシュマさんのような人を2度と出さないように。
40	女	50代	-	[男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備]とのことですが、多様性とは何を指すのでしょうか。欧米では多様性という言葉のもと、女性自認男性（トランス女性）が女性刑務所に入ったり、女性シェルターに入るなどして、入所者に対して性暴力をふるっているという現状があります。 ゆえに、男女共同参画という言葉と多様性という言葉のもとに、生物学的女性が割を食うような施策を作ろうとしているのであればやめていただきたいです。女性は生物学的女性を指すとの明示が必要だと考えます。
41	答えたくない	60代	80	(2) イ④第一文と二文の間に、「自治体による養育費の立て替え払いと代位請求制度を導入する。」を加える。明石市が導入している制度で実効性がある。 (2) イ④最後の文を削除する。ADR事業者は早く終了させるため等で共同親権を当然のように協議に入れてくる。 (2) イ⑤黒丸3つ目：「相談体制の充実を図るとともに」と「高校中退者等」の間に、「放課後・長期休暇等の居場所作りをする。」を加える。放課後カフェを高校内で運営しているNPOによると、「お腹を空かせている生徒が多く、春雨スープが人気」。金を使わず、安全で安心にいられる場所が高校中退を防ぐ。
42	男	40代	80	第7分野 1 (2) イ 養育費の受療率が低い原因は、取り決めがされていない事例が多いことであるため、取り決めの推進について記載されている内容は適切である。一方で、受領率の向上においては、離婚後の共同養育や親子交流が重要であるため、前段の養育費と後段の共同養育を関連させた内容にすべきである。ただ、現状、司法は共同養育や親子交流を拡充するよりも制限する判断をとっているため、共同養育及び男女共同参画を阻害する存在となっている。家庭裁判所の体制強化や専門性の向上ではなく、そもそも家庭裁判所の廃止を含めた抜本的な改革を要請すべきである。
43	団体として提出	団体として提出	81	施策の基本的方向の2番目 「性的マイノリティであること、障がいがあること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等」 部落差別（同和問題）に関すること等を被差別部落出身者に関すること等も加えていただきたいです。
44	女	60代	81	第2部 I 第7分野 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 (1) 施策の基本的方向 8 1 頁 (1) 施策の基本的方向の2番目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、……」のなかの部落差別（同和問題）に関すること等に加え、を被差別部落当事者に関すること等に加え、と書き換えていただきたい。

45	女	60代	84	第2部 I 第7分野 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 (2) 具体的な取組 エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 ① 84頁 エ ① 1点目は①の1行目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等に加え、……」のなかの部落差別(同和問題)に関すること等に加え、を被差別部落当事者に関すること等に加え、と書き換えていただきたい。 2点目は①の4行目 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、」のあとに、「さらには、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。
46	女	50代	81	性的マイノリティは教育や職場でいない”ものとして疎外されているだけではなく、昨今は、選挙やSNSでも攻撃の対象になっており、現状の人権教育・啓発等では不十分である。全国の支援団体により民営のLGBTセンターが設置されたり、女性センター、ユースセンター、図書館等の公的場所を借りて、居場所づくりと相談事業が行われており、こうした取り組みについて調査し、全国に普及させてほしい。今は、少数者が社会的な攻撃を受けている状況であり、安心できる居場所を地域に設け、そこで相談事業などを行い、人権侵害の事例を収集する必要があると考える。”
47	女	60代	-	特になし
48	女	20代	77	意見：複合差別の概念が十分に記述されていません。 理由：素案では「複合的な困難」という言葉は使われていますが、「複合差別(intersectional discrimination)」という国際的に確立された概念が明示されていません。複合差別は、単に属性が重なることで困難が増すということではなく、複数の差別が交差することにより独自の不利益や排除が生じることを意味します。この点を明確にすることは、包括的差別禁止法の制定にもつながる重要な基盤であり、国際人権基準とも整合するため不可欠です。
49	女	60代	-	次からつぎの値上げは必要なのでしょうか？
50	女	20代	77	意見：在日韓国・朝鮮人女性やその他の民族的マイノリティ女性に関する記述が欠落しています。 理由：素案では「外国人や外国にルーツがある人」とまとめられていますが、これでは歴史的背景や日本社会固有の差別構造が見えなくなってしまう。特に在日韓国・朝鮮人女性は、植民地主義や戦後の歴史的経緯の中で長期にわたり差別を受けてきた存在であり、その経験を他の「外国ルーツ」と一括りにするのは不適切です。
51	女	50代	84	1点目は(1)の1行目「性的マイノリティであること、障害であること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関することなどに加え、……」のなかの部落差別(同和問題)に関することなどに加え、と書き換えていただきたい。 2点目は(1)4行目「また、人権問題が生じた場合に、法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、」のあとに、「さらには複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たちのおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入いただきたい。
52	女	20代	77	意見：「性的マイノリティ」と一括するのではなく、レズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダー女性、インターセックス女性などを明示すべきです。 理由：内閣府の資料ではレズビアンなどの用語が一度も出てこず、当事者の存在が不可視化されています。このままでは、それぞれの女性が直面する固有の差別や困難を政策が適切に捉えることができません。

53	団体として提出	団体として提出	81	施策の基本的方向の2番目 部落差別（同和問題）の個所を被差別部落当事者に関することに書き換えていただきたい。 私たちも人です。
54	女	70代	-	2024年10月の女子差別撤廃委員会の総括所見では、アイヌ女性、部落女性、在日コリアン女性、障害のある女性、性的マイノリティの女性（L B T Q I +）、移民女性などが交差的な形態の差別のために教育、雇用そして健康へのアクセスが制限されているとし、随所にわたって、マイノリティ女性たちの人権課題について取り上げている。 たとえば、ジェンダーステレオタイプについてはアイヌ、被差別部落、在日コリアンの女性や少女に対する根強いジェンダーステレオタイプに対する懸念を示し、これを効果的に解消するため、国のすべての分野で対応する包括的かつ持続可能な措置を実施するための国レベルの政策を策定し、実施するよう勧告が出されている。 その他、政治的・公的活動への平等な参加について、障害のある女性や、部落、アイヌおよび在日コリアンなどの民族的マイノリティの女性が、自分たちの生活に影響を与える意思決定に占める割合を高めるため暫定的特別措置を含む具体的な措置をとることや、雇用における差別とハラスメントについても先住民族の女性、部落女性、障害のある女性、移民女性、L B T I 女性に言及し、有害なジェンダー規範や社会規範の解消に対処するよう勧告が出されている。このような勧告の意義を真摯に受け止め、課題に取り組むこととする
55	団体として提出	団体として提出	84	1点目 1行目 部落差別（同和問題）を被差別部落当事者に書き換える 2点目 4行目 「また、人権問題が生じた場合に法務局・・・・利用できるように、」のあとに 「さらに、複合的に困難な状況に置かれている部落女性をはじめとするマイノリティ女性のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させるとともに相談者の背景が理解できるよう相談員への研修が必要である」を挿入
56	女	80代以上	-	古くからのならわしを今さら、なぜ変更しないといけないのでしょうか 疑問です

57	団体として提出	団体として提出	基本認識 貧困対策には憲法25条の生存権に基づく社会保障の拡充が求められている。社会保障費は、2013年から24年度の高齢化に伴う自然増に対する圧縮額が2兆4千億円を超えている。後期高齢者の医療費窓口負担、介護保険料引き上げ、利用料の負担増が進められ、介護訪問事業所に対しては介護報酬引き下げなどで事業所が倒産や廃業となり全国で介護訪問事業所のゼロの自治体が150を超えている。これら困難を打開するために医療や介護などを支援する施策は急速に求められている。高齢女性の多くが低年金受給者であり生活困窮者である。男女間の賃金格差や非正規雇用労働者の6割～7割が女性である実態を解決する施策が必要である。また、物価高騰対策も欠かせず、くらしの苦難を打開するため、消費税減税、年金受給額の増額、教育費の軽減など具体的な支援策が求められる。 「施策の基本的方向と具体的な取組」に盛り込むべき事項 1 女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対し、相談支援から一時保護施設入所、子どもの対策などを含め総合的な支援の拡充・強化、国・地方自治体の人的増加や施設など予算拡充を行うこと。 2 「こども・子育て支援金」は公的医療保険に上乗せすることなく、国の責任で財政確保すること。 3 介護保険制度は誰でも安心して利用できるように、国民負担を増やすのではなく、国の負担を増額し、利用料・保険料の軽減をはかること。 4 子育て世帯に対し、保育料引き下げ、中学校給食完全実施、小中学校の給食費の無償化、就学援助の拡充、国による18歳までの子どもの医療費無料制度の創設など子どもが健やかに育つ環境を整えること。 5 生活保護費は物価高騰に見合う生活保護基準や「母子加算」に改善すること。老齢加算を復活すること。 6 離婚後共同親権については在り方を見直し、子どもの最善の利益を尊重すること。家庭裁判所の体制を拡充すること。 7 子ども食堂や困難な学生に対する食料支援制度を創設し補助金・支援金を設けること。 8 従来の健康保険証廃止を撤回すること。マイナ保険証を持っていなくても保険者から交付される「資格確認書」により医療が受けられること。 9 高額療養費の限度額引き上げを白紙撤回すること。 10 長期収載医薬品の保険外しによる患者負担増を廃止すること。OTC類似医薬品の保険外しは行わないこと。
----	---------	---------	--

58	女	60代	77	1. 要旨 DV被害者の貧困は、単なる経済的困窮にとどまらず、心身の健康、社会的孤立、そして司法アクセスを妨げる複合的な困難です。現行制度ではこの特異な状況に対応できず、被害者は自己責任として放置されています。真に被害者を救済し、貧困の連鎖を断ち切るためには、DV被害者への経済的支援を社会全体のセーフティネットとして明確に位置づけ、公的な責任において制度を確立することが不可欠です。 2. 詳細と理由 DV被害は、直接的な暴力だけでなく、加害者による経済的支配や、避難による離職で経済基盤を喪失させます。これにより、被害者は低賃金の不安定な仕事に就かざるを得ず、心身の回復、医療、法的闘争に必要な費用を捻出できません。 特に、DVを原因とする民事裁判は、不安定な就労との両立が極めて困難です。弁護士費用や実費の負担が、多くの被害者が法的救済を諦める最大の障壁となっています。 この状況は、第7分野の【基本認識】に記載されている「暴力の被害等に関する施策の対象ではない場合は、行政や支援機関との接点を持ちにくく、公的な支援を受けることが難しくなっている」という問題そのものです。DV被害者は、暴力によって生じた特異な困難を抱えた存在として、特別な配慮と支援が必要です。 3. 求める施策 (1) DV被害者に対する包括的支援の創設 DV被害者の貧困を個人の問題ではなく、社会のセーフティネットの不備と捉え、以下の施策を求めます。 司法手続きにおける経済的支援の創設：DVを理由とする民事裁判（離婚訴訟など）の弁護士費用や実費を支援する制度を創設し、経済的な理由で法的救済を諦める被害者をなくし、司法アクセスを保障すべきです。 生活保障制度の確立：被害者が心身の回復に専念できるための生活保障制度を確立し、貧困の連鎖を断ち切るべきです。 情報提供の強化：DV被害者が利用できる支援情報を、多忙で経済的余裕がない被害者にも届くよう、積極的な広報とワンストップの相談窓口を充実させるべきです。 結び DV被害者への支援は、慈善ではなく社会全体の責任です。DVがもたらす複合的な困難は、被害者個人だけでなく、子ども、ひいては社会全体に多大な損失を与えます。私たちは、すべての女性が安全に安心して暮らせる社会を築くために、被害者が回復し自立するための経済的基盤を公的に保障することを強く求めます。
59	男	40代	79	(2) ア6 「男性の望まない孤独及び孤立の解消等のための相談員の育成を含めた男性相談の取組」を「地域女性活躍推進交付金により支援」とするが、男性支援の取組を女性支援を掲げた予算により行うことは予算使途の不明瞭化につながりかねず、このような措置をすること、またそのような措置を国が推奨するかのような記載には反対する。（※同交付金ではその掲げる目的に沿った「困難を抱える女性に寄り添った相談支援」も支援することは理解するが、そうするとますます交付金の使途が混線して不明瞭となる） 社会保障費の暴騰と負担感の増大が続くなか、市民の目は一層厳しさを増しており、そのような目的外にも見える予算の使用を排し、掲げる目的と実際の事業とが対応するよう、原則を守っていただきたくお願いします。

60	女	60代	80	第7分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」において、貧困等生活上の困難を抱える女性への支援が掲げられていることを評価します。 しかし、DV被害の当事者として、本素案にはDVが単なる貧困問題ではなく、深刻な人権侵害であり、犯罪行為であるという根本的な視点が不足していると感じます。この認識の欠如が、各施策の「ぬるさ」に繋がっていると考え、以下に意見を述べます。 養育費の確保と法的支援について 素案に記載されている養育費の啓発や法テラスの拡充は歓迎すべきことです。しかし、養育費は単なる「生活扶助義務」ではなく、**「生活保持義務」**として明確に位置付け、その認識を徹底すべきです。 また、法テラスの支援は評価できる一方で、DV被害者が弁護士の善意に依存せざるを得ない現状は、制度の構造的な欠陥です。国が責任を持って、DV被害者が公正な法的支援を受けられる体制を構築すべきです。 家庭裁判所の専門性強化とADRについて 家庭裁判所の体制強化・専門性向上は不可欠です。しかし、DV事案において、ADR（裁判外紛争解決手続）は論外であると明確に位置付けるべきです。DVは支配と服従の関係であり、対等な話し合いを前提とするADRは、被害者に再び加害者との対話を強いるものであり、機能しません。 当事者としての経験から、DVが**「金銭に換算できる不法行為」**であると認められた地裁の画期的な判決を経験したものの、高裁で理不尽にその判断が覆され葬られたという経験をしました。このような裁判例も参考に、家裁の専門性向上が図られることを強く要望します。 共同養育計画について 素案では共同養育計画の調査研究が掲げられていますが、DVの現実を無視して**「共同養育ありき」**でモデルが作られることに対し、強い懸念を表明します。DVがあるケースでは、被害者の安全と子どもの最善の利益を守るため、共同養育の適用から完全に除外**されるべきです。 結論 DV被害者が貧困に陥ることは、決して個人の問題ではありません。それは、DVという犯罪行為を、社会や制度が軽視してきた結果です。 本素案が掲げる「誰もが安全に安心して暮らせる社会」を実現するためには、DVを単なる生活上の困難ではなく、社会全体で取り組むべき人権侵害として捉え、抜本的な対策を講じることが必要です。
61	団体として提出	団体として提出	-	「施策の基本的方向と具体的な取組」に盛り込むべき事項 1 女性の低年金、無年金問題を解決するためにも、消費税にたよらない全額国庫負担による最低保障年金制度を創設すること。年金を毎年引き下げる仕組みのマクロ経済スライドを廃止すること。 2 介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が2%に引き下げられた。安定した訪問介護事業が行えるよう、訪問介護の基本報酬を引き上げるなどの改善を行うこと。 3 75歳以上の高齢者に対する医療費窓口負担2割を1割に戻すこと。2割負担導入の受診への影響把握を継続して行うとともに、「配慮措置」を継続すること。
62	女	50代	79	（2）ア5に「女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」と書き込まれたことを評価したい。自治体の現場では、女性支援新法の担当部署（多くは福祉系）と男女共同参画の担当部署が異なっていることが多く、市区町村の男女共同参画基本計画の中に、女性支援新法に基づき強化されるべき施策が書かれていないことがままある。女性支援新法が反映された計画を策定するよう、政府として働きかけを強めてほしい。

63	男	40代	81	(1) 「人権教育・啓発等」について、法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」から、以下の文を注意事項として引用して地の文や注として補足してはいかがでしょうか？ ■以下、引用■ また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。 もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるが余り、あたかも「多数者（マジョリティ）」の理解が得られなければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意しなければならない。 このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。
64	男	30代	77	超高齢化社会になった原因は、相次ぐ増税による国民負担率の増大により貧困層が拡大し、結婚も出産も経済的にできない人ばかりにしてしまった社会設計にあります。故にまずは減税し、国民の生活を立て直す事が先決です。その証拠に年収は過去最高を年々更新していますが、逆に国民の所得は減っている事が政府の統計からも明らかです。ここに記載されている諸問題は減税でほぼ解決可能です。
65	女	50代	-	あまりに国民は貧困になってます。給料の半分がもっていかれて、海外にお金ばら撒き、国民を守ろうとしません。あり得ないです。
66	団体として提出	団体として提出	78	2025年度版「高齢社会白書」は、総人口に占める75歳以上人口の割合は、2070年には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上と予想されます。 60代後半の男性6割、女性4割以上が就業しています。60歳以上の4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと高齢期にも高い就業意欲を持っている理由として「仕事そのものが面白いから」「自分の知識・能力を生かせるから」。収入以外の理由を5割超えています。70歳以上では更に高くなっています。 しかし、昨今の物価高などで生活の為に働かざるを得ない高齢者も増加しています。年齢によって分け隔てることなく、若い世代から高齢世代まで全てのひとが「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会をめざしていくことが必要です。 高齢期の人が暮らしやすい社会をつくることは、次の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながります。
67	女	40代	78	(1)派遣等の非正規雇用をなくし全員正社員にしてほしい。労働力の搾取の温床になっている。正社員と同じ業務内容で同じ時間働いているのに非正規雇用の方だけ待遇や賃金に差があるのはおかしい。 (2)派遣会社は中抜けするだけの存在なので廃止してほしい。 (3)男女共に長期の育児休暇を取る前提の社会にしてほしい。取らない場合だけ申請するなど仕組みを変えれば取得率は上がると思う。 (4)最低賃金を諸外国並みにもっと上げてほしい。物価は高騰し続けているのに賃金だけ30年前と変わらないのはおかしい。
68	男	40代	77	基本認識 「各種支援事業を行う地方公共団体にあつては連携する民間団体の適格性について事業前に十分に情報を得て慎重に判断するとともに、事業完了まで被支援者の利益が守られるように十分に配慮すること」のように記載を補ってはいかがでしょうか？ 困難女性支援のモデル事業である「東京都若年被害女性支援事業」では、住民監査が認容されて民間団体の問題が指摘されたうえ、現在は複数の住民訴訟が起こり混乱が続いています。更に、同東京都事業では薬物汚染が疑われる事案も起きており、いずれも東京都事業ではありますが、国としても襟を正すとともに、他の事業も含めて、被支援者および支援団体のためにも、広く注意喚起を行って同様の事象が起こることを防ぐことが望まれます。

69	女	40代	81, 84	性的マイノリティであること（中略）部落差別（同和問題）に関する事等に加え、この部分を被差別部落当事者に関する事等に加え、と書き換えてください
70	女	40代	84	「また、人権問題が生じた場合に、法務局、地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」の後に「さらには複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など）の置かれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい
71	女	60代	-	施策の基本的方向の2番目 性的マイノリティであること、障害があること外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人であること、部落差別（同和問題）に関する事等に加え、被差別部落当事者に関する事を等に加えと書き換えていただきたい また人権問題が生じた場合に法務局、地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるものにのあとに、さらには複合的に困難な状況に置かれているマイノリティ女性たち（部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性）の置かれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させるという文言を挿入していただきたい
72	女	60代	1	(3) 参加のハードルと共同親権の危うさ 第6分野：「性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談をしやすい社会環境を醸成し、被害の潜在化を防止する」(p. 66 (1)) 第6分野：「刑事裁判手続における被害者のプライバシー保護を図る」(p. 71 (11)) 第7分野：「多様な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める」(p. 78) 共同親権が議論される中、司法も支援もDVを正しく判断できない現状は極めて危険です。素案では被害者支援の拡充が掲げられていますが、司法判断にジェンダーバイアスが残し、DVの本質が軽視されています。さらに、判決文は難解で当事者には理解困難、パブコメも千字制限や専門的な書き方が求められ、参画のハードルが高すぎます。民主主義の制度である以上、誰もが理解できる平易な情報公開と、当事者が声を届けやすい仕組みが必要です。加えて、共同親権導入の前提としてDV判断体制を整備しなければ、被害者と子どもの安全は守られません。暴力を「当然根絶されている」と前提せず、現実を直視したうえで制度を設計すべきです。
73	女	50代	81	「外国人」(p81, p83)という表現について「正規滞在外国人」と規定すべき。 昨今の急激な移民受け入れにより、本来送還すべき外国人を送還できず、収容施設で収容しきれず街に不法滞在者が溢れ、そうした不法滞在者が全国で犯罪を起こし日本の治安を悪くしている現実がある。不法滞在外国人であっても、「外国人」であるというだけで、人道的な観点から、善意で、法令に定める資格がないにもかかわらず正規滞在外国人や日本人と同等、またはそれ以上のメリットを受ける外国人が多数存在し、正規滞在外国人や日本国民に不公平感や法治国家であることへの疑義が生じている。確固とした法治国家であることを内外に示すため、法令は厳格に運用すべきであり、ここにしっかりメリットを受ける資格のある外国人を定義すべきである。

74	女	70代	83	ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備 「外国人に対する基礎調査」は、第5次男女共同参画計画にもありましたので、ぜひ早急に進めていただきたい。ジェンダー統計を基本的として、働く場と生活の場の両面からアプローチすることが必要だと思います。 例えば、労働に関しては、業務統計である「外国人雇用状況の届出状況」や調査「外国人雇用実態調査」（厚生労働省）がありますが、どちらもジェンダー統計になっていないので、男女別のデータを把握することができないという現状があります。 CEDAWの総括所見2024では、移民女性など不利な立場にある女性に対して、交差的形態の差別を撤廃する努力を強化し、雇用、健康及び公的活動への参加への平等なアクセスを確保するように勧告しています（パラ48）。「外国人に対する基礎調査」においても、交差的形態の差別についての設問をもうけ、何に外国人が困っているのかをきちんと把握することが必要です。 第5次男女共同参画計画にあった、「出入国在留管理庁に設置した「『国民の声』を聴く会」等において・・・」、のような「出入国在留管理庁」がこの第6次計画にはありません。出入国在留管理庁の下で外国人女性がひどい扱いを受けていることは国民の中では周知のことです。外国人が安心して暮らせる環境の整備として、出入国在留管理庁も男女共同参画計画の主たる執行機関として位置づけることが重要だと思います。
75	女	70代	-	貧困対策には、憲法25条の生存権に基づき、社会保障費の抑制を行わない事である。後期高齢者の医療窓口負担、介護保険料の引き上げ、利用料の負担増、介護訪問事業所に対しては介護報酬引き下げなどで、事業所が倒産・廃業などで全国の地方自治体では介護訪問事業所のゼロが150を超えている。これら困難を打開する政策が求められ医療や介護など支援する施策が必要である。高齢女性の多くが低年受給者であり生活困窮者である。この原因は男女間の賃金格差や非正規雇用の6割～7割が女性である実態を解決する施策が必要である。物価高騰対策も欠かせず、くらしの苦難を打開するため、消費税減税、年金受給額の増額、教育費の軽減など支援策が求められる。 (1) 女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対し、相談支援から一時保護施設入所、子どもの対策などを含め総合的な支援の拡充・強化を。国・地方自治体の人的増加や施設など予算拡充を求める。 (2) 女性の低年金、無年金問題を解決するためにも、消費税にたよらない全額国庫負担による最低保障年金制度を創設すること。年金を毎年引き下げる仕組みのマクロ経済スライドを廃止すること。 (3) 介護保険制度は誰でも安心して利用できるように、国民負担を増やすのではなく、国の負担を増額し、利用料・保険料の軽減をはかること。 (4) 介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が2%に引き下げられた。訪問介護の基本報酬を引き上げるなどの改善を行うこと。 (5) 子育て世帯に対し、保育料引き下げ、小中学校給食完全実施・給食費の無料化、就学援助の拡充、国による子どもの医療費無料制度の創設など子どもが健やかに育つ環境を整えること。 (6) 生活保護費は物価高騰に見合う生活保護基準や「母子加算」に改善すること。老齢加算を復活すること。 (7) 子ども食堂や困難な学生に対する食料支援制度を創設し補助金・支援金を設けること。
76	女	60代	77	「多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。」 多様な属性の人々の人権が尊重されることには同意するが、その結果女性のリスクが減るというのではなく、男女共同参画基本計画なのだから、優先順位が逆ではないか。女性の人権向上を促進した結果、男性をはじめ多様な属性の人々が生きやすくなるのではないか。上記のままだと、女性の人権向上が、多様な属性の人々の人権尊重の下位に位置しているような印象を受ける。

77	男	20代	78	貧困等生活上の困難に直面する女性自立に向けた取り組みにおいては、生活保護を含めた福祉施策の充実化とその認知拡大、およびそれら福祉施策への社会的偏見の解消が不可欠です。 (2) のアのタイトルでは「就業・生活の安定を通じた自立」と書かれていますが、アで取り組むべき項目とは「自立を可能にする就業環境・生活環境・福祉環境の保障」であると考えます。実際、(1)(2)の項目は女性自身への働きかけでなく、女性の過ごす就業環境への働きかけです。女性の自己責任を強調するようなタイトルを避け、社会的責任が明確になるタイトルを用い、併せて福祉施策の必要性を強調するよう求めます。
78	男	60代	-	多文化共生なんかやめてください。 そもそも男女共同参画の中で予算をとるのは無駄遣いであり、財務省がカットすることを希望します。
79	女	30代	80	4・・・法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受入れ体制の充実を図る。と書かれていますが、実際の調停や裁判で「もう一緒に住んでいないから」「子どもには父親が必要だから」といった考え方で女性たちのDV被害の訴えがなかったことにされています。また、DVによって子どもと引き離された被害女性と、DVから逃れるために子どもと逃げた被害女性の状況を全く裁判所は理解できていません。DVを見抜くことも、向きあおうともしない裁判所の状況はあまりにも深刻です。加害者は被害者を自分から逃さないため、自分から逃げようとした被害者に罰を与えるために子どもと被害者を引き離します。加害者は支配欲と名誉欲で親権獲得をします。しかし裁判所は加害者から引き離されこどもと別居している被害女性が主に監護していたにも関わらず、男性裁判官が子がうまれてからこれまでの監護実績を過小評価し「主たる監護者とまでは言えない」などとする場合があります。現在子と同居している加害親が育児にかかわっていた期間のみ調査しそこを過大評価して、「継続性の原則」や「父子の関係性が問題ない」などとしています。しかし子が被害親との面会交流時に面前DV被害の影響がみられていたり、調査官調査の際にも明らかに子が父親の顔色を見ているケースでもその影響を過小評価している状況です。少しでも面会交流ができれば現状維持にするので、結局こどもたちは被害親という安全な親と引き離された挙句、加害者の支配の中で生き抜かなければいけません。裁判所がDVに理解の無いことはDVに加担することです。あまりにも深刻すぎます。専門性の向上は「被害当事者の現実を知ること」を中心に行うと明記すべきです。DVの被害実態を理解した司法の拡充こそが望まれています。ADRも同様です。DV被害実態を一番よく知る民間の支援団体等は、ADR事業に参画できるマンパワーもなく、DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは被害当事者への二次加害につながります。民間支援団体への支援をこの領域で拡充することを計画に盛り込むべきです。さらにひとり親でも安心して子育てができるように養育費の自治体による立替払いなどを実現することを盛り込んでください。
80	男	50代	77	国民や貧困等に対するセーフティネットは日本国憲法第25条の要請する所であるが、国家財政とのバランスも配慮し、その支出に対しては抑制の効いた最低限度のものであるべきである。人々の経済活動は自由主義経済に基づき行われることも憲法の要請する所であり、それゆえに国民に対してはまずは自助努力を促すことが基本姿勢であることが自由主義経済の原則である。その原則からすればセーフティネットは自助努力では及ばぬ分野や人達に対する最低限度のものであるべきであろう。 1(2)ア(4)などは新たな行政部署を増やしたりせずに既存のハローワークを生かした対応ができないか検討すべきものと考えられる。 また同(10)の雇用保険適用拡大についても、企業側の負担増により、却って短時間労働者の雇用が抑制されかねない影響も考慮し、慎重に対応すべきものと思われる。 1-(2)イ(2)などについては、別にNPOや民間団体を頼るよりも地域の大人や引退した高齢者の協力を得て、既存の施設等を活用しながら行うことが目的にも財政的にも望ましい方策と考えられる。 同(5)(6)も同じ。 2、の高齢者、障害者、外国人に関しては本計画の趣旨とは異なるため削除すべきと考えられる。

81	女	50代	81	人生100年時代において、長期にわたるキャリア形成、キャリア開発の重要性が高まっている。そのため、キャリア教育については、第7分野の一部ではなく、教育の重点取り組みとして位置付けるべきであると考え。また、ジェンダー・ステレオタイプの再生産を防ぐため、学校におけるキャリア教育や進路指導の重要性を強調することを提言する。 日本で学校教育の中にキャリア教育が制度として規定されたのは2020年以降であり、新学習指導要領で示され、2020年度から小学校、2021年度から中学校、2022年度から高等学校で実施された。指導する教員やキャリア教育に関わる地域関係者、職業体験やインターンシップを受け入れる企業関係者の持つ性別役割分担意識に基づく言動や、現在のジェンダーギャップを反映した偏ったロールモデルや職場の中でキャリア教育が行われている。 また、2016年にキャリアコンサルタントが国家資格となり、主に大学で就職活動を支援しているが、資格取得や維持のための研修の中でジェンダー・ステレオタイプについてはほとんど触れられていない。むしろ、女性労働者は、研修プログラムにおいて、多様性の文脈で制約のある労働者のカテゴリーの1つとして扱われており、ジェンダー・ステレオタイプの強化につながりかねない。 そのため、キャリア教育の中に、またキャリアコンサルタントの国家資格の知識講習の中に、ジェンダー研修を位置づけ、キャリア教育プログラムや進路指導におけるジェンダー・ステレオタイプの再生産を防止し、ステレオタイプを解消するための研修が必要である。
82	女	60代	79	ひとり親に限らず、困窮する家庭はいるので、相談体制、金銭的支援、就労支援、子育て支援に加え、住宅支援、特に良質な賃貸住宅を増やして欲しい。
83	女	40代	81	(1) 施策の基本的方向 施策の基本的方向の2番目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等に加え、……」のなかの 部落差別(同和問題)に関すること等に加え、を被差別部落当事者に関すること等に加え、と書き換えていただきたい。
84	男	40代	80	④の中段『「全国ひとり親世帯等調査」において、ひとり親家庭における養育費受領の実態を把握し、受領率向上に向けた取組につなげていく』とあるが、支払っている側の調査を一切実施せず、受け取る側の自己申告調査では養育費受領率の実態は把握できないのではないかと考えられる。『「全国ひとり親世帯等調査」において、ひとり親家庭における養育費受領の実態を把握するとともに、当該調査と同時期に支払い側への調査を実施し、養育費支払の実態についても把握する』との文言を盛り込んでいただきたい。 また、当該調査はこれまでも5年に一度実施されてきたにもかかわらず、養育費向上には一切寄与してこなかったと思われ、当然新たな方策が必要となる。調査の結果を受けて養育費受領率の向上をさせる方策のひとつに、「支払い側への頻回親子交流の保証」が考えられる。養育費受領率について、ドイツでは頻回な親子交流あり85%、交流なし40%、アメリカの養育費満額受領率は交流あり52.1%、交流なし30.8%という実証データがある。これらのデータと共に「支払い側への頻回親子交流の保証の推進などの施策を進める」との文言を入れていただきたい。
85	答えたくない	50代	79	「(5) 令和6(2024)年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」 と書かれたことは素晴らしいと思います。本当にそうなのだと思います。 でも、ちゃんと対応してくれる公的機関の相談員さんの数はすごく少ないです。SNSでつながっている被害者の皆さんからたくさん聞きますが、実情を公的機関の方、内閣府の方は知らないんじゃないでしょうか？ 民間の団体の方はすごく頑張っておられますが、お金がなくて本当に大変そうです。働いてない人が仕事で安定していて、がんばる人が大変なのはおかしいです。 基本計画を作るなら、そういうことが改善されるように作って欲しいです。

86	男	40代	80	第6次男女共同参画基本計画（素案）に関し、離婚後の共同養育の推進について意見を述べます。 離婚や別居により父母が別々に暮らす場合でも、子どもにとって父母双方の関わりは健やかな成長に不可欠です。諸外国では共同養育が制度化され、子どもの安定や将来の社会的適応に良い影響をもたらすことが示されています。日本においても、養育費の履行確保とあわせ、親子交流の実効性を高めることが重要です。 現状では、単独親権制度の下で別居親と子どもの関係が途絶する事例が少なくなく、また養育費不払い率も高水準にとどまっています。その結果、単身世帯の貧困率の高さにも影響を与えています。さらに、親子交流の実効性が制度的に保障されにくく、子どもの権利が十分に守られていません。 この課題を改善するためには、1. 共同養育計画の策定と実効性の確保、2. 共同親権を含めた法制度の見直し、3. 養育費と親子交流を「子どもの権利」として位置づけ、双方を確実に保障する仕組み、4. 家庭裁判所やADRの体制強化が必要です。 男女共同参画の観点からも、父母双方が責任を分かち合い、子どもを育てる仕組みを整備することは急務です。第6次計画において、離婚後の共同養育推進を重点課題として明確に位置づけていただくことを強く要望します。
87	男	40代	1	「男女共同参画の視点に立ち、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援を行うことにより、全ての女性が安全に安心して暮らせる環境の整備」に取り組むとされています。また、ひとり親家庭に対しては「親子が安心して生活できるように世帯やこどもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行う。その際、母子家庭に加え、父子家庭の抱える困難への対応にも留意する」と明記され、児童扶養手当や住宅支援など多様な施策が掲げられています。 しかし、私達の現実の社会では、この理念が十分に実を結んでいない場面が多く見受けられます。第一に、生活保護や各種手当が「働くよりも楽だ」と受け止められ、就労への意欲を削ぐ逆インセンティブが生じています。これは本来、自立を後押しすべき制度が、逆に依存を固定化させてしまう危険をはらんでおり、現場からも深い懸念の声が上がっています。 第二に、上記指摘も相まってシングル家庭において、生活保護の不正受給や、養育費の受給額が自己申告に基づくために児童扶養手当と絡めて問題視される事例が散見されます。こうした実態は、制度そのものの信頼を揺るがしかねません。政策文書には「支給要件の周知」とあるのみで、不正防止や適正給付の仕組み強化には不十分さが残されています。 さらに、2026年から施行される民法改正により「共同親権」が導入されるにもかかわらず、現行計画にはその視点が十分に反映されていません。養育費の確保や親子交流支援の必要性は記載されていますが、もう一方の親が背負う経済的負担や、双方の公平性への配慮は乏しいのが現状です。その結果、「安心して生活できる環境」が一方の親の過度な犠牲によって成り立つ危険があります。 総じて現行の施策は「女性支援」を中心に構築されており、男性や父子家庭への視点はまだ周縁的に扱われています。しかし、支援が偏れば偏るほど、制度の網の目からこぼれ落ちる人々は増えてしまいます。子どもを抱えて苦しむ家庭や、自立の道を模索しながら孤立する親たちにとって、今こそ制度のあり方が命綱となるのです。 (1) 就労インセンティブを高める制度設計、(2) 不正受給の防止と適正給付の徹底、(3) 共同親権を踏まえた経済的負担の公平性確保、(4) 男女を問わず支援が行き届くジェンダーニュートラルな施策の導入を検討頂きたいと願います。

88	男	50代	80	養育費について、各自の収入などを踏まえた適正な額の取り決めをすることに異論は無いが、現状は「算定表」を元に、各自の収入以外の状況（ローンの有無、有責具合など）が完全に無視されており、適正に算出されているとは言い難い。また、弁護士が養育費を高くすることで、収入が高くなるインセンティブも働いており、適正な養育費の決定を阻害している。柔軟な算定の方法について、弁護士に算定表を任せず、きちんと養育費の考慮要素を提示すべきである。 弁護士への相談を強化する旨が記載されているが、弁護士の中には利益誘導のために諍いを焚きつける者も多い。弁護士に相談するのであれば、業務委託ではなく職員として雇入れ、その相談内容と回答について後から開示請求ができるようにして、男女共同参画の理念が反映されているか確認する仕組みが必要である。 また、養育費の受領実態を把握するためには、受領している側だけではなく、養育費を負担している側への調査も実施すべきである。そもそも、各自治体が支給している児童扶養手当の支給是非については養育費の受給の有無が調査されるべきであるが、実態としてはそれが調査されていない。養育費を申告しないことで児童扶養手当を多く受け取れるというインセンティブが働くため、養育費を受け取っているが申告しないということは十分に考えられる。よって受領者側のアンケートでは実態は把握できない。ミスリードによって、その児童扶養手当を支給する必要が無い人にまで税金で養われている危険性に配慮していただきたい。 共同親権の浸透によって「ひとり親」という言葉が消え、離婚後も父母がそれぞれに子どもに関わることによって子どもの福祉に寄与することが望ましい。男女共同参画においても、「ひとり親支援」から代わる名称を用いることを望みたい。
89	女	60代	101	旦那から生活費をもらっていないので、シングルと一緒に、収入も少ない、しかし、籍が入っているという事で、何の支援ももらえない。 旦那は悠々自適に暮らしているのに不公平を感じる。 そういった方は沢山いるかと思うので対策を考えてほしい
90	男	20代	81	第7分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」に関連して、外国人のメンタルヘルス支援について意見を述べます。中国からの女子留学生の友人がメンタルヘルス支援を求めた際、中国語対応のカウンセリング機関がほとんどなく、情報にもアクセスしにくい状況を目の当たりにしました。特に外国人女性は「外国人であること」と「女性であること」が交差し、複合的な差別を受けやすい立場にあります。現状、多言語対応のメンタルヘルスクリニックは限られており、CSW（国連女性の地位委員会）でも母語で相談できる重要性が強調されていました。多言語対応の相談窓口や医療機関の整備、情報アクセスの改善を計画に盛り込んでいただきたいと思います。
91	団体として提出	団体として提出	77	第2部 政策編 第7分野 基本認識 (P77) ○性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱えることがある。 意見： 1) 属性などが原因で社会的困難を抱えている、そうした書きぶりになっている。性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、被差別部落出身であることなどの属性を理由に、人生の様々な段階で排除や不利益を被ってきたことが積み重なり、社会的困難につながっている場合、と訂正すべきである。 2) 第1部基本的な方針と同様、外国人やルーツが外国であることという表示は「旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンを含む外国人やルーツが外国にあること」にすべきである。戦後の日本の入国管理を含む諸政策は、歴史の文脈を考慮しないこの区分で進められ、男女共同参画社会基本法と同基本計画も、明示はされていないが、その考えに沿ったこれまでの政策が反映されていると考える。そのためにも、明確に旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンを明示すべきだ。 3) 同じく、「部落差別（同和問題）に関すること」という無人化の表示は、被差別部落出身者など、そこに人びとが存在していることを示す言葉にすべきである。

92	女	60代	-	経済的貧困は、命に繋がる大事なことで、病気で働きたくても働けない等、様々な事情、家族構成等、考慮して支援をして最低限の生活を整えられたら良いと願います。
93	男	50代	77	男女共同参画や、女性支援、ひとり親家庭支援をはじめとする支援施策・事業、支援NPO、その他ケア/セーフティネットに対する攻撃が継続、拡大しており、それは極右ポピュリズムの中核的要素の一つである。この分野に係る前向きなメッセージや「誤解」に対する「説明」に止まらず、デマ・歪曲・誹謗中傷に対して政治・行政が毅然とした姿勢を示し、刑事的措置を含む積極的な対応を行うべきである。セーフティネットを強化しながら、穴をあげようとする言動を放置しあるいは受動的な対応に止まるのであれば無意味であるし、被害、犠牲を防げない。
94	女	50代	80	ひとり親の中でも、子どもを、別居している一方の親に会わせようとしめない親が存在しています。子どもは、双方の親から愛情を受け、成長していくことこそが子どもの利益につながります。 子どもは、本当は離れて暮らす親に会いたいのに会いたいと言えません。 自らの意思でそのような環境になったわけでもないのに、強制的に片方の親からの愛情を受けられない精神的貧困ともいえる子どもが数多く存在しています。 別居している親の養育の力を借りることを拒まず、子どもの利益の視点に立ってもう一方の親の力を借りられる世の中にしてください。
95	女	20代	-	第6次男女共同参画基本計画の策定にご尽力されている皆様に心より敬意を表します。この度、第七分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、私自身の経験に基づいた意見を提出させていただきます。 素案では、複合的な差別を受けた人々への支援体制を整える方針が示されていますが、私はこのアプローチだけでは不十分だと考えます。支援体制の充実は重要ですが、それだけでは以下のような問題が解決されません。 まず、何が差別であり、何が禁止されているのかという共通認識が社会に欠けている現状では、被害者自身が自身の身に起きたことを差別だと認識できない場合があります。その結果、相談先へたどり着けない、あるいは周囲の人々に説明することが困難となり、建設的な対話が生まれません。 次に、支援体制の拡充は、差別が起きた後の受動的な救済に留まり、差別そのものを防ぐ効果が弱いという課題があります。明確な差別禁止の明記と罰則がない法律では、加害者の責任を問うことが難しく、実効性に欠けてしまいます。 私自身、20代の会社員で、レズビアンであり、難病患者でもあります。日常生活において、性的マイノリティや病気に対する複合的な差別を受けるたび、「なぜそれが差別なのか」「なぜやめるべきなのか」を一から説明しなければならない、途方もない労力が必要だと感じています。 また、職場での差別やハラスメント対策を試みても、罰則規定がない法律を根拠とする対応は後回しにされがちです。企業は「取り組まなかった場合のリスク」が大きいものに焦点を絞る傾向にあり、法的に義務付けられている障害者への合理的配慮や通報窓口の設置といった対策に限定されてしまう現状を実感しています。 これらの経験から、私は以下の2点を強く求めます。 * 計画内に、複合的な差別を明確に禁止する旨を明記すること。 * 複合的な差別への包括的な差別禁止法の制定を、計画の目標として位置づけること。 明確な禁止と罰則規定のある法律が制定されることで、様々な組織が差別撤廃に向けた取り組みを行うインセンティブが生まれ、真に実効性のある対策が可能になると確信しています。

96	男	50代	80	共同養育計画、親子交流支援、ADR、親講座はDV被害者（その自覚がない人を含む）にとって支配、抑圧の継続につながり大変危険、有害なものである。子にとっても過度の負担、制約となりその利益、福祉が害され得るものである。一連の施策はDVケースと非DVケースは分けられる、別トラックでできるとの安易な想定で検討、実施されており、DV等の専門家の参画を欠いたままDVに係るリスクの検討がほとんどなされていない。それぞれの前段階において慎重にリスクアセスメント、スクリーニングがなされるべきであり、決して楽観的、誘導的な案内、説明がなされるべきではない。トラウマインフォームドケアを含め関係者が敏感、適宜の対応をプロセスを通して行うことで中断・中止・離脱を容易にすることも欠かせない。推進をする前に、これらの手法とその有効性を慎重に検討すべきである。 同時に、対象となり得る人たちに向けて、共同養育計画、親子交流支援、ADR、親講座に係るリスクを丁寧に広報・周知し、説明する取り組みを早急に開始すべきである。
97	女	60代	-	SRHRの文脈でのマイノリティの権利保障の明文化 ● 男女共同参画に関連するあらゆる検討・意思決定の場において、様々なバックグラウンドや属性を持った若年女性(者)、当事者の参画を実現すること。 ● 「男女共同参画」という言葉を含め、基本計画のあらゆる文言において、男女二元論に基づく文言にならないよう、留意すること。 ● 婚姻の自由を、ジェンダーや性的指向に関わらず、全ての人に認めること。 ● セックスワークの非犯罪化を明確に定め、セックスワーカーの労働三権、安全と人権を保障し、暴力や搾取から守られやすい環境をつくること。(第6分野8) ● 受刑者の分娩時の身体的自由を保障し、育児をする権利を認めること。また、トランスジェンダーの受刑者のホルモン治療の継続を保障すること。 ● 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について、戸籍の性別変更のために課される年齢要件・未婚要件・子なし要件・不妊化要件・外観要件（第三条第一から五号）を見直し、同規定に基づいて不妊手術を受けなければならなかった全ての被害者が、補償を含む効果的な賠償を受けられるようにすること。 ● 障害者の権利保障： ○ その立場や特性を利用され、性的搾取や暴力の対象になりやすいため、障害者への性暴力について実態調査を行い支援体制（通報・相談・避難）の構築 および、対応する警察・検察・支援員向けの障害特性理解を促進すること。(第6分野1(2)) ○ 一方、支援者等からは性的な存在として認められず、性的自己決定権が阻害されることも多いため、障害者の恋愛・性・結婚・子どもを持つ権利についての周知を促進すること。(第7分野2(2)イ) ● 不妊治療をする権利、子を持つ権利について、同性パートナーや法的な婚姻をしていないカップル（事実婚のカップル等）、三人以上でパートナーシップを結ぶ者等にも法的に認めること。(第4分野) ● 技能実習生が妊娠・出産を理由に解雇や不利益な扱いをされないことがないように、技能実習生、また、雇用主に対して、日本で入手可能な性暴力・避妊・妊娠・出産に関するサービスも、やさしい日本語での提供も含め、情報周知を徹底すること。 ● 沖縄における主に米軍による性暴力に関連し、予防、捜査、加害者の訴追・処罰、被害者への補償のための適当な措置をとること。
98	女	70代	7	単独世帯の高齢女性の貧困率が高い状況にある もっと具体的に深刻な状況を入れたほうが良いと思う
99	女	60代	80	(4)親権制度の変更により、おとな間の紛争、葛藤の長期化などが予想される。家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請するとあるが、子どもの尊厳にもかかわる話にもかかわらず、どれだけの資源がさかれるのか疑問。子どもは親を選んで生まれてくるのではないので、子どもの成長のための環境がよくない場合は国がきちんと支援体制を構築するなどとりくむべき。

100	女	60代	77	基本認識 3つ目の〇についての追加コメントです。 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できるよう、自治体による養育費の立て替え払いを取り組んでいってください。 また、DVがあってもDVを前面に出さずに離婚する事例が多くあります。DVを訴えても、精神的DV等、認められない場合も多いです。 DV被害の実態調査をして、被害者を支援できるように取り組んでください。
101	男	40代	78	全体的に言えることですが、 1、貧困家庭を男女差を用いて女性が多いということを認定しているが、男女ともに困窮しているというのが明らかなのに、その後の支援内容は「女性」と区別して支援に男女格差をつけているのか？この歪んだ制度設計を認めるという事は、困窮した「男性」は支援ではなく自立しろと突き放しているのではないのか？困窮者を助けるならば、そこに「性別」を旗印に制度設計するべきではないと考えます。 2、現代社会において3組に1組は離婚する時代にも関わらず、離婚調停や裁判の判例は、各家庭の問題を考慮されず慣例主義に基づいて親権者の95%が母親になるという歪んだ真実をもとに質問させて頂きたい。 (イ) 統計で明らかだが、DV加害の6割が男性であると同時にDV被害の3割もまた男性であること、(ロ) 子供への虐待の一番の加害者は母親であるということ、(ハ) 総自殺者数が減少しているにも関わらず、30～50代の男性の自殺者数が突出して多いこと、また、10代の子供の自殺者数も増加傾向であること、(ニ) 養育費について男性の支払いは3割程度に対して女性の支払いは1割にも満たしていないこと 以上の事を踏まえ、男女ともに相談される側にあたる共同参画事業において、「性別」を理由に極端に男性側の相談窓口が無いこと、私の大阪府の場合、隔週金曜の夕方～電話相談とあるが、一般社会人が週末の夕方に電話できるわけもなく、故意に男性の声を謀殺していると指摘されかねない状況にも関わらず、さらに「女性」と頭に政策立案はかえって男女差別を助長しているのではないのか？ 3、来年施工される共同親権を踏まえ、過度な女性支援だけではなく、片親疎外や虚偽DV、実子誘拐を根底から否定し、それらを盾に面会交流を拒否や連れ去された親と子を断絶することを防止することこそ、最大の子供支援であり男女分け隔てなく支援できるのではないのか？ 最後に、息子を連れ去された当事者として、妻の暴力、モラハラで鬱になりながらも必死に働き子育てし、面前DVで妻が児相に呼び出しされた事実があったとて、いざ連れ去されると児相も警察も「民事不介入」を理由に見向きもされず、希死念慮に苛まれながらも会社と友人に支えられ生きている。 役所でも男性の相談窓口は無いと突き放されました。 本質的な共同参画であるならば、性別にとらわれず困窮者を支援する組織である事を切に願う
102	男	40代	-	今回の骨子案に先立って治部委員から提出された資料4において、大学院での議論中学生より「男女共同参画というけれど、書いてあるのは女性のことばかりで男性についてはほとんど書いてないですね」という経験を語っておられる通り、貧困や生活上困難を抱える者にジェンダーの差はないにも関わらず、我が国では現状として困難女性支援法(女性新法)があるのみで男性については制度から漏れている。 これは重大な制度上の欠陥であり直ちに是正されるべきである。 困難女性支援法を改正し男性にも対象を広げることについては、これを目指すべきだが国会での手続きが必要であるため、まずは現行可能な範囲でシングルファーザー、ヤングケアラー、高齢者を含めた単身世帯などについてジェンダーにとられない施策の記述を増やすべきである。
103	女	60代	-	男女の特性上 全てにおいて平等はあり得ないと思います それぞれの特性を活かした役割分担を鑑みたくえで 収入の格差等は 不公平の無いようにしていかなければならないと思います

104	団体として提出	団体として提出	78	・「同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規労働者との間の不合理な待遇の解消等」とある箇所に、公務非正規の問題も明示的に位置づけるべきだ。正規／非正規間の不合理な待遇は、民間以上に公務領域において深刻だ。公務領域においても、不合理な待遇格差の解消が進むよう、国の計画でも明確に記してほしい。 ・貧困等生活上の困難に対する支援を行う職である、相談員、支援員等の立場で働く人たちが、単年度の不安定雇用や低い待遇のもとに置かれている。そうした状況では、長期的展望をもったよい支援は行えない。現状では、施策自体が大きな矛盾を抱えている。そうした現状を捉え、支援する側の状況改善を計画のなかで明確に位置づけるべきだ。
105	女	60代	79	「令和6（2024）年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」とあるのはいいと思うのですが、民間団体との協働が、民間団体への正当な資金配分なく行われることのないようにしていただきたい。地方公共団体と民間団体が対等な関係で、かつ地方公共団体職員と同じレベルの報酬を前提として予算を組まれることが必要です。このことが確認できるような文言を増やしていただきたいです。
106	女	60代	84	性的マイノリティについての記載があることはとても良いと思います。性別に関わる生きづらさがあるという点では、性的マイノリティについても本来は、障がい者や外国人などのくくりではなく、一つの分野として取り上げて良い課題と思います。教育現場だけでなく、地域や職場での啓発、差別禁止に向けての取り組みが盛り込まれることを希望します。
107	その他	40代	-	LGBTQとインターセックス/DSD/VSCのひとびとの人権を守ってほしい。マイノリティの当事者が意見を発信したり、ひとびとが相互に学んだり交流したりすることができるようにしてほしい。
108	女	40代	80	養育費の支払いが極めて低いことによるシングルマザー家庭の困窮状況を踏まえ、支払い側の給与の差し押さえや税金としての徴収、離婚届提出時の対応などに期日を決めて取り組んでいただきたい。 国や団体による支援には限りがあり、まずは元父親(元母親)から、滞りなく支払われるように仕組みを整備いただきたい。 また経済的困窮状態にある子ども、ひとり親は、こういったパブコメにも意見を届けにくい環境にあるため、子ども家庭庁、各種支援団体とも協力のうえ、周縁化された子供、シングルマザーの声を広く確実に吸い上げていただきたい。 今困窮する一人一人の暮らしは待ったなしです。是非ご推進、よろしくお願いします。
109	女	70代	84	エ. 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 (1)で「人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取り組みを進める。」とされていますが、調査・救済のためには、法務局の人権相談所ではなく、国内人権機構をきちんと設置することが必要です。 CEDAWの総括所見2024では、パラ21で、独立した国内人権機構の設置について、明確な期限内に設置することが求められています。 さらに国連人権高等弁務官事務所の助言及び技術的支援を求めるように勧告されています。 女性の権利を守るためにジェンダー平等のための「国内人権機構」の設置とその期限を早急に定めてほしいと思います。
110	女	60代	-	避妊、中絶のアクセス改善。望まない妊娠の中絶費用の保険適用。安全で計画的出産の為、避妊薬を保険適用に。LGBTQ+の人々の性と生殖に関する医療へのアクセスを保障し、理解を深めるための当事者による教育を。

111	女	50代	79	(5)「令和6（2024）年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取り組みを行う」と書かれたことは良かったです。官民の対等な協働をぜひ進めてほしいです。全国的な取り組みは、まだまだ少ない状況です。女性支援新法の大きな柱は、困難な問題を抱えた女性を中心に官民が協働することです。行政主導で民間団体は、その受け皿ではなく、困難を抱えた女性が、どこに相談をしても同じ支援が受けられるという支援体制を実現することが重要と考えます。現状の問題の一つに、困難女性が行政機関に相談をしてなければ、民間団体は、一時保護の委託が受けられない等の状況があります。困難を抱えた女性が関係機関を渡り歩くのではなく、だれがどこに相談してもワンストップで同じ支援が受けられるような「官民の対等な協働」の取り組みが必要です。行政だけでは今の女性たちが抱える多様な困難の解決にむけた支援ニーズに対応できないのが現状です。
112	団体として提出	団体として提出	-	障害分野については、この間、優生保護法の国賠訴訟最高裁判決を受け、あらたに、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立し、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が発表されている。計画のなかには、「障害者施策の検討及び評価に当たってはジェンダーの視点も取り入れ、障害のある女性の参画拡大に取り組む」との文言もあり、本計画とも関わりが深い。そのため、本計画のなかでも、旧優生保護法保障金等支給法の成立過程や、行動計画について触れるべきだ。
113	女	50代	80	「また、法施行後家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。」とある点について大いに賛成いたします。養育費の確保を含む父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行後、多くの家事紛争が家庭裁判所に持ち込まれることが予想されます。 現時点においても、DV被害者は離婚や養育費、面会交流について話し合いたくても話し合えないため、夫と取り決めるためには家庭裁判所で話し合う以外の選択肢はありません。やっとの思いで家庭裁判所へ申し立てたとしても、依然としてモラハラDVの夫の主張がまかり通り、ひどいDVがあったとしても子への虐待はないという理由のもと、面会交流が進められている現状があります。今後、共同親権が施行され、離婚後の嫌がらせの延長として共同親権を主張してくる元夫からの申し立てが頻発した場合、家庭裁判所は健全に機能していくのか危惧しております。これまで以上に、DV・虐待への理解、DV被害者、DV加害者への理解を持った専門性の高い人員の配置を希望します。固定的なジェンダー観、家族観は数回の研修等で変容を促せるものではないと思います。自らの価値観を常に振り返り、現代のジェンダー観や家族観にアップデートできるような継続的な取り組みを期待しています。
114	男	30代	-	性的マイノリティの児童生徒等への相談体制だけでなく、LGBT理解増進法にもとづき、学校や企業、自治体における理解増進のための啓発の取り組みを明記すべきだと思います。
115	女	50代	-	物価高と貧困を改善して欲しいです欲しいです。
116	女	20代	84	貧困状態であること、性的マイノリティであること、身体もしくは精神に障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、生物学的な性が女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等に、相談ができ、適切な支援機関につなぐことができる相談体制を拡充してほしいです。例えば私が住む神奈川県川崎市であれば、各区に1か所は拠点はいつでも相談しに行ける拠点が必要だと思います。また、支援が必要な女性たちに届くよう、チラシやwebサイト、SNS等も活用した広報をおこなってください。私は経済困窮家庭を支援する団体に勤務しておりますが、困難が複合化するほど相談先が見つかりません。役所（自治体）もどこにつなぐのが適切か、把握できていない状況です。ワンストップで相談・支援ができる拠点をづくり、だれでもアクセスできるようにしてください。

117	女	70代	79	親の離婚により、途中から生活が変わるひとり親家庭では、こどもが経済的にも精神的にもその変化に対してダメージを受けることをよく目にする。まず、ひとり親になる前後の、親への生活相談やアンケートにより、不安な項目を把握し、それへの援助は、経済的なことはもちろん、子どもを支える心のケアも大事かと思う。子どもを含めた当事者の生の声をくみ取ることの施策を具体的に要求したい。SCやSSWなどの働きかけや、親と子どもの関わる時間確保できる働き口の提供などを期待したい。
118	女	80代以上	2	外国人を、無防備に、入国させ、日本人を、無視したやり方、埼玉川口市の、惨事あまりにも、市民を、バカにしている、議員さんの隣が、そうだとしたら、如何でしょうか？妊婦さんへの、医療費妊娠認定ご、全て無料化するべき、人口減少は、当たり前です、以上です
119	女	30代	8	全体的に女性支援のことしか書いていないので「どこに問題があるか」がこたえようがないのですが 8 ページ目 【エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 (1) 性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関する事等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等を含め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。 さらに、学校における性的マイノリティに係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。その他、男女共同参画の視点に立つて必要な取組を進める】 ここの項目が「女性であることが前提」の困難を指しているもので、あり得ない差別だと思います。男性に対してもセクシャルマイノリティに対してもあり得ない差別であり、認められない。
120	その他	20代	84	基本認識の最後に、「全ての女性が安全に安心して環境の整備に取り組む必要がある」とあります。当然、この「女性」には、生まれた時に割り当てられた性別、および現時点で法的な効力を持つ性別が女性でない人も含まれるはずです。84ページに性的マイノリティについて触れていますが、このあたりの認識が明記されていないように感じました。このあたりを再度認識し、本当に「全ての女性」にとって安心・安全な気持ちで暮らせる社会がやってくることを期待します。
121	答えたくない	40代	-	差別の交差性について、現在の問題点や課題、目指す姿などが明確に示されていません。加筆修正を求めます。
122	女	40代	-	性的マイノリティの想定があるのに、同性カップルが被る不利益についての記載が無い。同性婚があることによって、生活上の困難が解消されることもある。

123	女	60代	79	「(5) 令和6(2024)年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」と書かれたことは素晴らしいと思います。官民の対等な協働をぜひ進めてほしい。全国を取り組みはまだまだ少ないです。行政だけでは今の女性たちが抱える多様な困難の解決に向けた支援ニーズには応えられない状況だと思います。 イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり (4)・・・法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受入れ体制の充実を図る。 と書かれましたが、実際の調停や裁判で「もう一緒に住んでいないから」「子どもには父親が必要だから」といった考え方で女性たちのDV被害の訴えがなかったことにされています。その偏見を改善するための、調査と計画が盛り込まれるべきです。そして、専門性の向上は「被害当事者の現実を知ること」を中心に行うと明記すべきです。DVの被害実態を理解した司法の拡充こそが望まれています。ADRも同様です。DV被害実態を一番よく知る民間の支援団体等は、ADR事業に参画できるマンパワーもなく、DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは被害当事者への二次加害につながります。民間支援団体への支援をこの領域で拡充することを計画に盛り込むべきです。 また、ここには養育費のことも書かれています。 ひとり親でも安心して子育てができるように養育費の自治体による立替払いなどを実現することを盛り込んでください。
124	答えたくない	40代	84	ジェンダー、障害、国籍、民族など複合的差別をふくむ、包括的な差別禁止法の制定することを明記してください。それぞれの当事者の声を丁寧に聞き取り、法案に盛り込んでください。先日、那覇市議会で議員が「トランスジェンダーになったという人の動画をネットで見たりすることで伝染する」という誤った発言をしました。正しい知識を持たずに発言したのか、わかっていてあえて発言したのかわかりませんが、いずれにしても差別発言であることには間違いありません。このようなあからさま差別も、日本では取り締まる法律がありません。包括的な差別禁止法を策定し、マイノリティへの差別や攻撃を認めない社会づくりをすることを明記してください。その際、「差別とは何か」、「人権はどんな属性、状況であってもすべての人にあるもの」など、様々な教育の場面において子どもだけでなく大人にも学ぶ機会を作れることを盛り込んでください。
125	団体として提出	団体として提出	77	1) 属性などが原因で社会的困難を抱えている、そうした書きぶりになっている。性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、被差別部落出身であることなどの属性を理由に、人生の様々な段階で排除や不利益を被ってきたことが積み重なり、社会的困難につながっている場合、と訂正すべきである。 2) 上記1)の差別と、女性に対する固定観念や偏見という差別が交差し複合的な結果をもたらしている。ここでは明確に「複合的な困難」ではなく「複合差別」とすべきである。女性差別撤廃委員会を含む国連人権条約機関および国連の人権システムにおいては、「複合的で交差的形態の差別」の存在とそれへの対応の重要性が確認されてきた。日本もそれを認めるべきである。 3) 外国人やルーツが外国であることという表示は「旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンを含む外国人やルーツが外国にあること」にすべきである。戦後の日本の入国管理を含む諸政策は、歴史の文脈を考慮しないこの区分で進められ、男女共同参画社会基本法と同基本計画も、明示はされていないが、その考えに沿ったこれまでの政策が反映されていると考える。そのためにも、明確に旧植民地出身者とその子孫である在日コリアン」を明示すべきだ。 3) 同じく、「部落差別(同和問題)に関すること」という無人化の表示は、「被差別部落出身者」など、そこに人びとが存在していることを示す言葉にすべきである。

126	女	50代	82	⑦及び⑨について、高齢者は必ずしも、身体的に老化した人ばかりではない。高齢者が多く暮らす地方や遠隔地では、医療機関や公共交通機関の便が異常に悪いなど、医療システムや交通システムの利便性の問題がある。バリアフリーだけの問題ではない。 昨年の女子差別撤廃委員会の日本の第9次報告に対する最終見解における勧告46(c)に「農山漁村部の女性、特に遠隔地の女性が、保健医療、社会保護、疾病手当金や出産手当金を含むその他の基本的サービス、および公共交通機関への十分なアクセスを有することを確保すること」とされているように、普通に健康に暮らしている女性が、遠隔地においてもWell-beingを享受できるような取組を行っていただきたい。
127	女	40代	78	女性や、シングルマザーとその子供の貧困の原因は、下記の2つにあると思っています。 1. 男性が無責任であること 2. 既得権益を持った男性たちが女性たちの意見や行動をにぎり潰すこと そのため、上記2つの原因への対策が急務であると考えます。 具体的には下記の通りです。 ・低容量ピルやアフターピルがいつでも、だれでも安価または無料で入手できるようにする ・男性の精液や生まれた子供のDNAから必ず男性を特定できるようにする仕組みの整備、および特定された男性への厳罰化 ・赤ちゃんポストや母子保護施設、孤児養育施設の拡充 ・あらゆる分野でのクォーター制の導入 女性を妊娠させておいて逃げる、妊娠中や産後の妻のケアをしない、離婚後に養育費を支払わない。 このような無責任な行為を厳罰化することで、女性やシングルマザー家庭の貧困が改善されると思います。 まず、女性が望まない妊娠をさせられると、妊娠・出産・育児のために学業やキャリアを中断せざるを得ず、本来得られた生涯賃金やスキル・キャリアを得られなくなり、低賃金の仕事にしかつげなくなり、貧困に陥ることになるので、「無責任な男性への厳罰化」は急務であると考えます。 合わせて、女性が望まない妊娠を自分の意思で避けられるようになるよう、 ・低容量ピルやアフターピルがいつでも、だれでも安価または無料で入手できるようになること (産婦人科の受診や、親・相手の男性・医師・薬剤師の同意を不要にし、身元や理由などを聞かれることもなく、薬局などで無料または安価で誰でもいつでも入手できるようになること)が必要であると考えます。 男性が逃げられないよう、全日本人のDNA情報をあらかじめ保存しておき、男性の精液や生まれた子供のDNAから必ず男性を特定できるようにする仕組みの整備や、男性へのパイプカットの奨励や助成も必要であると考えます。 望まない妊娠をさせられてしまった場合の、赤ちゃんポストや母子保護施設、孤児養育施設の拡充も必要であると考えます。 そして、女性たちがいくら現状改善のために意見を言ったり行動を起こしたりしても、既得権益を持った男性たちがそれを妨害するために、いつまでも男女共同参画社会が実現しないという現状があるため、あらゆる分野でクォーター制を導入し、女性の意見や行動がもみ消されないようにする必要があると考えます。
128	女	60代	79	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくりについて、さまざまな項目、住宅確保や学習支援、公的支援へのアクセス、相談窓口などをワンストップで提供する体制整備とあるが、逆に住宅関連（不動産業界など）や就労支援事業、金融機関など担当する関係機関への周知が不十分で連携ができていない状況ではないか。支援機関や支援団体は、関連する職種のごく限られた企業だけを頼っている状態で、社会全体を巻き込んで支援する体制にまでいたっていないのではないかと思う。いずれの項目にも、「関係機関と広く連携する必要性」を明記すべきではないか。

129	女	70代	84	第7分野は貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備となっており、 2 (2) エ では「包括的な支援体制の整備を推進し…」となっていますが、包括的差別禁止法を制定する必要がある。
130	女	20代	47	生理用品を軽減税率の対象とし、国として予算措置を講じて、すべての女性が安全に生理用品へアクセスできる体制を整えることを強く求めます。 まず、「生理の貧困」という文言を加えていただいたことは、現状を広く周知するという意味でとても良いと思います。生理用品は女性が自らの意思で制御できるものではなく、生まれながらに備わった身体機能に伴って必然的に必要となるものです。しかし現行制度では軽減税率の対象外とされ、事実上「ぜいたく品」とみなされていることへ疑問を感じます。女性は男性に比べて賃金格差が存在し、家庭内でのケア労働負担も大きいため、経済的に不利な状況に置かれています。その中で生理用品が高コストのまま放置されることは、女性に対する追加的な経済的負担を強いるものであり不合理です。実際に「生理の貧困」により、ナプキンを1日1枚で使い回す、ティッシュで代用するなど、衛生・健康上のリスクを抱えて生活せざるを得ない女性も多く存在しています。海外では生理用品を無償提供したり、税を撤廃・軽減する施策が広がっており、女性の身体的安全を保障する流れが国際的に進んでいます。日本でも女性の尊厳と健康を守るため、国際的な人権水準に合致した政策への転換が不可欠です。
131	女	60代	79	(2) 具体的な取組 ア 5 「令和6年(2024)年4月に試行された女性支援新法を踏まえー」 とあります。各自治体では包括的な支援の実施をおこなうとしていますが、周知ができていないように思います。現在、女性が直面している困難は多岐にわたり、複合的な問題を抱えているケースも多いわけですから、そもそも物理的・精神的な余裕もなく、行政の支援につながる術のない方々もたくさんいるはずで。また、性暴力を含む家庭内暴力など、外部に助けを求めること自体ができない、ためらってしまう女性もいるでしょう。 そのような困難を極めている当事者に届くよう、さまざまな工夫が必要であると考えます。読みやすいチラシの配布、タウンミーティング、トークイベントなど、第9分野で明記されている男女共同参画センターも有効に活用して実効的な支援を実施していくことが望まれます。
132	男	50代	83	ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備について 男女共同参画、多様性という観点で様々な対応、対処が必要なことは理解できますが、日本人の方向けの対応、対処および施策を重点に置いた上で、過度の支援にならない範囲および不当に利益が得られないルール設定などをしっかり構築頂けると国民への納得感が得られると思われます。 また、各外国籍の方とその国の支援団体への補助制度などの整備は十分ご検討いただき、公金の使途も明確になるようなシステム構築とその収支報告の公開義務化についてもご検討よろしくをお願いします。

133	その他	20代	83	「イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備」の(7)についての意見です。 「また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。」とありますが、データ収集はとても重要な取り組みだと思いますので、ぜひ具体的な計画を立てて実行いただきたいと思っています！そもそも、障害女性や障害をもつ性的マイノリティの現状についてのデータが不足しており、施策を行うために必要なエビデンスがない状況かと思いますので、充実させていきたいです。 特に、下記2点の観点での調査は入れていただきたいです。 1. 障害×ジェンダー別の収入の調査 →生活状況の困難さの差異や傾向を明らかにし、特に困難度が高い層に向けて就労や資金面での支援を拡充するとともに、民間企業や自治体などで障害をもつ女性や性的マイノリティの採用や就労をサポートするような取り組みを行う。 2. 障害×ジェンダー別のメンタルヘルスの調査 →特に状況が悪い層にたいして、相談窓口の設置・広報・イベントの開催・心理士につなげられる機会を設けるなど、支援を拡充する。 また、自分が今年参加したCSW69（国連女性の地位委員会）では、ジェンダーと障害の交差性について文書が紹介されており、その中で最も高いレベルの差別に直面する障害者女性・少女グループに「障害を持つ多様なSOGIESCの人」が挙げられていました。つまり、障害を持つ性的マイノリティの人々は困難の多い状況にいるということが指摘されています。 このコメントを書いている自分自身も障害を持つ性的マイノリティのひとりです。障害者であり性的マイノリティであること、どちらについても差別されないと安心できる相談窓口や支援の場があることを望みます。そしてまずは、障害者であり性的マイノリティである人々がこの社会にいるということ、そういった人たちの困難がどこにあるか、といったことを調査で可視化いただくことを望みます。
134	男	30代	77	何故、章名が「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」と、女性のみを対象として記述になっているのか。男性を排除するつもりか。しかも「基本的方向」をみれば、○2「父子家庭」など男性にも関わるものが記述されているうえ、○1の賃金格差等を除いて、対処すべき要因は「ひとり親」「貧困の連鎖」「自ら支援を求めることが難しい」「高齢、疾病、障害」など、特に女性のみに関わる要素ではない。何故、これら男性も対象になるべき要素を「女性への支援」と結びつけるのか。男性を支援対象から排除することが目的なのか。男女共同参画局の男性蔑視思想が透けて見えるようだ。まず、章名から「女性等」を削除し、「者等」に変更することは必須だ。そのうえで、○4は削除すべきである。そもそも女性のみを支援対象とした女性支援新法が男女共同参画の理念に反するものである以上、むしろこの法の廃止を記述すべきである。

135	女	30代	79	ひとり親家庭等の支援について、以下の点を強く要望します。 (1) 児童扶養手当の所得制限の見直し 現行制度では、年収が200万円台に達すると児童扶養手当の支給額が大幅に減額され、一定額を超えると受給資格を失います。しかし、物価や税負担の増大を考えると、実際の生活は依然として厳しい状況にあります。 私自身、養育費も実家からの経済的援助もなく子を育てていますが、収入が所得制限をギリギリ超えることで手当が制限され、子どもの生活に直結する困難を感じています。このような状況で、例えば洋服や靴を購入することもできません。子どもに様々な経験をさせるための余裕がありません。 所得制限の撤廃、もしくは基準額を大幅に緩和し、実情に即した制度設計を求めます。 (2) 養育費不払いへの実効性ある対応 ひとり親家庭の経済的困難は「母親の自立不足」など女性の問題として片付けられがちですが、実際には養育親でない親による養育費不払いが構造的な要因となっています。 現行制度では、養育費の取決めや支払い確保が本人の努力に委ねられており、泣き寝入りを強いられる家庭が少なくありません。シングル親は仕事と育児で疲弊している日常であることも稀ではなく、離婚理由にDVがあった場合は特に、元パートナーとの交渉をすることは精神的にも身体的にも多くのエネルギーを要します。 給与の差し押さえ等の強制執行を行政が積極的に関与して行える仕組みを整備し、子どもに必要な資源が確実に届く制度を求めます。 理由・背景 ・「ひとり親の貧困」を「女性の問題」と矮小化するのではなく、社会全体の責任、特に養育費不払いという加害構造の問題として扱う必要があります。 ・児童扶養手当の所得制限緩和と養育費支払いの実効性確保は、いずれも「子どもの権利を守る」視点から不可欠です。 ・単に「就労支援」や「自己責任の努力」だけでは解決できない課題であり、国が責任をもって制度設計を見直すべきです。
136	男	40代	80	共同養育計画の標準化と履行確保 【根拠】第7分野1は「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」を所掌し、離別後の母子世帯の困難（時間・所得の不足）を予防・軽減する観点から、共同監護の実効性を担保する「共同養育計画」の全国標準化・履行確保を位置付けることが最も適合的です。これは同居側のワンオペ負担・離職リスクの抑制、養育費受領の底上げによる家計安定に直結し、分野目的と完全に整合します。【提案】国は標準様式と運用指針を策定し、自治体窓口・離婚前後親支援事業での実質必須運用へ。様式の必須欄：1連絡手段・情報同報（学校・医療・行事）2医療・教育等の共同意思決定3交流頻度・方法（平日短時間／長期休暇／オンライン）4緊急時対応5紛争時ADR手順6見直し時期・指標。学校・医療は保護者両名登録と重要情報の双方通知を標準化します。【KPI】計画作成率／養育費受領率／親子交流実施率／ADR活用率を自治体別に年次公表し、未達は改善計画を提出。【実施主体】国：標準様式・財政措置・公開ダッシュボード。自治体：作成支援・相談・履行支援。家裁・ADR：人的体制強化・遠隔手続。学校・医療：両名登録・双方通知。【付記】DV等の危険事案は全国統一のリスク評価に基づき、監視付交流・段階的再開・中止基準を計画内セーフガードとして必置。子の意見表明権は年齢相応に確保し、多言語・障害特性・広域移動等の配慮も明文化してください。【実装担保】EBPMの方針に沿い、ダッシュボードでKPIの推移・自治体別分布を可視化、年次レビューで施策を改訂。相談支援の費用は法テラスの償還免除拡充・自治体助成で障壁を下げ、標準様式・FAQ・好事例集を全国配布して実装コストを最小化します。【期限】2026年度末までに標準様式と指針を告示、2027年度から全自治体で運用開始、2028年度からKPIの統一公表を開始。【評価】自治体の改善計画と達成状況を交付金評価と連動し、継続改善を促進。【個人情報】情報同報・電子共有は同意・権限管理を指針で明確化。

137	団体として提出	団体として提出	84	「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、」の箇所に、複合的に困難な状況におかれている部落女性・在日コリアン女性、アイヌ女性などのマイノリティ女性の置かれている背景を理解した専門性をもった相談体制を充実させることを文言として挿入していただきたいです。
138	女	70代	84	エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 外国人やルーツが外国人であること、等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等と、すでにこれらの人々に対する交差性の差別を認める内容になっていることは評価できます。 人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談者では現実には対応はできていません。そもそもセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントや女性に対する暴力について外国人女性の悩みに寄り添う気持ちがある相談員がいるのかどうか。そのような相談員を養成する必要があります。相談員は、ただ英語ができるだけでも不十分です。英語によるカウンセラーが必要です。早急に問題を解決するためにも、ADRなどの新しい手段を早急に設ける必要があります。
139	その他	30代	81	「2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」について、性的マイノリティについても本文中で触れられていることを評価いたします。そのため、タイトルにも「性的マイノリティ」を明示いただけますと幸いです。 また、現行文中では「性的マイノリティ（中略）等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合」と記載されていますが、女性の性的マイノリティ（レズビアン、バイセクシュアル女性、トランスジェンダー女性等）はもちろん、女性ではない性的マイノリティ（ゲイ、バイセクシュアル男性等）においても貧困における高リスクであり、困難な状況に置かれています。 「男女共同参画とは、（中略）性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に個人として対等に参画し、責任を分かち合うこと」であるとの理念に照らし、女性の性的マイノリティに限定せず、性的マイノリティ全般に関する啓発・支援および相談体制の整備についても記載を検討いただけますとありがたく存じます。
140	男	40代	78	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援とあるが、なぜ、女性等という表現なのか。貧困に直面している人間に性差は存在せず、男女の貧困には等しく救済措置を設けることを明記することが男女参画の基本方針の男女平等なのではないか。女性等という表現には違和感しかなく、せめて男女、もしくは一人一人といった表現に変えるべきである。 この項目だけでなく、基本方針素案では男女の共同参画を謳いながら、女性という性別のみを特定して支援行動を促進するような表現が散見されるため、男性の排除に見える表現は慎むべきである。 このように、女性等という表現をすることでその内容でも「また、高齢、疾病、障害などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないように、個人の様々な生き方に沿った支援を行う。」というような男性を排除した表現に繋がっていると考ええる。 高齢、疾病、障害などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないように、とあるが、高齢、疾病、障害などの理由で働くことができない男性は貧困にはならないということを本気で思っているのであれば男女共同参画の理念なぞ存在せず、ただ男性蔑視を助長する考えが蔓延っているのではないかと考える。

141	男	20代	81	「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」の構成に「ウ こども・若者の自立に向けた力を高める取組」を組み込むことは、「貧困等生活」の原因として「子ども・若者の自立に向けた力」の不足を見なすことになる点で問題があります。実際、ウの1では、「社会人・職業人として自立できる人材」、「男女共に経済的に自立していくことの重要性」「女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育」といった表現が用いられています。こうした記述からは、こども・若者自身の力と自立を「貧困の連鎖を断ち切る」解決策に据えていることが読み取れます。しかし、こども・若者の貧困には、社会構造的な背景があります。そうした背景に言及することなく「社会人としての自立」「自立に向けた力」という表現を用いることは、こども・若者の貧困を自己責任化する恐れがあります。さらには、かえって貧困から脱出しにくい環境にあるこども・若者の貧困状況を固定化し、貧困を再生産する恐れもあります。貧困の背景を適切に見極め、こども・若者の自己責任を求めることがないよう、「自立に向けた力」という表現を避けることを強く求めます。必要なのは、「こども・若者の自立を支える環境を整える取組」です。
142	男	50代	83	入管において、母親だけが在留できて、父親ができないといった措置が取られることがあります。外国人夫婦と一緒に安心して日本で働けるように、夫婦については両方に在留資格を与えるように制度設計を変えるべきと思います。
143	女	60代	77	P79－(5) 「令和6（2024）年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」 と書かれたことは素晴らしいと思います。しかし、身近な相談窓口としての地方自治体行政の首長や管理職の理解が乏しく、専門職である相談員が蔑ろにされている現状があります。ご承知の通り、地域を離れた女性支援セターでの一時保護よりも、生活している自治体等での生活再建を望む事例の方が圧倒的に多いです。地方自治体の女性相談支援員が行政・ジェンダーソーシャルワーカーとして、第7分野を担う核とされているはずですが、人権意識と福祉行政について適正な見識のある管理職が配置されなければ、適切な支援の継続は不可能です。基本計画の中で、「努力義務」とすることは、やる気のない自治体は「義務ではないのでなくてよい」と受け取っています。特に、官民の対等な協働も大きな柱だと思いますが、全国の取り組みはまだまだ少なく、民間委託も進んでいません。行政だけでは今の女性たちが抱える多様な困難の解決に向けた支援ニーズには応えられない状況だと思います。国は、責任をもって、全国的な現状を調査して、対応をしていない自治体には勧告、指導を行い、一刻も早く、自治体責務を果たす対策を実現させてください。 <P79－イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり> 現在、ひとり親支援は児童福祉法や母子寡婦父子自立支援等など子育て支援が中心になっているところが多いです。ひとり親に対して制度の利用の手続きが主で、DVからひとり親になり自立再建するときに、困難支援法の理念が蔑ろにされてしまうこともあります。また、共同親権、親子交流、養育費確保等の支援は、子ども担当課の本来業務ですが、DV被害者支援や困難女性支援の研修等が行われていないために、二次被害を起こし、自立を妨げたり、不登校児、ケアラー等の負の連鎖が起こっています。この項目の実現には、母子寡婦父子自立支援員と女性相談支援員のソーシャルワーク機能、またその管理職の専門性が必要です。ここは、児童虐待防止の観点から大きな項目ですが、ジェンダー視点や困難家庭の支援が虐待予防になることの周知がされなければ達成できないと思います。
144	女	60代	-	子育てなど大変な事もあり貧困は議員の税金をしっかりと取ってください

145	答えたくない	60代	-	性的マイノリティ(および様々な属性のマイノリティ)については、なぜか、第7分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」(最後の項目ですね、そして、何が言いたいのか良くわからない)に於いて言及されます。 この方針案は全般に、「男性も女性も」「女性の参画」「男女の健康」等、主語の全てがきわめてバイナリーであり、就労対策であれ、健康支援であれ、決定への参画であれ、そこからこぼれ落ちてしまう人々が必ず存在します。 “性的マイノリティ、障害者、外国人、アイヌの人々、部落差別(同和問題)に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている人々…についての正しい理解を広め…多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、…その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる” 日本人のシス女性の生きるリスク軽減の為に、マイノリティの人権を尊重するかのように読めます。 「男性」/「女性」という軸だけで考えるがゆえに、マイノリティについては取ってつけたような言及しかできない。 「男女共同参画基本計画」は、国家を富ませるために女性に活躍してもらうこと、ではなく、その基礎を「人権」に置き、あらゆるジェンダーの「人権」を守ること。そのためにこそ、ジェンダーに基づく差別や不平等が撤廃されなければならないのです。 そこが守られてはじめて、その結果として、女性も、様々な属性のマイノリティも、健康で安心してこの国で働けるようになるのではないのでしょうか。
146	女	70代	80	イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり 養育費の取り決めについての詳細について記載されています。 支払い確保に向けた調査・検討とありますが、かなり時間がかかります。 お金に困る家庭のためにも自治体による立替払いの実現を追記してください。ひとり親で援助がなければ、1日の大半の時間をを労働に割き、その間、子どもは必然的にネグレクトされている状態と同じようになり、学力においても他の子どもと差が生じてしまいます。日本の将来について社会が子どもを育てるべきです。 法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受け入れ態勢の充実を図るとあります。 専門性とは何が専門なのかということがわかりません。実際の調停員からDVがなぜ起こるのかが理解できていない偏った考え方を押し付けられ、寄り添って話を聞いてもらえなかった話をききます。当事者への二次加害になってしまいます。事業者の方たちにDV被害者の現状を知り、被害についての研修をしっかりといただきたいことを具体的に追記してください。 被害者の方たちに真摯に対応して一生懸命に活動している民間支援団体が頑張っています。その団体への支援の記載をお願いします。

147	答えたくない	50代	80	(4)・・・法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受入れ体制の充実を図る。 実際の調停や裁判を調査されましたか？ DVは考慮してもらえてないです。 「親権」の方が大事だって言われますよ。 子どもが嫌がる父親にあわせる意味って、「親権」？わけがわかりません。 「DVで怖いんだ」って何回言っても、 「一緒に住んでないから大丈夫でしょう」って、他人事です。 そんな簡単じゃないんですよ。 すごくたくさんの被害者が裁判所でひどい体験してます。 よくわかっている弁護士さんに会えなければ、何にもできないです。これって、裁判官の偏見が原因だと思います。 加害者は本当にストーカーになるんですから。そのことみんな知らないだけなんだから。 「殴らないならなんとかする」という偏見、「被害者が自己責任で安全確保すべき」という偏見、「加害者は離婚や別居したら暴力を振るわない」という偏見、「モラハラはDVじゃない」という偏見。 内閣府が責任を持って、その偏見を改善するための、調査と計画を実施してください。ADR事業も、今話題になっているところはDV被害に理解がないです。DVを知らない団体は怖いんです。そんなとこにやらせないでください。 みんな、加害者の本当の怖さを知らないんだと思います。 加害者の怖さを知って、計画を作ってください。それが、この計画全体を読んで感じていることです。 そこを理解してもらえないと、殺人事件は無くならないと思います。 あと、養育費は立替しかないです。そういう制度にしてください。彼らの払わない理由をSNSでちゃんと読んでください。被害を受けた側がいうことを聞かないからお金で罰しているだけなんですから。 計画を書いている皆さんには、そういうご友人はいないのかもしれませんが、計画を作るなら、被害者が加害者からどういう目に遭わされる可能性があるか、想像力をどうか働かせてください。
148	男	20代	81	若者活動家として、男女共同参画の文脈において性的マイノリティとの交差性が明記されたことを高く評価します。その上で、LGBT理解増進法等も踏まえ、他省庁と連携しながら性的マイノリティの権利保障にさらに取り組んでいただきたいです。特に、安心して暮らせる環境の整備においては、性的指向や性自認に基づく差別の解消が不可欠です。第7分野においても、LGBTQ+当事者が地域社会・医療・教育・労働などあらゆる場面で安心して生活できるよう、具体的施策を明記することを求めます。
149	団体として提出	団体として提出	81	第2部 第7分野 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備（P81） （1）施策の基本的方向 パラグラフ2 性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しこのような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。 意見：施策として、人権教育・啓発等を進めることだけになっている。正しい理解と社会における多様性の尊重も重要であるが、「複合的で困難な状況に置かれている」ことに対する政府や地方公共団体による抜本的で確実な対応や措置はより重要である。また、サブタイトルの「安心して暮らせる」とあるが、より具体的に分かりやすい表示が必要なのではないか。

150	女	50代	80	共同養育計画に言及しているが、条文根拠が何もないものであるし、そもそも計画どおりに動いてくれないのが子どもである。またネットなどで共同養育計画を推奨している者の中には相当数のDV加害者が含まれているように思われ、計画どおり行かないと同居親を責めるなど加害目的であろうと思われる。加害のツールになりかねず、このような文脈で、牧歌的な記載は不適当である。 ADRに言及しているが、今、裁判所でも裁判官や調査官、また弁護士に至るまでDVやPTSDへの無理解で苦しんでいる被害者は少なくない。ADRで不適切な運用をされたとの話も聞く。共同親権推進を強く推進している者がコーディネーターになっているADRもある。ADRの苦情窓口などを作り、不当な扱いをされたというような情報を集積し、悪質なものについては認可取り消しすべきである。
151	女	60代	-	子供たちのことを考えると 反対です
152	男	50代	77	特に地方での女性支援の担い手、官民協働のパートナーの掘り起こしが進んでいない状況がある。単に自治体が把握できていない、団体等は知られていても女性支援と結びつけて把握できていないということも多いと思われる。逆に団体等の側でも利用可能なスキームを把握できていないこともある。このマッチングのためにも民間団体に積極的に情報、助言、橋渡しなどの協力を求めるべきである。男女共同参画機構が官民協働のための情報提供・助言のハブとなることも必要である。
153	女	50代	78	令和6（2024）年4月に施行された女性支援新法によって各地域において整備が進められている相談支援体制には、若年女性、DV被害女性、ひとり親、高齢者だけではなく、中年層も含まれています。「等」という言葉に隠すのではなく、あえて「中年女性」などの言葉で明記してほしいと思います。
154	団体として提出	団体として提出	77	第7分野全体（基本認識を含む）では、貧困支援にジェンダー視点が強調されているが、実際には女性中心に偏重し、男性単独親や共同養育家庭のニーズが無視されている。児童扶養手当は事実上母親中心であり、養育費分担取決め率が33.6%と低迷する一方、男性側の不払いのみが強調され、女性側の不払いや連れ去り後の妨害は統計から排除されている。法務省調査（2020年）では別居後の子の健康不調が39.2%に達しているが、支援は女性の貧困脱出に偏り、男性DV被害や片親阻害による経済的孤立は軽視されている。男性単独親が養育費を請求しても女性窓口で拒否され、貧困が悪化する事例や、子連れ避難を口実に父親の養育費支払いを逃れる事例も報告され、子の権利条約27条（生活水準の権利）に反している。婚姻費用分担の長期化は低所得男性を破産寸前に追い込み、統計も女性窓口データに依存して女性貧困率を過大に強調している。この偏りは計画全体の多様性尊重に反し、真のジェンダー平等を損なう。国際的にはスペインやイタリアが共同親権導入で紛争減少と児童殺害率低下を実現したが、日本では単独親権が貧困を助長している。さらにモラハラの虚偽主張が養育費争いに悪用され、男性の経済的自立を阻害、ヤングケアラー負担も拡大し社会全体の生産性を低下させている。内閣府調査（2023年）ではDV原因離婚は11.4%に過ぎないのに、支援格差は拡大している。改善には、養育費・婚姻費の自動徴収制度を導入し、未払い時は行政が介入、2025年までに分担率を50%超に引き上げるべきである。さらに、男女共用の相談センターを200カ所に拡充し、共同養育家庭向け経済補助や税制優遇を新設する。片親疎外防止のため連れ去り時は即時調停を義務化し、子連れ避難の正当性を第三者委員会が審査する仕組みが必要である。統計は男女別・共同親権ケースを統合公開し、恣意性排除のためAI分析を導入する。男性DV被害者向け住宅・就労支援や専門シェルター50カ所を設置し、ヤングケアラー調査を義務化することも急務である。離婚前後に家族支援プログラムと無料カウンセリングを提供し、共同親権移行を促す。これにより子の貧困率を20%低減し、家族全体の福祉を底上げできる。最終的に貧困を「性別」ではなく「家庭状況」として捉える視点転換こそ不可欠である。

155	団体として提出	50代	-	・複数の属性が作用することによる「差別と不平等の交差性・複合性」を明記し、その解決はジェンダー平等実現に不可欠であると明記してください。 ・性的マイノリティに関して、基本認識では「性的マイノリティであること、障がいがあること」等と書かれているのに対して、81ページでは「高齢者、障害者、外国人等」と見出しに書いてありません。性的マイノリティに関しては、日本が特に後進的な分野であり、「性的マイノリティが安心して暮らせる環境の整備」として、章立てして取り組むべきだと思います。 ・「性的マイノリティが安心して暮らせる環境の整備」として、以下の施策を行うよう、記載してください。 1、すでに独自に相談支援を行なっている民間団体が全国に存在するため、各団体への聞き取りに基づく、全国ネットの相談支援体制の整備。 2、性的マイノリティの社会的課題に関する理解度の高いソーシャルワーカーの育成、各都道府県への配備。 3、NPO等と連携し、学校や職場に向けた教育、啓発活動の推進。 4、上記の施策を地域で推進するためのLGBTQ+センターなどの拠点の設置、民間設置拠点の支援。 ・2023年にLGBT理解増進法ができていますが、選挙での候補者や公職者からの差別的発言はむしろ増加傾向にあるのではないかと懸念しています。包括的な差別禁止法、及び、差別的言動があった場合の報告、改善の仕組みを早急に検討してください。
156	男	30代	-	こちらも全面的に賛成です。 父子家庭や母子家庭にヤングケアラーなどはかなりの問題になっていますし私自身他人事ではありません。 子どもと親たちのタメにもやるべきだと思います。
157	女	60代	80	(4)の上から19行目「共同養育計画～」 共同養育計画の作成に際し、父母がお互いの人格を尊重して協力関係の基で作成されるよう徹底して欲しいです。DV・モラルハラスメントや虐待事例に対する対応を適切に判断し、一方の親のみの主導で、もう一方に負担を負わせないようにする旨の文章を追加してください。

158	男	30代	-	<意見> 子どもと離れてくらすもうひとりの親（いわゆる別居親。）が社会の支援を得られずに社会から孤立し孤独を抱えていることに留意し、子どもと離れてくらすもうひとりの親の困りごとを把握し支援する取組を【基本認識】および関連する＜施策の具体的方向と具体的な取組＞に追記すべきです。 <理由および背景> 改正民法817条の12第1項の子の養育には、父母双方による金銭的関与（いわゆる養育費）と非金銭的関与（いわゆる親子交流を含む監護）の両側面があるとされています。 そうすると、養育費の確保を図る支援のほか、親子交流はじめとした監護の部分も伴走的な支援が必要となります。 特に、共同養育計画を策定した場合には、その後、父母双方から困りごとの相談が増える予想されます。しかし、現在全国の各自治体HPを見ますと、ひとり親家庭支援の窓口しか掲載されておりません。またその多くが母子寡婦福祉連合会によって運営されており、子どもと離れてくらすもうひとりの親（特に父親）が相談しにくい環境にあります。 そこで、「子どもと離れてくらすもうひとりの親」の支援窓口として、各自治体にある子育て支援センターやこども家庭ソーシャルワーカーの活用を検討し、子どもの養育に関する総合窓口を設置し、子どもの養育を総合的に支援する取組を推進する必要があります。 また、2025年実施の「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」改定案（概要）に対する意見募集の結果の「こどもと離れて暮らす別居親に対して、必要な支援が行われるような環境整備を推進していただきたい。」についても孤独対策としても推進すべきと回答がありました。 特に、突然こどもと引き離された親は、精神的に過酷な状態にある一方で、行政や民間の支援の取組みが乏しく、社会から孤立しています。 さらに、2025年実施の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（案）」に関する意見募集の結果において、親支援に関して、同居・別居を区別せずに、父母を強調して、「今回基本方針に追記した親支援講座をはじめ、養育費・親子交流の履行確保に係る取組は離婚前後の父母双方に行っています。」と回答がありました。 以上。
159	女	60代	80	(4)の養育費に関して法定養育費の仕組みができる事は良いことと思うが、あくまでもこれは養育費の取り決めができるまでの暫定的、補足的なものである、と言う点をより強く周知していただきたい。 なぜならば、多くのケースで養育費の取り決めに紛糾し、取り決めまで長い時間を要することが珍しくないため、その間は十分とは言えない法廷養育費で余儀なくされることになる。また一人親家庭の貧困率が高い我が国で、適正な養育費が払われるようにすることは急務であると考え、法廷養育費がこの程度ならば自分もこのくらいでいいだろうと、開き直る相手方が出てくるのではないかと危惧している。 社会に「養育費は払うもの」という理解を広げるとともに、自治体や国が立て替えて払い、それを相手方から徴収する、というような制度についても今後の課題として検討していただきたいと思う。

160	女	20代	78	私は、子どもの健全な成長と生活の安定のため、離婚後の養育費の確実な徴収制度の強化を強く要望いたします。 1. 養育費未払いへの迅速な対応 養育費の不払いは、子どもの生活や教育に深刻な影響を与えます。未払いが発生した場合、迅速かつ確実に強制徴収できる仕組みが必要です。 2. 給与差し押さえ・預貯金差し押さえの標準化 裁判所の判断に依存せず、養育費の滞納に対して給与や預貯金の差し押さえを標準手続きとして導入すべきです。 3. 情報共有と監視体制の整備 勤務先や金融機関との情報連携を強化し、未払い者の動向を把握できる体制を整備することが、滞納防止に有効です。 4. 社会的制裁・ペナルティの明確化 養育費を継続的に未払いにする場合、法的ペナルティや社会的制裁を明確にすることで、抑止力を高める必要があります。 以上の施策により、離婚後も子どもが安定した生活を送れる環境を整えることを強く希望いたします。
161	女	50代	80	イ(4)「また、法施工後の家事紛争に適切に対応するため、家事裁判所も人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRに利便性向上と家事紛争の受け入れ体制の充実を図る。」と書かれていますが、実際の調停や裁判では「子どもには父親が必要だから」等と言った考えた方でDV被害の訴えは重要視されていませんし、訴えそのものがなかったことにされています。偏見を是正するための調査と計画が盛り込まれるべきと考えます。また、「専門性の向上」とは、被害の実態を知ることが不可欠であり、「被害者の現実を知ること」を中心に行うと明記すべきです。DVの被害実態を理解した司法の拡充こそが重要です。ADRも同様です。DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは、被害者への二次被害に繋がります。DVや虐待等のスクーリング、リスクアセスメントが適正に行われるよう徹底し、DV被害者の実態とよく知る民間団体への支援がこの領域で拡充する計画を盛り込んでください。
162	女	40代	80	夫に一方的に子供を連れ去られ、家を追い出され、親権を強制的に奪取されようとしている、主たる監護者と裁判所に認定されている母親としての立場の意見です。 共同養育計画の策定について記載をいただき、ありがとうございます。私は、夫の方が年収が高く、夫の連れ去りにより子が貧困になることはなさそうですが、婚姻費用を要求され、月5万円を支払っています。しかし、子供の監護を手放す気もなく諦めてもいないのに、子供とは夫の一存で2ヶ月に1回しか会わせてもらえず、婚姻費用を払いたくなくなる気持ちは痛いほどわかります。子供と2ヶ月に1回会うための、身代金のように感じます。同じように感じられる別居親の方が沢山いらっしゃる、養育費や婚姻費用の支払いを拒んでいること。また、逆に連れ去りに対する罪悪感から、別居親の関与をひたすら嫌がって養育費を受け取らない同居親がいること。私自身が今の状況になって、初めて知りました。日本のシングル家庭の貧困の要因の一つには、こういった「親の望まない連れ去り」があることは明白です。 子どもに対する責任を、養育の観点から両親双方が果たす。その中で、必要な費用を双方が負担する。それが、あるべき別居・離婚後家庭の姿だと思います。そのために、共同養育計画は必ず必要です。それがなくても共同養育ができ、費用負担ができるのなら、私のような別居親は生まれていないはずです。悲しいことですが、子供の気持ちを考えられる親は、日本から減りつつあるのだと思います。 養育費と行動としての養育をセットに、男女どちらもが親としての自覚を持って子育てに関われる社会になるよう、ご留意のうえ、記載いただければと存じます。
163	団体として提出	団体として提出	82～	1～6に記されている障害関連法、特に、障害者差別解消法に、明確に、障害女性の複合差別的解消について記すべきだ。また、各々の障害者関連法に、ジェンダー視点を組み込み、各法律に関連する実態調査を行う際、ジェンダー統計を踏まえた実態を明らかにしていくことが重要だ。 7にある、「障害者の性別等の観点に留意」という点は重要だ。現状で、性別の観点からの統計が示されていないものについて把握すると共に、性別を入れた分析を行い、現状で生じている障害分野の施策推進におけるジェンダー格差を把握し、必要な対応を行うことを明確に書き込む必要がある。

164	団体として提出	団体として提出	-	女性の貧困は、男女賃金格差、それを反映した年金格差、世帯単位の税社会保障制度と有機的に関連した構造的問題である。まず男女の賃金格差、非正規の7割を女性が占める現状を変えていくこと。妻を扶養者として真っ当に働く権利を奪っている世帯単位の税、社会保障制度を個人単位に変え、すべての女性が人間の基本的権利である働く権利を保障し、税も社会保険料も負担する制度に変えたうえで、すべての人の生存権を保障する環境整備が求められる。
165	その他	30代	-	第7分野では、貧困や生活困難を男女共同参画の視点から位置付け、ひとり親家庭や高齢女性への支援、孤独・孤立対策、複合的困難を抱える人々への理解促進を掲げている点を評価します。特に、女性支援新法に基づく包括的支援や、ヤングケアラーやひとり親家庭への具体策が盛り込まれていることは重要です。 一方で、次の観点を補強すべきです。 1. LGBTQ当事者への包括的支援 性的マイノリティの人々は、雇用・医療・住居などあらゆる面で差別や孤立を経験しています。相談窓口や支援機関の研修に性的指向・性自認の理解を組み込み、安心してアクセスできる体制を整えてください。 2. 教育現場での貧困と多様性理解 こどもの貧困対策においては、学習支援や食の提供だけでなく、学校でのジェンダー平等教育、多様性理解、LGBTQや外国ルーツの子どもに対するきめ細やかな支援を明記してください。 3. 地方での支援格差は正 都市部に比べ、地方では相談機関・居場所・住宅支援の体制が脆弱です。地域女性活躍推進交付金を拡充し、地方自治体やNPOが伴走型支援を継続できる仕組みを強化すべきです。 4. 複合的困難とメンタルケア 貧困や孤立はメンタルヘルスに直結します。特に女性や性的マイノリティは「無理解」自体が心の健康を害する要因です。生活支援とともに、心理的ケアや安心して相談できる専門人材の育成を推進してください。 結び 第7分野が目指すべきは、単なる経済的支援にとどまらず、多様な属性を尊重し、誰もが孤立せず尊厳をもって暮らせる社会の実現です。そのために、LGBTQを含む多様な人々への支援、教育現場での意識改革、地方格差の是正、そしてメンタルケアの強化を明確に打ち出すことを強く要望します。
166	男	40代	79	イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり 丸数字の2の「・」3個目、 「児童扶養手当の支給（中略）引き続き支給要件の周知等を図る。」 とありますが、こちらは事実関係や法的な証拠などの確認を行った上で、支給要件の周知を図るとすべきである。 なぜならば、こちらの児童扶養手当について複数の市区町村に確認したところ、申請者の申告に基づいてのみ支給を行っているとの事で、その内容の正確性については確認を行っていない事が判明しております。 （申請者の性善説に基づいている） この児童扶養手当が「貯蓄になる」などと紹介している動画もあり、本来の目的外取得を促すような悪質な指南が蔓延しています。 こういった指南を受けて不正に養育費の申告を過少申告し、手当を不正に受給している人も出て来ております。 本当に困っている子どもやひとり親家庭に十分な支援を届けるために、こういった抜け穴を無くし不正受給を撲滅する必要があります。 その為にも厳格な運用（事実関係や法的な証拠などの確認）を行政側で行う事を義務化してください。

167	男	40代	84	現行素案では、多様な主体（地方公共団体、男女共同参画センター、大学、企業、経済団体、労働組合、NPO、NGO等）との連携により幅広い意見を反映するとされています。NPO・NGOなど民間団体が推進体制において重要な役割を担うと明記されたことは、複雑化する社会課題の解決に不可欠であり高く評価します。その上で、特に以下の点を計画に明示的に盛り込み、具体的施策として推進することを要望いたします。 第一に、性的少数者が安心して生活できる環境整備についてです。計画の第7分野では「性的マイノリティであること」が生活上の困難の要因となり得ることが認識され、第6分野でも暴力の被害者として位置づけられています。こうした状況に鑑みれば、地域で孤立することなく相談や支援にアクセスできる場として各地に自発的に整備されてきたコミュニティセンター等の存在は不可欠です。当事者目線で支援を行うこれらの活動は、多様性を尊重する社会の実現に寄与しており、その安定的な継続のため、男女共同参画推進体制の一環として積極的な助成と支援策を講じるべきです。 第二に、HIV・性感染症対策に関するNPO法人の知見と活動の活用についてです。計画第4分野ではHIVや梅毒を含む性感染症の総合対策が掲げられていますが、長年厚生労働省事業として各地でNPO法人により運営されてきたコミュニティセンターは、相談支援、情報提供、ピアサポートなどを通じ、当事者の健康と尊厳を守る上で大きな役割を果たしてきました。こうした活動は性の多様性への理解促進や偏見・差別の解消に寄与し、健康課題を抱える人々が安心して生活できる基盤となっています。したがって、男女共同参画の推進体制においても、これらセンターの経験とノウハウを積極的に活かし、その活動に対する継続的な財政支援を行うことが必要です。具体的には「地域女性活躍推進交付金」等の既存財政支援を幅広く適用することを検討すべきです。 以上の視点を計画に反映させることが、「多様な幸せ（well-being）の実現」に資する包括的かつ実効性ある支援体制の構築につながると考えます。
168	女	50代	-	物価高と貧困を改善して欲しいです。
169	女	70代	-	特になし
170	女	30代	84	「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等を含め」とありますが、「複合的に困難な状況」に具体性がなく、そもそもの差別に対応する姿勢が不十分だと感じます。性的マイノリティ・障害・外国ルーツ・アイヌ・部落への差別が取り上げられていますが、法務省の啓発活動強調事項の一部であり、さらにそれが女性差別とどのように交差するのか不明です。具体的にどのように取り組むのか（既存の窓口を使うのか、だとすればどのような交差性を組み込むのか）といった提案が必要であると考えます。

171	団体として提出	団体として提出	79	「多様かつ複合的な困難を抱える女性への支援」及び「ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり」に関する意見 素案では「多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援を行う」とされ、また(4)において養育費の取決め促進や共同養育計画の調査・研究等が挙げられています。 しかしながら、従前の単独親権制度の下で、家庭裁判所を中心とした制度が親子の分離を促進し、一方の親を養育から排除することで、積極的に「ひとり親」状態を作り出してきたことが、ひとり親家庭の貧困問題の根本的な要因です。 親権の帰属にかかわらず、父母が共に子育てを行うことは本来当然のことであるにもかかわらず、単独監護の制度を維持してきたことは制度設計上の重大な問題であり、国家としての反省が必要です。 したがって、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行を契機として、離婚後の共同養育を積極的に推進し、単独親権単独監護を前提とした「ひとり親」という呼称や関連施策を見直すべきです。 共同養育計画は、単に「ひとり親家庭」への支援策ではなく、子どもたちが離婚後も引き続き父母双方に育てられる環境を整備するためのものとして位置づけるべきです。 ●具体的な提案 1. 用語の見直し：死別を除き「ひとり親」という表現を見直し、離婚後も「父母二人による養育」を前提とした制度設計とする 2. 行政手続きの改善：共同親権を前提として、父母が対等に扱われるよう戸籍及び住民登録制度の見直しを行う 3. 共同養育の推進：経済的支援だけでは子どもは育たないという前提の下、共同養育の重要性と子どもの利益について、国を挙げた広報啓発キャンペーンを実施する 4. 父母平等の共同養育モデルの検討・公開：現在の「共同養育計画及びその在り方について調査・研究」では、父母が平等な共同養育モデルを前提としていないため、父母平等の共同養育モデルを検討・公開する
172	女	50代	77~	DV被害者でシングルマザー（あるいはファザー）で障害や精神疾患、アレルギーなど（シックハウス等を含む）を抱えている場合の、自治体の福祉との連携や居住の確保、すぐに貸付け等できる資金援助など、課題は山積していると思います。特に障害のある被害者に対して切れ目のない支援の充実を図っていただきたいと思います。
173	女	30代	75	買春する側への罰則が必要。売らざるを得ない側ではなく、買う側を処罰するようにすべき。
174	団体として提出	団体として提出	77	・安心して暮らせる社会保障制度へ、以下の抜本的な改善策を盛り込むこと。 ●だれもが安心して暮らせる年金制度へ、年金を実質削減するマクロ経済スライドを直ちに中止し、支給開始年齢の75歳までの繰り延べをやめること ●在職老齢年金は減額せずに満額受給できるようにすること ●最低保障年金制度を創設すること。 ・生活保護の捕捉率は約2割、利用率は国民全体の1.6%にすぎず、必要な人が権利として生活保護制度を利用できるよう抜本的な改善策を盛り込むこと。 ・医療・介護制度の改悪を中止し、抜本的な拡充策を盛り込むこと。 ・高すぎる国保料が払えず、受診遅れによる死亡事例も多数報告されている。高齢者の医療費負担を2割に引き上げ、低所得者への軽減措置の廃止などの改悪などは容認できない。高齢者、障害者がいつでも必要な医療・介護が無料で受けられる社会基盤を整備することを明記すること。
175	答えたくない	40代	-	現在の法律は戸籍の性が同じもの同士が結婚できない状態です。世論は、賛成が7割を超え、「結婚の自由をすべての人に裁判」でも次々と違憲の判断が出されるなど、ジェンダーに関わらずすべての人が婚姻制度から排除されるべきではないと示されています。どんなジェンダー、性的指向の人も、結婚できるような制度を整えることを明記してください。

176	団体として提出	団体として提出	84	複合差別の被害女性の状況に鑑みて、法務局の人権調査救済相談体制は特に次の点において充実させるべきである。 i) 相談窓口へのアクセシビリティ ii) 調査案件については、その進捗状況に関する情報を適切に相談者に知らせる iii) 相談員の専門性（国際人権法を含む人権に関する法や制度の十分な知識） iv) 相談員の専門性（国内の様々な人権課題の知識と理解、被害者への対応におけるスキル、他） v) 調査・相談終了後のフォローアップ（両者、特に侵犯側への説示・勧告などの措置に関して） なお、女性差別撤廃委員会およびその他の日本が加入している人権条約機関、普遍的定期的審査、直近ではビジネスと人権に関する国連作業部会から、日本政府に対して、パリ原則に沿った政府から独立した国内人権機関の設置が繰り返し勧告されてきた。第7分野のこの取り組みだけではなく、本基本計画を推進していく上で、国内人権機関が果たしうる役割は、教育・啓発、政策提言、国際協力を含む多くの領域にわたるのではないだろうか。さらに、国家機関や行政機関の任務遂行により起きた人権侵害、政府の政策に起因する人権問題、社会に潜む構造的な差別など、これらへの対応は権力から独立した機関が行うべきである。
177	その他	30代	77	基本認識にある「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。」P84にある「さらに、学校における性的マイノリティに係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。」といった表記は非常に重要な点であり、明記されていることに賛同する。 現状として、性的マイノリティであることで既存のシェルターを利用できない。生活保護受給までのハードルがあることを踏まえ、既存支援機関が差別的な対応とならないような取り組みを推進してほしい。
178	女	40代	78	p78 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組 (2) 公務員において会計年度任用職員として不安定な雇用条件で働くうちの多くが女性であることをどう考えるか。専門性の高い職種ほど会計年度任用職員が担っている現実に矛盾を感じる。 p79 イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり 法的離婚前の実質的ひとり親家庭についても言及してほしい (2) 児童扶養手当ついて、離婚前ひとり親家庭も受けられるが、一年以上の遺棄、裁判所からのDV保護命令など要件が非常に厳しく、該当者は限られている。緩和を検討してほしい。 p80 (4) 養育費の支払い確保の施策は歓迎すべきことだが、DV加害者側が養育費の支払いと引き換えに共同親権や共同養育計画の作成・履行を強要することがないように配慮が必要。DV被害者にとって負担が大きい。

179	団体として提出	団体として提出	77	まず、「属性などが原因で社会的困難を抱えている」とあるが、性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、被差別部落出身であることなどの属性が問題なのではなく、社会のマジョリティ側の差別意識や政府の政策が不十分であるため、排除や不利益を被ってきたことが積み重なり社会的困難につながっている、と書くべきです。 次に、第1部の基本的な方針で指摘したことと同様、外国人やルーツが外国であることという表示は「旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンを含む外国人やルーツが外国にあること」にすべきです。戦後の長い間、在日外国人の大半は朝鮮半島出身の人たちであり、かつての日本による植民地支配のか結果、現在に至るまで世代を重ねて住み続けていることが、「外国人」という一言でまとめてしまうと不可視化されます。一方、日本社会では植民地主義が克服されず、歴史の事実を認めようとしめない声が増長する中で、2016年のヘイトスピーチの調査にもあるように、在日コリアンがヘイトスピーチの主要なターゲットにされています。在日コリアンの中でも女性の人権状況はヘイトスピーチ一つとっても深刻なはずで、存在を可視化してこそ、その人たちが直面している問題が浮かびあがるはずで、また、部落女性に関する表現が、「部落差別（同和問題）に関すること」となっていて、人を指すのに不適切な表現です。
180	女	60代	-	(2) 具体的な取組 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組 (P79) 「5. 令和6（2024）年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、、、促進等の各種取組を行う。」 と書かれたことは非常に良かったと思います。官民の対等な協働をお願いします。全国の取り組みはとても少ないです。行政だけでは今の女性たちが抱える多様な困難の解決に向けた支援ニーズには応えられない状況だと思います。 イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり (P80) 4・・・法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受入れ体制の充実を図る。 と書かれましたが、実際の調停や裁判で「もう一緒に住んでいないから」「子どもには父親が必要だから」といった考え方で女性たちのDV被害の訴えがなかったことにされています。その偏見を改善するための、調査と計画が盛り込まれるべきです。そして、専門性の向上は「被害当事者の現実を知ること」を中心に行うと明記すべきです。DVの被害実態を理解した司法の拡充こそが望まれています。ADRも同様です。DV被害実態を一番よく知る民間の支援団体等は、ADR事業に参画できるマンパワーもなく、DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは被害当事者への二次加害につながります。民間支援団体への支援をこの領域で拡充することを計画に盛り込むべきです。 5. 家庭の経済状況等によって、、、以下の取組を推進する。 ・生活困窮世帯等に対する学習支援や、、、うちの区では学習支援は5%以下しか受けられず希望しても受け入れ態勢がないからと受けられません。ボランティアの区民がやるのは限界があります。国からもっと予算を増やし本気で進めてください。保護者の居場所づくりや生活に関する支援 も実際無いです。強く要望します。 ひとり親でも安心して子育てができるように養育費の自治体による立替払いなどを実現することを盛り込んでください。養育費も今の本人任せでは受け取れません。私も受け取れず諦めましたが、今のひとり親の方にはこどもが健全に育つために子どもの福祉の視点、権利として受け取れるよう是非国で進めてください。少子化で今の子どもの貧困、貧困を止めないと将来の国の発展に影響が及びます。
181	団体として提出	70代	80	家庭裁判所の人的専門性の向上として、被害当事者の現実を知ることが重要と思います。また、1人親でも、子育てできる養育費等の経済的な支援、立て替え払いを自治体で行えるようにして貰いたいです。

182	女	20代	77	現状、貧困や生活困難に直面する人は非常に多く、特にひとり親家庭や女性世帯主の困難が深刻です。養育費が支払われないケースも多数存在し、子どもの生活や教育の機会を著しく制限しています。素案では支援の方向性が示されていますが、現場では未払い養育費への法的強制力や実効的な回収制度が十分に機能していません。子どもの権利を守る観点から、養育費の確実な履行を制度的に担保する仕組みを明記し、生活困難層が将来に希望を持てるような具体的施策を強化すべきです。
183	女	70代	78	第7分野は、「1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」と「2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の二つ項目に分けられています。「基本認識」を読むと、「2」の部分は、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等複合的な困難を抱えている人々を対象としていることが分かりますが、そのような人々を排除し、「ヘイト」や「ハラスメント」などの差別により個人の権利や尊厳を奪う事は、多様性に富んだ男女共同参画社会を破壊するものとなる危険があります。この「2」の部分を「1 貧困等生活上の困難」の中に入れられてしまうのは無理です。別分野として対応することが必要です。 むしろこの分野の中では男女共同参画、男女差別のために生みだされた「単身世帯・高齢女性の貧困」を整理し、その解決に向けた＜施策の具体的な方向と具体的な取り組み＞を明らかにする必要がありますと考えました。女性の貧困問題は、第3分野の女性の所得向上と経済的自立のところで省かれ、第10分野「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」に部分的に入れられた性別役割分業と固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等に基づく年金・保険・税制等の制度的問題です。今後単身高齢女性の貧困が大量に増え続けることは明らかです。数か月前の衆議院選挙の際「103万円の壁」問題でマスコミを賑わせましたが、そこで十分討論されなかった所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、配偶者控除等諸控除の更なる見直し短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大とで第3号被保険者を縮小することを基本的な方針としつつ、制度の在り方の検討を社会になげかけることもできていなかったことの反省が必要です。 また、日本では生活保護が必要とする人々の2割程度しか十分利用されていないことは問題です。幡ヶ谷のバス停で殴り殺されたホームレス女性は、その数日前まで老いても働き続けていたのです。今後最低生活費が年金で支給される制度を実現するとしても、今は必要な人全員が生活保護受給できるような働きかけが必要です。 「女性支援新法」が突然現れ驚かされましたが、まずは女性相談支援員が全市区町村に配置され、包括的な支援ができるよう、正規職員として自治体によって育てられ、そのような働きかけができるようにならなければなりません。
184	男	60代	84	1点目は(1)の1行目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別(同和問題)に関すること等に加え、……」のなかの 部落差別(同和問題)に関すること等に加え、を被差別部落当事者に関する等に加え、と書き換えていただきたい。 2点目は(1)の4行目 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、」のあとに、 「さらには、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。

185	女	60代	80	<P80ー(4)> 「法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受入れ体制の充実を図る。」と書かれてましたが、実際の調停や裁判で「もう一緒に住んでいないから大丈夫」とか「子どもには父親が必要だから」「母親がこどもに言わせている」といった考え方で女性たちのDV被害の訴えがなかったことにされています。保護命令があったとしても親子交流を勧められることもあります。DVの被害実態を理解した司法支援となるようDV、面前DV、こどもへの影響、当事者支援等の理解を深める研修を行い、行政機関、民間団体と連携していくことも自治体責務に含めるよう明記してください。ADRを勧めるには、DVや児童への影響、家族機能、貧困、障がいを含め、高度な支援スキルが必要です。民間支援団体等は、ADR事業に参画できるマンパワーもなく、DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは被害当事者への二次加害につながります。民間支援団体での支援を検討するなら、相応の委託が必要です。行政は適切な運営がされているか監督する立場なので、支援を丸投げせず、管理職や相談員の人材育成を行い、自治体責務を負う機関となるよう計画に盛り込み、国は責任を持ってください。 <全体として> 第7分野の対象である、児童、若年、障がい者、高齢者、外国人等の困難者に対応するのは、困難女性支援法を根拠とする女性相談支援員です。第6分野、第7分野の大きな問題の支援に関わる女性相談支援員について、再三、処遇改善が盛り込まれますが、そのように処遇改善され、報酬や身分について安定する状況になっているところはほとんどありません。まず、困難女性支援をする相談支援員の困難を改善しなければ、どんな施策も実現しないと思います。会計任用職員制度になり、個人の熱意と社会貢献への思いだけで長年尽力されてきた女性相談支援員が職場を去っております。その後、専門性のない管理職が採用する相談支援員は適正を欠いていたり、研修も整っていないかったりで、このような大きな問題を担う人材は大きく不足しています。国は、女性相談支援員の担う役割の重大性を明記するとともに、体制強化、処遇改善等は「義務」と明記してください。
186	女	50代	79	「(5) 令和6(2024)年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」と書かれたことは素晴らしいと思います。官民の対等な協働をぜひ進めてほしい。全国の取り組みはまだ少ないです。行政だけでは今の女性たちが抱える多様な困難の解決に向けた支援ニーズには応えられない状況だと思います。
187	女	60代	79	外国人のための通訳人の確保・費用負担、地方選挙権、調停委員への就任等多文化共生社会実現のための基盤整備が不十分であり、多様性実現のためのインフラとして位置づけ、制度整備が図られるべきである。
188	女	20代	-	女性に関する施策は「結婚する女性」「出産・育児する女性」を前提とすることが多いですが、「結婚しない」「子どもを持たない」女性も多く存在します。 現行の素案では、未婚女性や子どもを持たない女性への視点が十分とは言えません。たとえば、 独身女性の貧困対策 子どもを持たない女性にとっての職場環境・社会保障 高齢期における孤立やケアの課題 これらがより明確に盛り込まれるべきです。「多様な女性の生き方」を正面から扱い、結婚や出産に限定されない女性像を前提に政策を立てていただきたいと思います。
189	女	50代	79	シングルマザーが経済的に安心してこども立てできる賃金・生活費の補償が、急務です。母親が自分の食事を我慢して子供に与える状況は、あってはなりません。子どもたちの将来の選択肢を増やすために、生活保障をもっともっと増やしてほしいです。

190	女	20代	-	・女性の貧困と賃金格差 非正規雇用から正規雇用への移行支援や賃金格差の解消は、老後の年金格差是正に直結いたします。ジェンダー視点からのセーフティネット強化として、重点的に取り組んでいただきたいです。 ・支援につながりにくい女性への対応 現行施策は「子育て・介護・暴力」に関する困難に重点が置かれていますが、それ以外の理由（病気、就労困難、家庭不和など）で制度からこぼれ落ちる女性が少なくありません。こうした「声を上げにくい」「制度に当てはまらない」人々こそ最も支援を必要としており、柔軟かつ実効的な施策が不可欠です。 ・ひとり親支援 母子家庭のみならず父子家庭への目配りも必要です。養育費の受給率は依然として低く、実効性を伴う仕組みづくりが求められます。 ・ヤングケアラー支援 現状は「実態把握」や「窓口設置」が中心ですが、教育や就労機会が奪われるリスクを防ぐ視点が十分ではありません。学習支援や進学・就労への橋渡しなど、実効性ある施策を強化していただきたいです。 ・複合困難を抱える人々への支援 LGBTQ、障害、外国人、アイヌ、部落差別など、多様な背景が重なることで二重三重の困難を背負う人々がいます。啓発にとどまらず、制度的に排除されない仕組みを強化することが必要です。特に、複合困難を前提とした支援設計をお願いしたいです。 ・孤独・孤立対策 孤独死防止の観点まで言及されている点は評価いたしますが、現役世代の単身女性への対策がやや薄いと感じます。若年層から切れ目のない支援につながるよう、さらに強調していただきたいです。
191	団体として提出	団体として提出	84	第2部 第7分野 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 具体的取組 エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 (P84) (1) 性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関する事等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等を含め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。 意見：複合差別の被害女性の状況に鑑みて、法務局の人権調査救済相談体制は特に次の点において充実させるべきである。 i) 相談窓口へのアクセシビリティ ii) 調査案件については、その進捗状況に関する情報を適切に相談者に知らせる iii) 相談員の専門性（国際人権法を含む人権に関する法や制度の十分な知識） iv) 相談員の専門性（国内の様々な人権課題の知識と理解、被害者への対応におけるスキル、他） v) 調査・相談終了後のフォローアップ（両者、特に侵犯側への説示・勧告などの措置の効果） なお、女性差別撤廃委員会およびその他の日本が加入している人権条約機関、普遍的定期的審査、直近ではビジネスと人権に関する国連作業部会から、日本政府に対して、パリ原則に沿った政府から独立した国内人権機関の設置が繰り返し勧告されてきた。第7分野のこの取り組みだけではなく、本基本計画を推進していく上で、国内人権機関が果たしうる役割は多くの領域にわたるのではないだろうか。国家機関や行政機関の任務遂行により起きた人権侵害、政府の政策に起因する人権問題、社会に潜む構造的な差別など、これらへの対応は権力から独立した機関が行うものである。

192	男	50代	77	若年女性支援と中高年女性支援が対立、トレードオフの関係とならないよう、全体として女性支援新法事業の大幅な拡充と担い手のすそ野の拡大を図るべきである。子ども・若年期から中高年期に至るまでの切れ目のない支援の確保に係る課題について精査し改善を図っていくことも求められる。複合的な困難あるいはインターセクショナル리티の視点からの課題検討、点検も欠かせない。
193	女	50代	79	ひとり親家庭になった事情には、それぞれにさまざまな背景があります。貧困対策としての支援には自立に向けた就労支援を前面に推すのではなく、それぞれの段階に適した支援の中の一つとするような出し方をしてほしいと思います。 また、離婚前後家庭支援事業は、ひとり親家庭になる前段階から関わることのできる重要な事業です。伴走型の支援、専門的な相談を充実させること、離婚前に関わってもらうよう社会への周知・アナウンスの強化が必要だと思います。 「共同養育計画及びその在り方について調査・研究し、その成果に基づいて、標準モデル例を公表するとともに、離婚する父母に情報提供する。」とあるが、離婚後共同親権の導入については、必要な家庭子どももあれば、同じ割合で共同親権が不要及び危険な家庭子どももあることを、必ず念頭に置くべきです。「子どもにとって父母の共同養育が必要」を決して前提にしない表記の仕方を求めます。
194	その他	40代	-	“性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、社会における固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱えることがある。”と77Pにあります。この項目でもトランスジェンダーやノンバイナリー、性分化疾患への言及がないのは何故なのでしょう。 このことは、本案が「男女」のみを想定している問題性に他なりません。複合性による困難を記述しているにも関わらず、実際に存在するマイノリティを排除した基本計画は前提として破綻しています。 男でも女でもないもの、どちらでもあるもの、それ以外のもの、生殖ができるもの、生殖ができないもの、生殖をしたいもの、生殖をしたくないもの、すべてがこの社会に存在し、生存しています。 実態に即した包括性、多様性を重んじ、差別や不公正、搾取や暴力、権力勾配と不平等をなくす取り組みは国家の責任です。妊孕性があるものは「産む機械」ではありません。国家の資産でもありません。 第7分野においても、当事者団体や支援団体、専門研究者などの参画や連携、調査をしていただくよう要望します。

195	女	60代	-	4. 交差性(インターセクショナリティ) (第7分野) 【交差性の反映と包括的な差別禁止法の制定】第7分野 2 (2) エ ● 基本法と基本計画の中で、ジェンダー、職業、性的指向、民族、学歴、障害の有 無、国籍などによる複合的な差別の包括的な禁止を明記すること ● ヘイトスピーチや差別発言への罰則を明確にした、包括的な差別禁止法の制定に向けた検討の開始を明記すること。その際には当事者の声を反映させること。 ● 交差性と包括的な差別禁止に関する周知徹底を明記すること。 ● 社会マイノリティの属性をもつ人たちの政治的な意思決定の場への参画を推進する こと。理由・背景：包括的な差別禁止法の不在により、差別や権利の侵害などの人権侵害を取り締まったり、法的措置を講じることができず、複合的な差別に苦しむ人々に対応しきれていない現状がある。CEDAW建設的対話においてもその対策の欠如が露呈し、勧告が出ている。 【基本計画における、SRHRの文脈でのマイノリティの権利保障の明文化】 ● 男女共同参画に関連するあらゆる検討・意思決定の場において、様々なバックグラウンドや属性を持った若年女性(者)、当事者の参画を実現すること。 ● 「男女共同参画」という言葉を含め、基本計画のあらゆる文言において、男女二元論に基づく文言にならないよう、留意すること。 ● 婚姻の自由を、ジェンダーや性的指向に関わらず、全ての人に認めること。 ● セックスワークの非犯罪化を明確に定め、セックスワーカーの労働三権、安全と人権を保障し、暴力や搾取から守られやすい環境をつくること。(第6分野8) ● 受刑者の、分娩時の身体的自由を保障し、育児をする権利を認めること。また、トランスジェンダーの受刑者のホルモン治療の継続を保障すること。
196	男	50代	78	文章が全体的に同じ記載なので閉口するが、男性加害者女性被害者モデルが文章を通じて記載されている。この全体的な見直しが必要であると考ええる。 貧困は、女性なら救済、男性なら放置が良いとは思えない。
197	女	60代	77	基本認識 幼少期から継続している、親からの身体的暴力や暴言、支配により、心身に影響が出て、就労して自立することができない人々(20代～50代)の相談を受けています。実家を離れたくても、金銭的な問題、住居が確保できない等で、暴力的で支配的な親と暮らさざるを得ない状況です。女性ということで、親から介護要員としての役割も期待されています。 「生活上の困難」の中に、このような人たちが存在することも、記載してください。
198	女	50代	84	「2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の「(2) 具体的取組」の中の「エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」(p. 84)の充実をもっと図ってほしい。なぜなら困っている人は単一の困難のみならずかなりの割合で複合的な困難を抱えているからである。 その上で、 「相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。」 「学校における性的マイノリティに係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める」 「このように、多様かつ複合的な困難を抱える人々を地域において早期に発見し、確実に支援していくため、包括的な支援体制の整備を推進し、困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細やかな支援の実現に向けて、各種施策との連携」 等々とあるが、そこで専門性を有する職員の待遇が非正規労働者であることが非常に多い。そのために専門性を活かした仕事を続けられないという話も聞く。 困難女性支援法が従来の売春防止法のように若い女性だけが対象ではない。だからこそ広範囲かつ省内外の組織との連携が必要なのはいうまでもないが、そこで支援者の労働待遇が劣悪なものであれば、仕事を果たすことができない。専門性のみならず、そこで働く人の労働待遇についても考えてほしい。

199	女	50代	84	基本計画の全ての分野に関して、本来「男女」のジェンダーのみならず、多様なジェンダー、セクシュアリティ、人種、エスニシティ、階級、障害など、さまざまな差別の軸が組み合わさり相互に作用するというインターセクショナリティ（交差性）の視点が打ち出されるべきです。しかし第6次計画では、第七分野の一部として「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」として性的マイノリティ、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々や部落差別に関することなどが挙げられているものの、p. 84に全部で13行の記述があるだけであまりに少ないものとなっています。 しかも、「男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める」など曖昧な記述があるだけです。様々なマイノリティの人々へに対する差別の撤廃については全く言及されていません。「LGBT理解増進法」が施行されていますが、第6次計画には性的マイノリティの人々への理解の増進への取り組みについても言及はほとんどなく、差別撤廃については全く触れられていません。 第6次計画ではマイノリティ女性の問題は孤立させられ、他の課題から別物として扱われており、具体的な課題や施策にも力が入れていないことが明らかです。少なくともp. 84 エの分量はもっと多いべきですし、基本計画全体からはインターセクショナリティの視点が抜けおちており、国際的水準からしても恥ずかしいものとなっています。
200	女	60代	79	ひとり親家庭等への支援というと、自立支援・就労支援がまず目につくが、DVで離婚した妻・母親は心身ともに傷ついていて、すぐに自立しろと言われても困難なことが多い。身体的な傷や病気はまだわかりやすく生活保護などに繋がりがやすいが、一見健康そうに見える人でもトラウマを抱え苦しんでいることが多い。そういう人たちに性急に自立を迫るのではなく、心の傷をいやすプログラムへの参加やカウンセリングへのアクセスを容易にするための情報提供や予算措置は不可欠である。一度壊された人としての尊厳を取り戻すのは容易ではないことを踏まえ、生活の安定と心の平安を取り戻すための制度的保障を充実させていただきたい。
201	女	70代	80	(4)・・・法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受け入れ態勢の充実を図る。」と書かれていましたが、実際の調停や裁判で「もう一緒に住んでいないから」「子どもには父親が必要だから」といった考えで女性たちのDV被害の訴えがなかったことにされています。その偏見を改善するための、調査と計画が盛り込まれるべきです。そして専門性の向上は「被害当事者の現実を知ること」を中心に行うと明記すべきです。DVの被害実態を理解した司法の拡充こそが望まれています。ADRも同様です。DV被害実態を一番よく知る民間の支援団体等はADR事業に参画できるマンパワーもなく、DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは被害当事者への二次加害につながります。民間支援団体への支援をこの領域で拡充することを計画に盛り込むべきです。
202	女	70代	-	○ひとり親になることへの不安から、離脱を選択できずに、子どもも含めて被害が深刻になる事例が多い。ひとり親でも安心して子育てができるように養育費の自治体による立替払いなどを実現すること。 ○別居親が養育費を払う義務を徹底すること。
203	女	70代	77	基本認識に「社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である」と書かれていて、とても同意します。そのためにも基本方向として、同姓婚・選択的夫婦別姓制度の実現、包括的差別禁止法の制定、国内人権機構の設立を盛り込んでください。

204	団体として提出	団体として提出	-	第7分野 男女共同参画の視点に立って貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 男女賃金格差と女性の非正規化、社会保障の自己負担増などが女性の貧困を深刻にしている。賃金や年金の引き上げ、社会保障の拡充が急がれる。 ◇生活保護制度は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するにふさわしく、拡充すること。今の物価高騰に見合う生活保護基準や、母子加算など改善すること。 ◇医療、介護、年金などの保険料は応能負担の原則で、低賃金の人の保険料は引き下げることに。 ◇すべての国民を対象に全額国庫負担による最低保障年金制度を導入すること。減額につながるマクロ経済スライド制はただちに廃止すること。 ◇訪問介護事業所への介護報酬を至急増額し、地域の訪問介護体制を支えること。ヘルパーの大幅な処遇改善をすること。 ◇必要な人が必要な時に利用できる介護保険制度へ、抜本的に改善すること。利用者の負担増になる制度改悪はやめること。 ◇国の責任で子どもの医療費無料化をおこなうこと。75歳以上の窓口2割負担をやめ、後期高齢者医療制度は廃止し、国の制度として無料化を復活させること。 ◇難病患者も含め、障害者（児）が必要かつ十分な医療、福祉サービスを無料で受けられるよう財源を確保し、社会基盤の整備を早急に進めること。 ◇外国人に人権と人間らしい生活を保障すること。人種差別を煽るヘイトスピーチや行為は許さないと毅然とした立場を明確にし、強制送還ありきで命を危険にさらす出入国管理法を、難民条約と国際基準に見合ったものに抜本的に改正すること。
205	団体として提出	60代	80	法施行後の家事紛争に適切に対応するため、家庭裁判所の人的・物的体制の強化や専門性の向上に努めるよう要請する。・・・ADRの利便性向上と家事紛争の受入れ体制の充実を図る。 と書かれていましたが、実際の調停や裁判で「もう一緒に住んでいないから」「子どもには父親が必要だから」といった考え方で女性たちのDV被害の訴えがなかったことにされています。その偏見を改善するための、調査と計画が盛り込まれるべきです。そして、専門性の向上は「被害当事者の現実を知ること」を中心に行うと明記すべきです。DVの被害実態を理解した司法の拡充こそが望まれています。ADRも同様です。DV被害実態を一番よく知る民間の支援団体等は、ADR事業に参画できるマンパワーもなく、DVを知らない事業者が家事紛争に対応することは被害当事者への二次加害につながります。民間支援団体への支援をこの領域で拡充することを計画に盛り込むべきです。
206	女	60代	84	性的マイノリティについては、見出しのタイトルにもなく、本文中では、p84のエ(1)の複合的困難な状況のある人の例示にあるだけである。この間、LGBT理解増進法が成立し、自治体の同性パートナーシップは日本の人口の9割以上を占めるまでになり、各地裁・高裁の同性婚裁判では違憲判決が続発している。このような社会的環境の変化を全く踏まえずに、従来政策の維持、あるいは後退ともとれる相談体制のみを記載しているのは、性的マイノリティの人権問題に真剣に取り組む政治的行政的意思が欠如していることを示すものである。 昨今では沖縄で「LGBT教育を行うとトランスジェンダーが伝染する」という差別的な意見を市議会で述べられた例があった。 2024年の国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の対日審査における勧告でもあったように、本来LGBT理解増進法ではなく、国際的にも標準的な差別禁止法が策定され、こうした政治家の差別的言動に対して罰則規定を設けるべきであったが、現行法はなんら差別の解消に役立っていない。実効性のある差別禁止のための立法や政策を計画に盛り込むべきである。 また昨今SNSで攻撃が激しい、トランスジェンダーへのバッシング（トランスジェンダー女性が女性スペースに侵入し危害を与えるというデマの拡散）についても、国が率先して差別をなくすための正しい知識の普及や意図的に攻撃を繰り返す差別者への処罰を行ってほしい。そのことが現在困難を抱えるトランスジェンダーをはじめとしたLGBTQの人々にとって安全な環境を整備することにつながる。違憲判決がなされた、同性婚を実現するための民法改正や性同一性障害特例法の改正についても具体的な道筋を示してほしい。

207	答えたくない	40代	-	同性婚の合法化
208	団体として提出	団体として提出	-	第7分野の基本的な方針が、マイノリティについての「正しい理解」を深め、「人権教育・啓発等」を進めることになっているが、この方針では、問題が、人々の理解の問題へと個人化され、意識啓発の問題に矮小化されている。マイノリティとされている人たちの複合的困難は、制度や環境の未整備によってもたらされている社会的課題としての側面が大きい。こうした点にもっと重点を置くべきだ。
209	女	50代	80	1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 (2) 具体的な取組 イ(4) 「全国ひとり親世帯等調査」において、ひとり親家庭における養育費受領の実態を把握し、受領率向上に向けた取組につなげていく。 (意見) 「全国ひとり親世帯等調査」において、ひとり親家庭における養育費受領の実態を把握し、【国による養育費の立替払いと強制徴収を念頭に】受領率向上に向けた取組につなげていく。という文言を加える。 (理由) いくら取り決めをしても、養育費絵を払わない者は払わない。共同親権導入がなされてしまったが、そもそもの目的は養育費の支払いを促進するためだったのに、議論の過程で雀の涙ほどの法定養育費導入で着地され、それよりも重要事項決定への拒否権など別居親側に有利な制度の導入ばかりに議論の軸足が移ってしまった。ひとり親支援の幹ともいえるのが、養育費支払い義務からの別居親の逃げ得を許さないことだ。
210	団体として提出	団体として提出	84	「女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」の2にある「早期に発見」という文言は、あたかも、複合的な困難を抱える人の側に問題がある（「早期に発見」すべき問題事案）かのように受け取られかねない。これらの文言は、削除し、「多様かつ複合的な困難を抱える人々を地域において確実に支援していくため、」としてはどうか。 また、「困難な状況が固定化・連鎖しないよう」とあるが、「連鎖」は、「遺伝」の意味合いにも受け取れ、問題がある。「困難な状況が固定化しないよう」とすることでよいのではないか。
211	女	60代	-	子どもの安全と誘拐防止」に関する意見 二人の孫娘が母親に突然連れ去られ、私たち祖父母や父親は会えなくなりました。これは「実子誘拐」であり、国際的には重大な人権侵害ですが、日本では「監護の継続性」という名目で容認されています。その結果、子どもが一方の親と祖父母から切り離されることが正当化され、愛着形成に深刻な悪影響を与えています。国連子どもの権利委員会も繰り返し日本の親子断絶を問題視しています。子どもの安全を本当に守るには、片親による連れ去りを「未成年者略取罪」として扱い、警察が民事不介入を理由に逃げず保護責任を果たすべきです。さらに面会交流の不履行に対して制裁を強化し、親権制度を共同親権型へと改めることが不可欠です。祖父母として孫娘の成長を見守る権利も尊重されるべきであり、祖父母との交流を確保する法的枠組みも必要です。私は年金と内職で細々と暮らしていますが、孫たちが健やかに両家の愛情に包まれる未来を信じています。制度が「親子断絶装置」と化している現状を一刻も早く改めてください。

212	男	50代	100	第6次基本計画の素案では、「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」の必要性が指摘されており、特に母子世帯の貧困問題に焦点を当てています。しかし、その根本原因の一つに、別居や離婚後の「養育費不払い」の問題が挙げられます。養育費は子どもの健全な成長のために不可欠なものであり、それを支払わないことは子どもの権利を侵害する行為です。しかし、現状では養育費の履行確保が極めて困難であり、多くの母子世帯が経済的な困難に直面しています。 この問題の解決には、強制執行を容易にする制度的改革はもちろんのこと、養育費の支払いを滞らせる原因となる「親子断絶」の問題にもメスを入れる必要があります。多くの非監護親が養育費の支払いを怠る理由として、「子どもに会えないのに、なぜお金を払わなければならないのか」という不満を抱えている現実があります。子どもとの面会交流が適切に行われ、親子関係が維持されていれば、養育費の支払いも滞りにくくなるという相関関係が指摘されています。 したがって、養育費不払いを根本的に解決し、ひいては女性の貧困問題を解消するためには、共同親権・共同養育の原則を法的に確立することが不可欠です。これにより、離婚後も両親が子育てに共同で関わる枠組みが明確になり、養育費の支払い義務に対する納得感も高まります。また、親権を持たない親であっても、子どもとの定期的な交流を保障することは、子どもの精神的安定にも寄与し、子どもの最善の利益に資するものです。 さらに、DV加害者からの逃避のために住民票の閲覧制限を行う「DV支援措置」についても、その運用を厳格化し、真に生命の危険がある事案に限定すべきです。現状では、虚偽のDV申告によって相手方から子どもを完全に隔離し、養育費の請求のみを行う事例が散見されます。これにより、子の健全な成長に不可欠な親子関係が不当に断絶され、結果的に養育費の不払いという負の連鎖を生み出している可能性があります。このような制度の悪用を防ぎ、子どもの権利と親の責任を公平に保障する制度へと見直すことが、男女共同参画社会の健全な発展に不可欠です。
213	女	50代	81	該当ページだけでなく、第7分野全体への意見です。 ・女性支援法って何でしょうか？ 男性、女性関係なく、支援が必要な人に支援をすれば良い ・性的マイノリティ、外国人、アイヌ、部落が困難を抱えているとはどんな事ですか？ 日本では性的マイノリティでも普通に生活できます。諸外国が行ってきた差別を日本人もやっている様な印象操作はやめて欲しい。 外国人が言語で困っている問題は、日本語がろくに出来ない状態にも関わらず日本で生活しているからではないですか？日本で就労する人は日本語及び日本文化を理解している人を選んで欲しい。 無作為な政府のお陰で現場は困っています。 それからアイヌの問題を訴えている人は本当にアイヌなのでしょうか？ アイヌの補助金に群がる人が多いと認識しています。 あと部落差別は今もあるのでしょうか？ 私はどこが部落なのか知りません。 これらの様な、差別の無い所に差別を創り上げ、予算を付けている様にしか思えません。 女性、性的マイノリティ、外国人、部落、アイヌなどのグループ分けせず、本当に困っている人を助けてあげて欲しい、切に願います。 個人的な意見ですが、純粋な日本人が一番差別されていると感じます。
214	女	50代	81	単身高齢女性の貧困率が44.1%という事実を鑑み、単身高齢女性に特化した貧困対策が必要である。
215	女	50代	-	貧困を改善して欲しいです。

216	女	60代	-	厚生年金加入の要件の緩和で、週の労働時間が短くても（20h以上）加入できるようになったのは良いが、経過措置の中で小規模事業所のパート社員は老後資金が不安だと思う。健康が許す限り働き続けられるよう政策支援すべきである。 男女とも65歳以上でも健康なら働き続けられるよう企業への働きかけを強め、支援金も含め充実させてほしい。
217	男	70代	-	貧困は時代というキーワードで片づけしないで、政治で解決して下さい
218	女	60代	77	性的マイノリティ…部落差別」のような様々な人々に対しては、「正しい理解を広め」だけでなく、そうした属性の人びとに対する差別的言動を禁止する立法を求めるべきではないか。
219	その他	20代	-	婚姻制度を辞めるか、婚姻の平等を認めるようにお願いします。 婚姻の平等を認める際には、戸籍上同性のカップルの婚姻のみならず、以下のような点ももちろん認めてほしいです。 ・ノンバイナリーである人がそのまま結婚出来ること ・既に結婚している人がトランスジェンダーとして望むようにトランジション出来ること ・ポリアモラスな関係性を結んでいる人の三者以上の関係性が法的に認められること
220	団体として提出	団体として提出	-	【追加があり、午後3時に送信した文書を入れ替えてください】 女性の貧困は、男女賃金格差、それを反映した年金格差、世帯単位の税社会保障制度と有機的に関連した構造的問題である。まず男女の賃金格差、非正規の7割を女性が占める現状を変えていくこと。妻を扶養者として真っ当に働く権利を奪っている世帯単位の税、社会保障制度を個人単位に変え、すべての女性が人間の基本的権利である働く権利を保障し、税も社会保険料も負担する制度に変えたうえで、すべての人の生存権を保障する環境整備が求められる。 ・高齢女性の貧困に、「死別女性」を追加する。65歳以上の単身女性の貧困率は44.1%（男性30.0%）で、高齢の未婚女性は43.1%、離別女性43.6%、死別女性32.0%である。CEDAWは総括所見で、「経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で貧困率が最も高い（15.4%）」ことを懸念し、「ひとり親世帯、寡婦、高齢女性のニーズに特に注意を払いながら、貧困削減と持続可能な開発を目指した取組を強化する。」と勧告している。 ・最低保障年金制度の創設、年金生活者支援給付金の大幅な拡充、生活保護の条件緩和と捕捉率向上、家賃補助、相談窓口の拡充に加え、高齢女性の意思決定への参加、リスクリング補助、ディーセントワークとしての再就職などが必要である。 CEDAWの対日審議では、委員から「ILOの社会的保護基盤に沿った、すべての個人に対する最低限の年金を確立し、年金制度における「非嫡出子」と分類された子どもを持つ女性に対する給付を含む、これまでのジェンダー差別に対応する、法的また政策的、制度的な改革を検討しているか。」「ILOの社会的保護基盤に沿った完全な保障をどのように提供することを考えているのか。」との質問があった。
221	女	30代	82	住宅セーフティーネット制度については、貸主側の任意登録のため、利便性などに優れた優良物件は登録はされず、高齢者や住宅確保要配慮者が住みにくい物件に限定され結果的に対象者が十分な支援を受ける事ができない懸念があります。法人保有の賃貸物件などは各法人に一定の登録戸数を設けたり、問題時（入居者の孤独死など）に対応できる専用の対応機関を設けるなど、ある程度の強制力とサポートは必須と思います。
222	女	60代	78	（２）ア２の「同一企業・団体内における正規雇用労働者と非正規労働者との間の不合理な待遇差の解消等」とある箇所に、公務非正規の問題も明示的に位置づけるべきだと思う。正規／非正規間の不合理な待遇の差は、民間以上に公務領域において深刻である。公務領域においても、不合理な待遇格差の解消が進むよう、国の計画でも明確に記して欲しい。 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援を行っている相談員や支援員等が、「会計年度任用職員」として単年度の不安定や雇用や低い待遇のもとに置かれている現状がある。そのような状況では、長期的展望をもったよい支援や年度を超えて継続的な支援は難しい。現状では、施策自体が大きな矛盾を抱えている。そうした現状を捉え、支援する側の状況改善を第6次計画のなかで明確に位置づける必要がある。

223	男	50代	84	具体的取組の「ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備」の(2)の記載では、「配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性」のみを対象とし、在留外国人男性に対しては「配偶者等からの暴力の被害者」であっても適切な支援が不要であるかのように読めるため、女性に限らない記載に改めるべきと考えます。
224	女	50代	79	「(5) 令和6(2024)年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対して包括的な支援を実施できるよう、支援体制の強化、支援員の人材育成、民間団体と地方公共団体との協働の促進等の各種取組を行う。」と書かれたことは評価できます。合わせて官民の対等な協働をぜひ進めてほしい。全国を取り組みはまだまだ弱いです。行政だけでは今の女性たちが抱える多様な困難の解決に向けた支援ニーズには応えられていません。 生活保護の受給、公営住宅を含む住宅探し、介護や学校など福祉や教育の連携。誰が中核をコーディネートするのか。女性支援相談員は会計年度の職員で、責任が重いわりには身分が保障されていない。 支援を頼む側も申し訳ない気持ちになる。 もっと、正規職員で雇用し専門職としての役割が発揮できる雇用と体制をつくる必要がある。そのための国の財源を確保してください。
225	団体として提出	団体として提出	81	「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しこのような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。」とありますが、 人権教育・啓発等を進めること以外の施策が具体的に書かれていません。正しい理解と社会における多様性の尊重のための教育・啓発活動はもちろん大事です。しかし、「複合的で困難な状況に置かれている」ことに対する政府や地方公共団体による抜本的で確実な対応や措置がなければ、交差性・複合差別の問題は解決しません。在日コリアンのようなマイノリティ女性は、就労・健康・女性への暴力・地域社会での差別意識など生活の様々な分野で困難な状況に置かれていることは当事者や研究者によるいくつかの先行調査で明らかになっているわけですから、まずは在日コリアン女性をはじめとするマイノリティ女性たちの実態を把握するための調査の必要性を書いてください。
226	女	70代	74	施策の基本方向 高齢女性の貧困の原因として、扶養親族の期間が長く続き配偶者の死別、離別により収入の減少がある。三号被保険者制度の限界はみえているのに、改革案を出せない政治的なものが見え隠れする。しかし、社会保障制度の持続可能性には、個々人が税、年金掛け金をする制度の提案が必要で、国会議論を開始してほしい。これは、基本的な女性の自立につながり夫婦別姓制度と通じる。 雇用分類に「正規」「非正規」ではなく、労働時間区分を、すべてを「正規」枠に、性別でなく一人の労働者として対等に負担と賃金、労働条件、福利を享受をできる体制づくりを求む。 ※働き方や賃金格差が拡大し、男も女もしんどい人が多く存在している。その不満が他者への見えない攻撃（SNS）で広がり、一瞬の快楽を得るために他者を傷つけているのではないのでしょうか。この閉塞感の風穴を開けるためにこの行動計画の実行はとても重要です。 真面目に誠意を持って働いておられる皆様の仕事の充実度がアップされ、誰でもが幸福度が高いと感じられる施策の提案をお願いします。
227	女	70代	78	(2) ア (2) 正規雇用と非正規雇用の課題について、非常に多くの女性が、公的機関の会計年度任用職員として働いており、不安定な身分のままである。行政機関が率先して、非正規雇用を生み出しているのは、理不尽であり、不合理な待遇格差の解消をまず公的機関から解消していただきたい。女性相談支援センターの女性支援相談員、生活保護や就労支援の相談員など、困難女性支援の最先端で働く女性が、非正規雇用で、相談に来る人よりも収入が少なく、悲しくなると笑えない話を多く聞く。

228	団体として提出	団体として提出	-	・2016年に発表されたヘイトスピーチに関する法務省委託調査からは、在日コリアンが集中的にヘイトスピーチのターゲットになっていることが理解できます。ジェンダー統計が取られていないため、委託調査からは明らかになりませんが、在日コリアン女性がターゲットになりやすいことは様々な実態調査から十分に推測できます。「外国人や外国にルーツがある人」との記載では不可視化される多様な歴史的背景を踏まえた人たちの存在を認識し、適切な施策を講じてください。 ・女性であることと様々なマイノリティ性が重なり合い、複合的な差別や不平等を被っている女性たちに関する実態調査をおこない、人権教育・啓発にとどまらない施策を実施してください。 ・77ページの【基本認識】では、複数の属性が作用することによる「差別と不平等の交差性・複合性」を明記し、その解決はジェンダー平等実現に不可欠と記載してください。 ・性的マイノリティという表現で、女性当事者が不可視化されないように十分に留意してください
229	女	70代	-	①貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 ア 以下を加える 「国、地方公共団体、特に男女共同参画センター等の女性非正規労働者について実態調査分析を行い、待遇改善を行うための資料とする。」 理由 男女共同参画センターの相談員（女性）の多くが非正規労働者で、退職後貧困に陥るといふ不安を抱えているという意見がある。まずは行政の足元から貧困を撲滅する必要があるのではないか？この実態調査も男女共同参画機構が実施しては如何？
230	女	40代	-	【意見】地方にUターンした高学歴女性が、適切な職に就けず、困窮する事例が見られます。ハローワークや自治体はこの層への支援策を持たず、能力が活かされないまま孤立しています。国・地方自治体による「高学歴女性向け就労支援窓口」の設置、地域企業とのマッチング支援、越境リモートワークの推進、地方創生施策における女性人材活用の明確な位置づけなどを通じて、知的資源の流出を防ぎ、地域活性化につなげる取り組みを強化していただきたいです。 また、女性本人の収入がゼロでも、世帯主（夫や親）の収入がある場合、公的支援が受けられず、実質的に困窮している女性が支援から漏れています。外出もままならず、精神的孤立及びその影響による苦痛、メンタルヘルスが深刻です。世帯単位ではなく「個人単位」での支援制度設計、DV・経済的支配の観点から踏まえた支援判定基準の見直し、国・県・地域での女性支援団体との連携強化など、制度の柔軟性と実効性を高める救済対応を求めます。
231	女	40代	-	【意見】⑧ を追記し、猛暑時のエアコン利用などエネルギーアクセスの格差対策を明記すべきです。特に生活困窮世帯や高齢女性、ひとり親家庭などが、電気代の高騰により冷房を購入もしくは使用できず、熱中症などの健康被害、命に関わる問題に直面しています。ジェンダー視点からのエネルギー政策の強化が必要です。自治体による電気代補助や、公共施設での避暑支援など、具体的な施策の検討を求めます。該当分野：第2部 I 第7分野および第8分野に関連して、 【意見】パンデミックなどの公衆衛生危機におけるジェンダー格差への対応を計画に盛り込むべきです。特に女性は、コロナ禍において解雇・雇止め、雇用不安、経済的事情による住居喪失、育児・介護負担の増加、DVの深刻化など、多面的な困難に直面しました。にもかかわらず、行政による緊急支援は十分とは言えず、多くの女性が困窮を余儀なくされました。今後の感染症対策や緊急事態、災害対応においては、ジェンダー視点を取り入れた支援体制の整備が不可欠です。医療・衛生資源の公平な配分、高齢者・子ども・外国人・障がい者を含めた情報アクセスの改善、避難所や支援施設におけるプライバシーと安全の確保、そして平時からの市町村区長・議員と市民との防災関連の交流・連携の促進など、具体的かつ実効性のある施策を強く求めます。

232	男	50代	-	【資料ページ番号 77】 ●意見 44 『○ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境の整備や、』とあるが ひとり親は自分の選択でひとり親をしているのであって、結婚すればひとり親支援は不要となることを踏まえ、あまり熱心に環境整備するべきではない。そこで 『○ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる離婚後の共同養育環境の整備や、』と訂正する。また 『家族の介護等を行っているヤングケアラーの問題』に続けて 『（同居親がケア対象であることが多い）』と追記すべき。 ●意見 45 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 I 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【資料ページ番号 78】 ●意見 45 『1 貧困等生活上の困難に直面する女性等』とあるが 貧困なのは弱者男性も同じなので 『女性等』は『男女』と訂正すべき。 ●意見 46 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 I 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（1）施策の基本的方向】 【資料ページ番号 78】 ●意見 46 『○ ひとり親家庭等に対し、親子が安心して生活できるように世帯やこどもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行う。その際、母子家庭に加え、父子家庭の抱える困難への対応にも留意する。』とあるが そもそも自立できていないから自立支援という表現になるのであって、自立できてない親を同居親とすべきではない。 しかし現実問題、司法が自立できてない親を同居親とするのでしょうがない。 そこで『きめ細かな自立支援』をすくなくとも 『きめ細かな自立支援及び離婚後の共同養育支援』と訂正すべき。 また、『困難への対応にも留意する。』に続けて 結局、ひとり親は困難なので『また、結婚支援を行う。』とする。 ●意見 47 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 I 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（2）具体的な取組】 【イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり】 【①】 【資料ページ番号 79】 ●意見 47 『ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。』 とあるが 役に立たない資格を大人数に取らせてもしょうがないので 『ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けて、地域において必要とされる資格を必要とされる数だけ枠を算定し資格取得を促進する。』 と訂正すべき。
-----	---	-----	---	---

			●意見４８の該当箇所（分野・ページ数等） 【第２部 Ⅰ 第７分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【１ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（２）具体的な取組】 【イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり】 【②】 【資料ページ番号 ７９】 ●意見４８ 『・ひとり親家庭等のこどもに対し、学校や放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、軽食の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。』とあるが これらの支援があることによって、かえって離婚後の共同養育を妨げる面がある。 そこで 『なお、居場所の優先順位としては、別居親による共同監護が最上位であることに留意すること。』と追記すべき。 ●意見４９の該当箇所（分野・ページ数等） 【第２部 Ⅰ 第７分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【１ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（２）具体的な取組】 【イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり】 【④】 【資料ページ番号 ８０】 ●意見４９ ④は一つの項目として長すぎる。 短く区切り、各内容につき、独立した番号を付与すべき。 ●意見５０の該当箇所（分野・ページ数等） 【第２部 Ⅰ 第７分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【１ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（２）具体的な取組】 【イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり】 【資料ページ番号 ８０】 ●意見５０ 『④ 養育費の取決め等を促進するため、法定養育費はあくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的・補足的なものであり、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをすることが重要であることなどについて、動画やパンフレット等による効果的な周知・啓発を行う。』とあるが大前提として、離婚後の共同養育があるべき姿であり、多額の養育費をもらうために、独占監護を希望するようになるというのでは、民法改正や子供の権利条約９条の観点から本末転倒である。そこで 『各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決め』との部分を 『各自の収入及び共同監護などを踏まえた適正な額の養育費の取決め』と訂正すべき。 また、『養育費の取決めをすることが重要であることなどについて、』の部分は、 『養育費の取決めをすることが重要であること 及び 養育費を直接もらうことにこだわらず共同監護により別居親の直接の支出を増やすこと』と訂正すべき。
--	--	--	---

			●意見５１の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【１ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（２）具体的な取組】 【イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり】 【④】 【資料ページ番号 80】 ●意見５１ 『養育費の支払確保に向けた調査・検討を進める。』とあるが 民法改正及び子どもの権利条約9条の趣旨から 『養育費の支払確保、親子交流の実行確保、共同養育の実行確保』とすべきである。 ●意見５２の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【１ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援】 【（２）具体的な取組】 【イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり】 【④】 【資料ページ番号 80】 ●意見５２ 『「全国ひとり親世帯等調査」において、ひとり親家庭における養育費受領の実態を把握し、受領率向上に向けた取組につなげていく。』とあるが 『養育費受領の実態』ではなく、 『養育費受領の実態、親子交流の実態、共同養育の実態』とすべき。 同様に 『受領率向上』ではなく 『受領率向上、親子交流率向上、共同養育率向上』とすべき。 ●意見５３の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【２ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備】 【（１）施策の基本的方向】 【資料ページ番号 81】 ●意見５３ 『また、高齢期に達する以前の女性が老後の生活の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。』 とあるが、女性に限らない話なので『女性』を『男女』にあらためるべき。 ●意見５４の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 Ⅰ 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【２ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備】 【（２）具体的な取組】 【ア 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備】 【資料ページ番号 81】
--	--	--	--

				●意見 5 4 『① 高齢期の女性の貧困について、』とあるが 女性に限らない話なので『女性』を『男女』にあらためるべき。 ●意見 5 5 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第2部 I 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備】 【2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備】 【（2）具体的な取組】 【ア 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備】 【資料ページ番号 8 2】 ●意見 5 5 『⑫ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加により 孤独・孤立のリスクを抱える者 の増加が見込まれ、 孤立死も増加。こうした中長期的な課題に対して、 関係府省庁や地方公共団体が密接に連携し、 現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や 社会とのつながりを失い孤立死に至ること を予防する観点から、 居場所・つながりづくりなど、 中長期的な視点に立って孤独・孤立状態の予防に取り組む。』 とあるが、特に孤立死は、不動産の評価価値を著しく下げる可能性があり、その結果、 高齢者への賃貸が断られやすくなり、住む場所がなくなりやすい。そこで 『居場所・つながりづくりなど、』を 『居場所・つながりづくり、結婚支援など、』と訂正すべき。
233	女	60代	-	1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組 P 7 8 ○何よりも、家族のケア責任を負う女性が、仕事とケアを両立させられるよう梨園が必要である。男女の賃金格差を解消し、短時間勤務であっても、短期単年度雇用ではなく長期的な雇用を保障する短時間正規雇用し、子育て・介護の部分休業が男女ともに確保できる職場環境整備等が必要である。 イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり P 7 9 ○ひとり親世帯の就労には、部分休業を小学生まで認めるような処遇が全ての職場で認められるような法改正、それを確保するための中小企業への助成等の仕組みが必要である。 ○養育費の自治体による立替払いなどを実現すること。 ○生活保護世帯では、高卒以上の学校教育は認められていないが、キャリアを築き貧困から脱出するための根元が保障されていない。2023年度の大学への進学率は58%であるが、専門学校等を含む高等教育機関の進学率は84%である。生活保護から外すのではなく、進学を支援する制度改正が必要である。 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ア 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 P 8 1 ○高齢女性の無年金・低年金に対応するには「年金生活者支援給付金制度」では、生活するのに不十分である。住居費や医療費の支援など別の枠組みでの生活支援制度を創設し、生活保護を利用しなくてもやりくりできるような制度構築をすべきである。 ウ 外国人が安心して暮らせる環境の整備 P 8 3 ○子育て支援、保育施設や教育機関との連絡がスムーズにできるような通訳・翻訳の寄り添い支援制度が必要である。現在は通訳のいる時間が限定されたり、ニーズに対応し切れていない。民間団体などと連携し、日常的な支援を行う体制構築が必要である。
234	女	30代	-	支援者等からは性的な存在として認められず、性的自己決定権が阻害されることも多いため、障害者の恋愛・性・結婚・子どもを持つ権利についての周知を促進すること。（第7分野2(2)イ）

235	答えたくない	50代	-	p 7 7 基本概要の一番下の「性的マイノリティであること、」からはじまる文章がわかりにくい。
236	答えたくない	50代	-	婚姻の平等を求めます。1日も早く誰もが結婚するかしないかを自身で決まることができる社会にしてください。 性的マイノリティを含む包括的差別禁止法を作ってください。 トランスジェンダーの中学生は、親に 「今僕のために何かしてくれるなら、僕を殺す事だけだよ。」と言いました。 性的マイノリティ当事者の子供達は 性的マイノリティ当事者の大人達の姿を見ており、将来に大きな不安を抱えています。 邪魔にされる、生産性がないと言われる、隣に住んでいるのも嫌だと言われる、結婚もできない、家族の根幹に関わる存在だと言われ、女性の安全を脅かす存在だと言われています。 こんな社会を見ている子ども達は、 大人になるのが怖いのです。

237	答えたくない	30代	-	私は仙台市在住の市民です。 男女共同参画の理念そのものには賛同いたしますが、現状の政策運用には以下のような懸念を抱いております。 1. 子どもと親の分離を助長する仕組みについて 一部の弁護士や団体が「支援措置」や「DV認定」を口実として、実子の一方的な連れ去りを指南している事例が見受けられます。これにより、子どもが一方の親から断絶され、深刻な心理的影響を受けるケースが少なくありません。計画策定においては「親子交流の確保」を明確に位置づけるべきです。 2. 「DV」概念の過度な拡張について 家庭内の些細なトラブルや一方的な主張まで「DV」として扱われる傾向が広がっています。その結果、真に保護を必要とする被害者支援が薄まる恐れがあります。科学的・客観的な基準に基づいた判断が不可欠です。 3. シングルマザー家庭の増加を前提とした政策について 男女共同参画の推進が「片親家庭の増加」を既定路線とするような方向で進むことには疑問を感じます。むしろ「両親が協力して子どもを育てられる仕組み」を整備することが、子どもの福祉にも資すると考えます。 結論 第6次基本計画においては、「男女の対立」や「一方的な親権」ではなく、子どもの最善の利益を中心に据えた制度設計を強く求めます。 具体的には、親子交流の保障、DV認定の厳格化、両親の協働支援を重視する方向性を検討していただきたく意見を申し上げます。
238	男	30代	-	LGBTQ+に関する言及がないが、性的少数者は日本の中で法的にも社会的にも不安定な地位に置かれている。同性婚をはじめとして法的地位の保障を積極的に行うこと、また社会における理解の増進のための施策を行うこと、青少年で精神的な不安を感じている人たちに支援を行う事など検討いただければと思います。
239	女	40代	-	2ページ目で言及されている L 字カーブは、30代以降の女性の就業環境が改善していなく、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難な状況に置かれ、大卒または高学歴にも関わらず、取り残され経済的に困難を抱えている女性もいます。5ページ目の「一部の地方公共団体においては、女性に選ばれる地域づくりという観点から、男女共同参画の推進に着目し、先進的・総合的なまちづくりの取組を進める例もでてきている。」と記載されていますが、まだ一部で全く不十分で、困窮している女性もいます。 全国地域格差なく、政令指定都市及び中核市、それ以外の地域間の所得や経済雇用機会の格差を是正し、リモートワークによる越境採用も推進し、女性の雇用環境改善のための具体的施策を早急に講じてください。 ・第2部 1 第3分野「女性の所得向上と経済的自立の実現」、第7分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、第9分野「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」に関して、 地方にUターンした高学歴女性が、適切な職に就けず、困窮する事例が見られます。ハローワークや自治体はこの層への積極的な支援・解決策を持たず、能力が活かされないまま孤立しています。国・地方自治体による「高学歴女性向け就労支援窓口」の設置、地域企業とのマッチング支援、越境リモートワークの推進、地方創生施策における女性人材活用の明確な位置づけなどを通じて、知的資源の流出を防ぎ、地域活性化につなげる取り組みを強化していただきたいです。 また、女性本人の収入がゼロでも、世帯主（夫や親）などの収入がある場合、公的支援が受けられず、実質的に困窮している女性が支援から漏れています。外出もままならず、精神的孤立及びその影響による苦痛、メンタルヘルスが深刻です。世帯単位ではなく「個人単位」での支援制度設計、DV・経済的支配の観点を踏まえた支援判定基準の見直し、国・県・地域での女性支援団体との連携強化など、制度の柔軟性と実効性を高める救済対応を求めます。

240	男	70代	-	(1) 「男女共同参画」ではなく「ジェンダー平等」に変更すべきである。 男女共同参画局の英語表記、外務省などが作成する英文資料はすべてジェンダー平等である。 SDGsでもジェンダー平等である。 国際的に通用しない用語は使用すべきではない。 (2) すべての点でのジェンダー平等を規定すべきである。 女性差別撤廃条約ではあらゆる差別を認めないとしているが、「男女共同参画」では「意思」を前提としているために就労や家庭生活などに限定されている。このため、例えば新生児は除外されてしまっている。 社会での役割に重点を置くのではなく、存在自体の平等を規定すべきである。 境遇が変わっても別人になることはないのだから名前が変わらないのは当然である。 なお「ジェンダー主流化」ではなく「ジェンダー平等主流化」である。 (3) 複合的な差別に拡張すべきである。 女性と若者をセットにした記述が散見されるが、別の問題であり、「若者の中の女性」というべきものである。 このようになっているのは女性も若者も周縁化されているからである。このような周縁化は、貧困、民族、外国人、障害者、など様々なものがあり、LGBTQもその一つである。 各人権条約の審査などで複合差別に取り組むように求められているのも同じ理由による。 つまり様々な周縁化の代表が女性に対する差別なのである。 この状態に対して国際社会から繰り返し求められている下記を速やかに実施しなければならない。 ・ 包括的差別禁止法 制定 ・ 国内人権機関 設置 ・ 各人権条約の個人通報制度 加入 これらを検討する会議を公開して問題点を明らかにすべきである。 ヘイトスピーチ解消法によって、ヘイトスピーチは言論の自由には含まれないという国際認識が確認されたので、人種差別撤廃条約の留保は取り下げなければならない。
-----	---	-----	---	---

241	男	70代	-	(6-1) 仕事に直接関係するジェンダー平等 (1) 子供の有無に拘わらずジェンダー平等が実現されねばならない。 育児との両立が最重要と IL0100号条約は「同一『価値』労働同一賃金」を規定しているのに労働基準法では同一職種での同一賃金しか規定していないので間接差別を認める結果となっている。これは管理職や専門職が少ない原因であり、賃金格差を総じているので改定すべきである。 女性は、非正規が多いだけではなく、最低賃金に近い給与で働かざるを得ない人が多いので(ワーキングプア、シングルマザー、家庭の事情など)咲いて賃金は女性への影響の方が大きい、決定に関わるのは男性が多い。 最低賃金が地域毎に異なる国は少ない。 決定するために必要な価格の同一県内での分布を調査していないので、差を設ける根拠が無い。 賃金が安いと生産性が向上しない要因となり、労働に対する満足度が上がらない。 これらによって都市集中の要因となっている。 さらに経済循環の妨げにもなっている。 従って、全国一律で賃金を上げるべきである。 淘汰されると問題になる場合は助成する。 女性が仕事を選びにくい条件として 育児(送迎を含む) 介護(社会化が進んでいない) スキル向上の機会喪失 が考えられるので、制度改革と「つなぎ期間」の支援が必要である。 シングルマザーが養育費を受け取れないことが多いので(他の国を参考にして)行政による支給と税金に準じた徴収の制度を整備すべきである。 現状では子供を含めた生活が崩壊する。
242	答えたくない	40代	-	障害女性が性暴力を受けやすいこと、被害を申告しても信頼されないこと、障害男性に比べて貧困に陥りやすいこと、延命措置を断念しがちであることへの対策を盛り込んでください。 セックスワーカー差別をやめてください。買春者差別は、セックスワーカーの被害をより深刻にします。アムネスティの勧告にしたがうとともに、日本のセックスワーカー当事者の声を聞いてください。 障害者女性差別も、セックスワーカー差別も、非規範的な生を送る人への差別という意味で似通っています。一刻も早く女性差別を解消するための施策をのぞみます。

243	その他	30代	100	性的マイノリティの人権保障（約975字） 第6次男女共同参画基本計画（素案）に関し、性的マイノリティの人権保障について以下を要望します。 第一に、包括的差別禁止法制が欠如しています。EUはLGBTIQ平等戦略に基づき、雇用に限らず教育、医療、住宅、公共サービス等で差別禁止を加盟国に義務付けています。日本は「配慮」表現に留まり、実効的措置が示されていません。雇用以外の分野を含め包括的に差別禁止を明記し、違反時の救済手続きを制度化すべきです。 第二に、トランスジェンダーの法的性別変更制度における過度な医療要件は国際人権基準に反します。欧州では自己決定尊重型の制度が広がっており、日本も精神疾患扱いや不妊手術要件を見直す必要があります。 第三に、教育現場における支援体制強化が不可欠です。性的少数者の若年層はいじめ・孤立・自殺リスクが高く、教員研修の義務化、相談窓口の設置、教材に多様な性を反映させる制度改革が必要です。加えて、教育現場での加害防止策として、教員採用時や在職中に「ポリスチェック」「無犯罪証明書」を義務付け、性的少数者への加害歴のある者を排除する仕組みを整備してください。 第四に、デジタル領域での差別・暴力対策が不足しています。SNS等での差別発言や非同意のアウトティング拡散は深刻な被害を生みます。プラットフォームに迅速削除義務や再発防止体制の設置を課し、被害者支援と連携する法制度を導入すべきです。 最後に、定期的で公開性の高いデータ収集体制が必要です。EUのFRA調査のように、性的マイノリティの生活実態・差別被害を数値化し政策評価に活用する仕組みを求めます。
244	女	30代	-	・ 選択的夫婦別姓の早期実現を盛り込んでください。法律婚を望むカップルに、改姓を強制する制度をこれ以上続けないでください。 ・ 長野県内の中小企業では、比較的規模の大きい企業でも産休、育休が昇給、昇格のペナルティとなっている企業があります。例えばそれまで積み上げてきた昇格ポイントが産休育休を取ると減点されるなどです。このような制度が続けば、賃金格差が広がるだけでなく、男性の家庭への進出も阻みかねません。このような、子供を産み育てることがキャリアの障壁となるような制度を改正していくべきと考えます。 ・ 副業や起業の参入障壁をもっと低くしてください。副業解禁されましたが、県の法人税免除の恩恵を受けるためには副業許可の証明が必要など、まだまだやりやすい状態とは程遠いです。地方では女性が働きやすい企業は少なく、自分でゼロからやってみるのはリスクが高すぎる。会社員でいながら小さく副業を始めるために、本業の許可は不要とするなど、参入障壁をより低くし、女性が会社員だけに限らない収入源の確保をしていくのをサポートする制度を望みます。 ・ 性加害への厳罰化を望みます。幼い女の子や女性への性加害に対する処罰が軽すぎます。厳罰化を望みます。

245	女	40代	-	第2部 I 第4分野「生涯を通じた男女の健康への支援」 【意見】(1) 施策の基本的方向に、医療アクセスの地域格差是正を (2) 「具体的な取り組み」に、以下を 心療内科や精神科などの医療機関が都市部に集中しており、実際に地方ではアクセスが困難で通院が不可能です。行政から病院受診を勧められても、評判が良くない病院であったり、新規患者は病院から1年以上待たされるなど、実質当事者支援に繋がっていきなく、長期的な苦痛や自殺リスクとなっています。地方における精神科・心療内科・カウンセリングの拠点整備向上、オンライン診療の拡充と保険適用の柔軟化など、医療アクセスの地域格差を是正する施策を強く求めます。 第2部 I 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 3 官民連携による男女共同参画の推進 【意見】地方の小規模自治体では、ジェンダー講座や文化活動、経済相談、経済支援などの行政リソースが不足または機能しておらず、隣接する都市の施策にアクセスすることも困難です。例えば、群馬県なら中核市の高崎市と隣の藤岡市では大きな違いがあります。この格差が女性の居住選択に影響を与え、結果として人口流出や地域の高齢化を招いています。地域間連携による施策の相互利用（例：隣接自治体間での講座・支援制度の共有）、小規模自治体向けの財政的・人的支援の強化、オンライン講座や遠隔支援制度の整備によるアクセス改善など、「女性に選ばれる地域づくり」の一環として、地域格差の是正に向けた具体的な施策を求めます。 第2部 I 第7分野 「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」 <施策の具体的な方向と具体的な取組> 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 (1) 施策の基本的方向 (2) 具体的な取組 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組 【意見】(8) を追記し、猛暑時のエアコン利用などエネルギーアクセスの格差対策を明記すべきです。特に生活困窮世帯や高齢女性、ひとり親家庭などが、電気代の高騰により冷房を購入もしくは使用できず、熱中症などの健康被害、命に関わる問題に直面しています。ジェンダー視点からのエネルギー政策の強化が必要です。自治体による電気代補助や、公共施設での避暑支援など、具体的な施策の検討を求めます。
246	女	40代	-	該当分野：第2部 I 第7分野および第8分野に関連して、 【意見】パンデミックなどの公衆衛生危機におけるジェンダー格差への対応を計画に盛り込むべきです。特に女性は、コロナ禍において解雇・雇止め、雇用不安、経済的事情による住居喪失、育児・介護負担の増加、DVの深刻化など、多面的な困難に直面しました。にもかかわらず、行政による緊急支援は十分とは言えず、多くの女性が困窮を余儀なくされました。今後の感染症対策や緊急事態、災害対応においては、ジェンダー視点を取り入れた支援体制の整備が不可欠です。医療・衛生資源の公平な配分、高齢者・子ども・外国人・障がい者を含めた情報アクセスの改善、避難所や支援施設におけるプライバシーと安全の確保、そして平時からの市町村区長・議員と市民との防災関連の交流・連携の促進など、具体的かつ実効性のある施策を全国で強く求めます。
247	答えたくない	40代	-	ジェンダー平等教育、包括的性教育を学校で実施してください。併せてジェンダー平等を身近なものにするため、選択的夫婦別姓の実現はもちろん、共同親権施行にあたり、困難女性支援の強化をしてください。養育費を払わない男性がいるので、女性のひとり親家庭の方が貧困率が高いのは明らかです。

248	男	40代	-	政府や行政が公開するデータは、男性が直面する不当な状況を明確に示しています。 1. 子どもの連れ去り・親子断絶 問題点：離婚や別居の際に、一方の親（多くは女性）が子どもを突然連れ去る行為が横行しています。現在の単独親権制度は、この「子どもの連れ去り」を容認し、子どもと別居親（多くは男性）の関係を不当に断絶させています。 統計が示す現実：法務省の「家事事件の実情」等の統計によれば、面会交流が円滑に行われている事例は少数です。多くの別居親が子どもと会えない状況が続いています。 2. 経済的・精神的暴力 婚姻費用・子の監護費用（養育費）の問題：裁判所が用いる標準算定表は、子どもと会えない別居親にも高額な費用負担を強います。これは、日本国憲法第29条第1項が保障する財産権の不当な侵害です。 高まる男性の自殺率：厚生労働省の人口動態統計によれば、日本の男性の自殺者数は女性の約2倍で推移しています。これは、離婚後の親子断絶、職場でのプレッシャーといったジェンダーバイアスに起因する孤立や精神的苦痛が、より深刻な問題であることを示唆しています。 3. 司法・行政のジェンダーバイアス DV支援措置と虚偽申告：離婚や別居を有利に進めるために、DVの虚偽申告が悪用されるケースが後を絶ちません。この一方的な申告で、男性は適正な手続きを経ず、人権を制限されています。 ■社会の偏見と不合理な予算配分 1. 痴漢・セクハラ冤罪問題 痴漢問題においては、「男性は加害者」という固定観念が根強く存在します。電車内で痴漢冤罪に巻き込まれた男性は、疑いをかけられた時点で社会的信用を失い、弁明の機会すら十分に与えられません。 2. 不合理な予算配分 ■未来への提言：真の男女共同参画社会を築くために 1. 共同親権の導入と公平な司法・行政 共同親権の原則化：親権獲得を目的とした虚偽申告の動機を減らすため、離婚後も父母が共同で子育ての責任を負う共同親権を原則とすべきです。 制度の信頼性回復：DVやセクハラ等の申告は、客観的な証拠に基づく厳格な審査を義務付け、虚偽申告には厳正に対処することで、制度の信頼性を回復します。 2. 予算の抜本的見直し 少子化対策への集中投資：過度な男女共同参画予算を縮小し、男性の育児参加を促すインセンティブなどに再配分すべきです。
249	女	40代	-	・ 政府から独立した人権機関を設立してください。 ・ 罰則を伴うヘイトスピーチ禁止法を制定し、実効的な取り締まりを行ってください。 ・ 選挙での差別的言説を禁止してください。 ・ 同性カップルが結婚できるようにしてください。 ・ 選択的夫婦別姓制度を実現してください。 ・ 性的マイノリティの医療アクセスを保証してください。 ・ リプロダクティブ・ライツを尊重してください。「産め産め」と言わないようにしてください。 ・ 配偶者の同意なく中絶させてください。 ・ 「奥さん」「ご主人」「旦那さん」と言われたくない人もいます。「パートナーさん」「配偶者さん」「ご伴侶様」等が自然な呼称になるよう、政府が率先して普及を進めてください。かつて政府主導で「クール・ビズ」と称して服装のマナーに変化をもたらしたのは素晴らしいかったと思っています。 ・ 防災対策にマイノリティの視点を取り入れてください。
250	団体として提出	団体として提出	81	2高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備については、以下の点において更なる検討が必要である 高齢者、障害者、外国人等が安心して地域で暮らせる社会の実現のためには、成年後見制度等の権利擁護事業が適切に運用、利用されることが重要である。 とりわけ、高齢者、障害者へのDV、虐待等や詐欺等の消費者被害は、本人の生命、身体、財産に深刻な被害を及ぼすおそれがあり、自身での適切な権利行使が不可能な場合には、成年後見制度等の利用を通じて意思決定支援及び権利擁護を受けることができる体制を構築することが必要である。

251	女	70代	81	第2部7 分野・・・81 項(1) (1)施策の基本的方向の2番目 部落差別（同和問題）を被差別部落当事者に書き換える
252	女	70代	84	第2部7 分野・・・84 項エ① ・部落差別（同和問題）を被差別部落当事者に書き換える ・5行目 人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、「さらには、複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」を挿入する。
253	団体として提出	70代	81	施策の基本方向の2番目 「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、部落差別（同和問題）に関すること等に加え・・・」のなかの、部落差別（同和問題）に関すること等に加えを被差別部落当事者に関すること等に加えと書き換えていただきました
254	団体として提出	70代	84	「性的マイノリティであること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること部落差別（同和問題）に関すること等に加え・・・」の中の、部落差別（同和問題）に関すること等に加え、を被差別部落当事者に関すること等に加え書き換えていただきたい 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに「さらに複合的に困難な状況に置かれているマイノリティ女性たち（部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい
255	団体として提出	団体として提出	78	P78 1(1)女性の低賃金が低年金の要因であるので、憲法第25条にのっとった生活を送れるような支援が必要です。既に遺族年金の改悪が行われたため、(2)では、本計画において改悪された部分の是正措置を講じることを求めます。
256	団体として提出	団体として提出	79	P79ア⑦雇用保険適用拡大の施行により、被雇用者が手取り賃金の減少や雇止めなどの不利益を被ることがないように、施行後も自活できる所得を得られるように、施行とあわせて適切な救済措置を講じることを求めます。
257	団体として提出	団体として提出	80	P80イ④離婚後の養育費については、支払い継続率は長らく25%前後を示し、養育費を取り決めても実際に受領できないケースが大半であり、生活困窮による公的支援が必要です。養育費の受領率改善のための強制的な措置を設けることを求めます。また、家庭裁判所の家事調停委員や調査官のジェンダー観を培う研修の増強を司法機関に促し、訴訟の際に女性が不利益を被る結果とならないような措置を望みます。「ジェンダー観ある人的体制の強化」と文言の付加をお願いします。

258	女	60代	-	該当項目：3 該当ページ：40 ・女性が産休から復帰後も、産休前の職位に復帰できることを保証する企業の制度づくりを推進し、これに応じる企業を税制面などで優遇すること。 ・（この項目に該当するかどうか分かりませんが、）離婚時の養育費支払いを義務付け、支払わない場合は給与などの差し押さえを行なうよう司法・立法機関と連携の上、法改正すること。 該当項目：4 該当ページ：41 マタニティハラスメントを行なった企業名を公表し、罰則を強化すること。
259	女	60代	8	「男女共同参画」という言葉は日本独特であり、国際的には「ジェンダー平等」が共通言語である。しかし素案では、「第1部 基本的な方針／2 社会情勢の現状、予想される環境変化／（5）国際的な潮流」及び、「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」の2カ所、国際的な視点からの記述以外のほとんどの部分で、「地域」の分野などごくわずかな例外を除き、「ジェンダー平等」の言葉は登場しない。男女共同参画社会基本法は制定から四半世紀が経過しており、この間の社会情勢の変化は非常に大きい。「男女」という性別二元論は学術的にはすでに過去のものとなっており、社会の多くの人々もそのことを受け入れ始めている。5年に一度の本計画が未来を見据えた「計画」である以上、「ジェンダー平等」をめざすことをより明確に打ち出すべきであり、本計画全体にそのような方向を反映すべきである。 また、素案を検索したが「LGBT」「マイノリティ」といった言葉が一度も登場しない。女性に対する差別はいまだに根深く、男女格差や女性差別の是正が本計画のめざすものであることはいうまでもない。一方で、性的マイノリティーの人たちへの差別が社会的課題として広く意識されるようになったのは、ほぼ今世紀に入ってからであり、女性差別への取り組みが19世紀から始まっているのに比べても課題の解決は遅々として進んでいない。特に、トランスジェンダーの人たちに対する差別は非常に深刻であり、存在すら脅かされる事態となっている。女性差別と性的マイノリティー差別は、家父長制という差別を生み出す構造の異なった局面だととらえることができ、それゆえ、女性差別と性的マイノリティー差別の解消は、車の両輪として取り組むべき課題である。性的マイノリティー差別に向き合うことなしに女性差別が解消されるということはないと考える。素案にそのような問題意識が全く見られないのは残念である。 本計画に基づく男女共同参画社会基本法が「男女」をうたう以上、限界があることは承知しているが、計画において方向性だけでも指し示すことができるのではないだろうか。審議会においてぜひ検討していただきたい。
260	女	40代	-	性別は男女の2つのみではなく、多様であるので男女二つの性別しか想定してないのはおかしい。 また、女性が生きていくには、生殖の権利、避妊や人口妊娠中絶について完全に自分一人で決定できる権利があるべきで、現行のアフターピルが手に入れにくく高価なこと、堕胎罪や男性の同意が必要なことは世界的に見ても異常。 またトランスジェンダー初め、性的少数者の権利の保障、同性婚、選択的夫婦別姓も早期に実現させるべき。また女性差別をはじめとして差別に対する罰則規定のある禁止法を整備すべきである

261	団体として提出	50代	-	・全体にわたり、男女と書かれると、そこに当てはまらなと感じている人たちを疎外することになるため、男女共同参画に変えて、国際的な標語に合わせてジェンダー平等（Gender Equality）の表記を検討してください。 ・女性に関する困難は、複合的マイノリティがより強く影響を受けることから、差別の交差性の課題に関して、第7分野だけで扱うのではなく、第1部の基本方針に明記してください。 ・性的マイノリティに関して、就学率、中退率、就業率、年収など、基本的なデータがない状況です。民間で行われている調査を元に、ジェンダー平等に関連する基本統計に性的指向や性自認を入れることを検討してください。 ・すべての取組について、ベースライン指標とともに達成目標と達成期限を定め、進捗状況と成果を評価するようにしてください。 ・AIによるプライドパレード参加者の個人情報の割り出し、暴露が懸念される国もあります。女性や性的マイノリティへの差別をより「効率的に」行うためにAIが使われる懸念を明記し、適切な施策を講じてください。 ・SDGs ゴール 5 ターゲット 5.6「性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス」という観点からの施策の充実が必要です。「第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援」では、「性と生殖に関する健康と権利」という章立てを設け、当該分野へのコミットメントを明確に示してください。特に、性的マイノリティは医療現場での無理解や差別を経験しています。ホルモン投与などのトランスジェンダーが必要とする医療に関して専門医が少ない、HIV陽性者への医療拒否といった話も見聞します。医療現場での性的マイノリティに関する啓発の必要性を明記してください。 ・「性と生殖に関する健康と権利」は、素案全体を通じ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」と表記してください。 ・well-being は「幸福」「良い状態」等の訳語が使われてきました。素案において「多様な幸せ（well-being）」という言葉を用いる背景や意義がわかりません。「福祉・幸福」といった、より適切な理解しやすい言葉を検討してください。 ・災害やパンデミックにおいては、女性であり複合的マイノリティでもある場合に、より強く影響を受けます。防災・復興に関する箇所でも差別の交差性について明記してください。
262	その他	50代	-	性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、障害の有無、人種、地域性、経済的格差等の交差性によりマイノリティも生きることを脅かされず、排除されないジェンダー平等な社会推進のため、排外主義や憎悪犯罪などのマイノリティ差別の防止に努め、反ジェンダー平等の圧力に流されない第6次男女共同参画基本計画にしていきたい。
263	男	30代	-	全体として女性にフォーカスがあたっているが、女性はもちろんのこと男性以外の性のあり方の人や、多様なバックグラウンド（障害がある人、異文化、LGBTQ+等）を持つ人を採用するよう留意が必要であることを記載してください。
264	女	60代	3	高齢者の独居率の上昇について書かれているが、そのマジョリティは女性であるということを強調すべきである。高齢女性の貧困の問題は重要である。夫死亡後の高齢女性の状況についての調査も必要である。 修文案；「中でも高齢者の独居率が上昇すると見通されている」に「そのマジョリティは女性である」と続ける。

265	女	60代	10	P10ー(1) (5) 「性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。」とあり、このために困難女性支援法に自治体責務も明記されたと思います。しかし、地方自治体での取り組みは後手後手で、女性支援センターや一時避難所がないところも多く、また、担当課には専門性や適性を欠く管理職が配置されているために女性相談支援員の役割を果たせない、また人材養成ができない自治体が多くあります。国は、全国調査を行い、ジェンダーに基づく暴力とされているDVへの対策をされていない自治体について国民に発表してください。 (6) 「社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。」とありますが、日本のジェンダーギャップ指数は高いにも関わらず、「男性逆差別」と言われてしまうのは、根拠について国民への啓発不足ではないでしょうか。制度や支援を行う行政においても、そのような考えが蔓延しており、「何故この施策が必要なのか」研修は必須ではないでしょうか。母子家庭、高齢女性が経済的貧困に陥り世代連鎖やACEsの子ども達の増加を起しているのは紛れもない事実であることを強く認識して実効性のある計画を作成してください。 (7) 「大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。」とありますが、全国的女性相談を担う女性相談支援員の多くは非正規雇用です。災害の起きた時、地方自治体では、非正規職員の相談員は、被害者の対応はできません。防災の時点で、このような課題まで検討するよう計画してください。
266	団体として提出	団体として提出	-	優生保護法訴訟の最高裁判決を受けて『障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画』が策定されたこと、男女共同参画の観点からもこれをふまえて推進することを、記述するよう求める。
267	その他	20代	-	女性が虐げられてきた歴史のもと男女共同参画をいう分野が始まったことは理解しているが、現実のジェンダーやセックス、セクシャリティーは男女の2種類に留まらず多様である。この現実に即し、ノンバイナリーやトランスジェンダー、インターセックスなどの存在を常にあるものと想定し、このような政策に盛り込むことを求める。
268	団体として提出	団体として提出	11	第1部 基本的な方針 3 6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項 (P10) (6) 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。(P11) 意見： 1) 多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して・・・とあるが、第7分野に示されているようなアイヌ女性、「旧植民地出身者とその子孫であることを含む」外国人および外国にルーツがあること、部落差別（同和問題）など、個別の具体的な名称では述べていないため、誰のことを指しているのか分からない。 2) なぜ部落差別だけが、人の集団としての名称を使用しないのか。修正すべきである。 3) 「外国人および外国にルーツがあること」には、旧植民地出身者として時には内国人、時には外国人として扱われてきた人びとおよびその子孫の歴史的社会的存在が見えてこない。無視、軽視できないこの事実を正しく表現すべきである。

269	団体として提出	団体として提出	9	3 第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 ◇ジェンダー平等の前提である差別根絶への姿勢が見えない。あらゆる差別を定義し禁止する包括的差別禁止法、包括的ハラスメント禁止法や性暴力被害者救済法などの法整備を明記すること。
270	団体として提出	団体として提出	2～5	(1) 人口減少、世帯構成の変化等 未婚率、共働き率、外国人労働者数などの増加に触れているが、その主な原因は低賃金構造と非正規労働者割合の増大によって、経済的不安定さから結婚や出産が大きなリスクになったことによる。最低賃金の引き上げ、非正規雇用の正規化などにより経済的安定を図ることが優先課題だと明記すべき。 2) 就業・生活のあり方 育児休業復帰後の非正規化を問題にしているが、長時間労働の改善、保育所の拡充などの働きながら育児をする体制が整備されていなければ難しい。介護を担う労働者についても、介護保険制度の拡充が必要なため、労働・保育・介護行政への提言・調整が必要である。 (P 2, 3, 4) (2) 意識・価値観の動向・変化 「主たる稼ぎ主は男性である」という意識を払しょくするには、正社員でさえ女性の賃金が男性の7割という明らかな賃金差別の解消が必要であること。また、配偶者控除や第3号被保険者制度が女性の低賃金構造を補完していることを明確にし、このような制度が性別役割分業やアンコンシャスバイアスを再生産しているため、段階的な税制・社会保障の改正が必要だと記載すべき。 (p 5) 「職場におけるハラスメントはあってはならない」のならば、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の早期批准を目標として掲げるべき。 (P6) (4) 安全・安心に影響を与える様々な要因 物価上昇、高齢女性の貧困率の高さ、性暴力、DV、セクハラ、などの不安要素が列記されているが、その原因について触れ、それを解決することを改革に入れていただきたい。低賃金・非正規雇用が多いなど、女性の経済的基盤がぜい弱なこと、それに基づき弱い立場に置かれ、暴力やDVなどの被害に遭いやすい状況に女性が追い込まれやすいことを明記すべき。 (P7)

271	男	50代	-	【第1部基本的な方針】 【1男女共同参画基本計画の目指すべき社会】 【③】 【資料ページ番号1】 ●意見2 『③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活』とあるが 家庭生活の後に、 共同親権共同養育への民法改正及び子どもの権利条約9条を踏まえ 『親子生活』を追記すべき。家庭生活だと離婚後の同居親子の生活の充実だけという意味合いになるので、これは、男女共同参画の観点からふさわしくない。 ●意見3の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部基本的な方針】 【2社会情勢の現状、予想される環境変化】 【資料ページ番号2】 ●意見3 『その背景には、長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りがある。特に男性では、超過勤務の多さなど』とあるが 『特に男性では、超過勤務の多さなど』の部分を 離婚後父子断絶率70%を立法事実とする民法改正の趣旨を踏まえ 『特に男性では、超過勤務、離婚による子の監護からの実父の排除の多さなど』と明記すべき。 ●意見4の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部基本的な方針】 【2社会情勢の現状、予想される環境変化】 【（2）意識・価値観の動向・変化】 【資料ページ番号5】 ●意見4 『無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。』とあるが 『また、男女の意識と無意識だけでなく、固定化した司法判断により、単独親権者は女性が9割であり、そのうちの7割は実父を排除するという調査結果があり、また、司法は、子どもの権利条約9条を無視して親子断絶を容認している。』と追記すべきである。 ●意見5の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部 基本的な方針】 【2社会情勢の現状、予想される環境変化】 【（2）意識・価値観の動向・変化】 【資料ページ番号5】 ●意見5 『親や学校の先生を含めた身近な人間関係やSNS、メディアなど周囲からの影響を数多く受けることで「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を抱くことが考えられることから30、 幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。』に続けて 『とくに、母子家庭における実父の排除の解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。婚姻関係の有無にかかわらず両親の共同親権共同監護が重要である。』と追記する。 ●意見6の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部基本的な方針】 【2社会情勢の現状、予想される環境変化】 【（2）意識・価値観の動向・変化】 【資料ページ番号6】
-----	---	-----	---	--

				●意見 6 『さらに、配偶者間での行為について、身体への暴力ではない行為についても「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする人が増えるなど、配偶者等への暴力（DV）に関する認識にも広がりが見られる』 とあるが注35とは別に、裁判例を根拠として、 『夫婦間における不当な性交拒否も性暴力であり、不法行為として離婚事由となり慰謝料の対象であることにも留意することが必要である。（注35b裁判例）』と追記するべきである。 政府にとって都合が悪いDVについて、政府は調査させない傾向がみられ、その結果、不法行為が不法行為として認識されず、横行している現状がある。DVについてより正しい認識を共有するため、不当な性交拒否は、裁判で不法行為として認められているので明記すべきである。 同様に、『不当な親子交流妨害』についても明記するべきである。 ●意見 7 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部基本的な方針】 【36次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等】 【資料ページ番号9】 ●意見 7 『〇6次計画は、 5次計画の取組を引き続き進めるとともに、 女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、 男女共同参画の取組を進める という考えの下、 改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、 各種ハラスメント対策の強化、 仕事と健康課題の両立支援、 テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、 能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、 地域における男女共同参画の取組 などを強化しながら取り組む。』 と重点項目を列記してあるが 離婚後共同親権への法改正の趣旨及び子どもの権利条約9条も踏まえ 『離婚後の共同養育』を列記に加えるべきである。 ●意見 8 の該当箇所（分野・ページ数等） 【第1部基本的な方針】 【36次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等】 【（1）基本的な視点及び取り組むべき事項】 【資料ページ番号10】 ●意見 8 『①性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。 その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、 多様で柔軟な働き方の推進、 長時間労働の是正、 DXによる働き方改革・生産性向上、 ハラスメント対策及び リ・スキリングの促進。』 とあるが 『離婚後の共同監護の推進』を追加すべきである。 女性の監護が緩和されれば、所得向上に資するし、別居の監護が増加すれば同居親の負担は減り自立しやすくなる。子どもの権利条約9条の観点からも、最低限別居親と定期的に交流できることが必要である。
272	女	30代	-	本計画の理念を「男女共同参画」から**「ジェンダー平等」**に改めてください。現行の「男女」二元論はLGBTQ+やノンバイナリーを包摂できません。内閣府男女共同参画室を「ジェンダー平等省」とし、性別に基づくあらゆる課題に対応できる体制を整えるべきです。さらに若者、性的マイノリティ、障害者、外国籍女性、地方在住者など多様な当事者が政策立案・評価に参画できる制度を設けてください。ジェンダーギャップ指数が最低水準にある日本にとって、抜本的な方針転換は急務です。